

産業構造審議会 知的財産分科会 基本問題小委員会

ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権行政の在り方
～審査制度の在り方、今後の知財政策・制度改革の方向性～

第2回 令和2年11月16日



目次

1. これからの審査制度の在り方

1. 特許審査制度
2. 意匠審査制度
3. 商標審査制度

2. 新型コロナウイルス感染症等を受けた今後の制度改正に向けた検討事項

1. 各小委員会で検討・議論中の制度改正事項
2. 災害時の救済制度

3. より魅力的な産業財産権制度とイノベーションの創出に向けて

1. 国際協力
2. 中小・大学・ベンチャー支援、知財人材育成
3. オープンイノベーションの促進

4. 歳出削減に向けた取組

1. 歳出の全体像及び令和3年度概算要求
2. 予納制度の現状と課題
3. 情報システム経費の見直し

5. まとめ

1. これからの審査制度の在り方

はじめに 各法別の歳入歳出状況

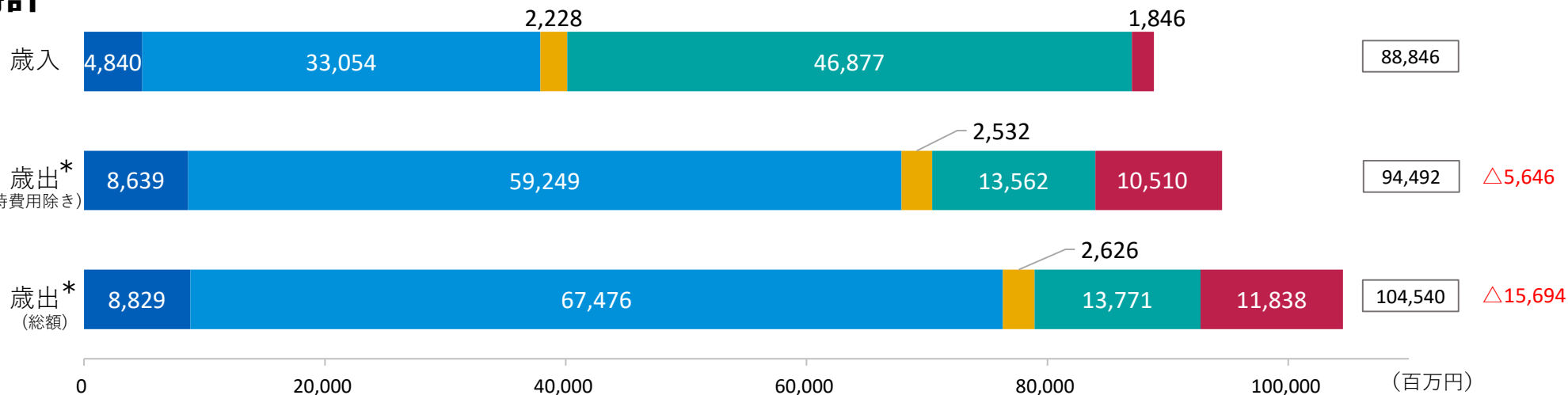
1. 特許審査制度
2. 意匠審査制度
3. 商標審査制度

2018年度歳入歳出比較①（特許・PCT）

各法ごとに、2018年度の歳入と歳出（一時費用を除いた場合と総額の場合）を比較

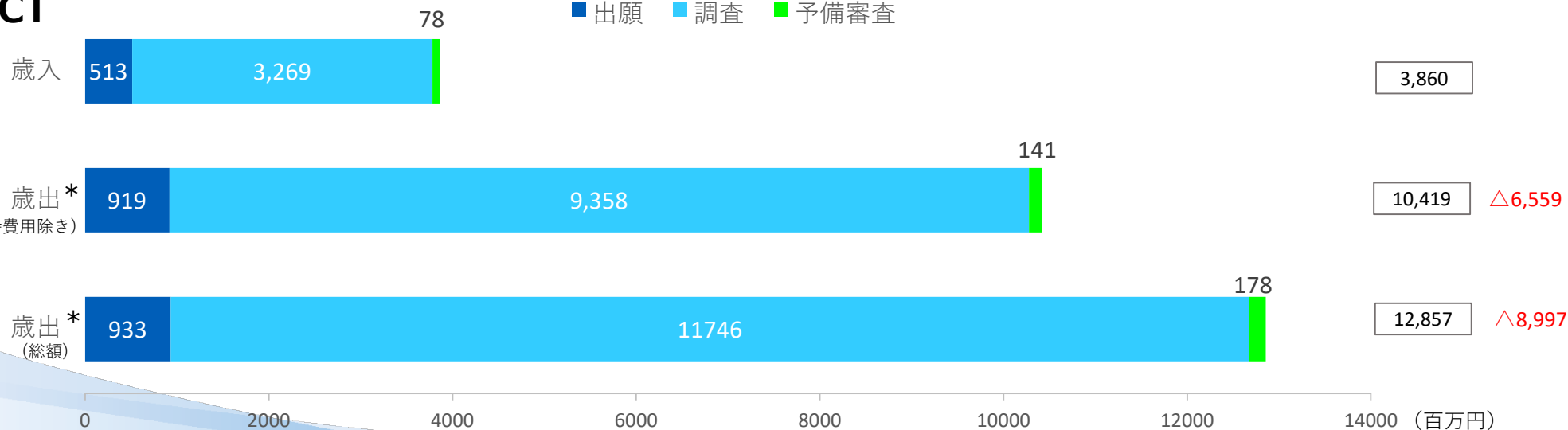
特許

■ 出願 ■ 審査 ■ 登録 ■ 特許登録料(年金) ■ 審判



PCT

■ 出願 ■ 調査 ■ 予備審査



特許庁

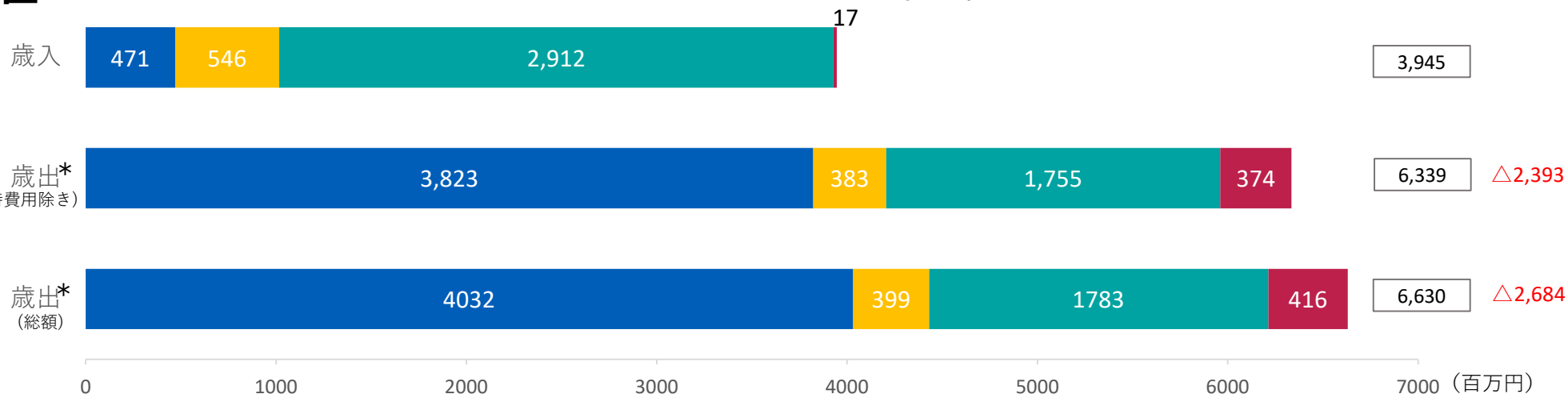
* 各法で共通の要素に関しては按分等により算出しているため、一定の幅を持った推計値である点に留意。

2018年度歳入歳出比較②（意匠・商標）

各法ごとに、2018年度の歳入と歳出（一時費用を除いた場合と総額の場合）を比較

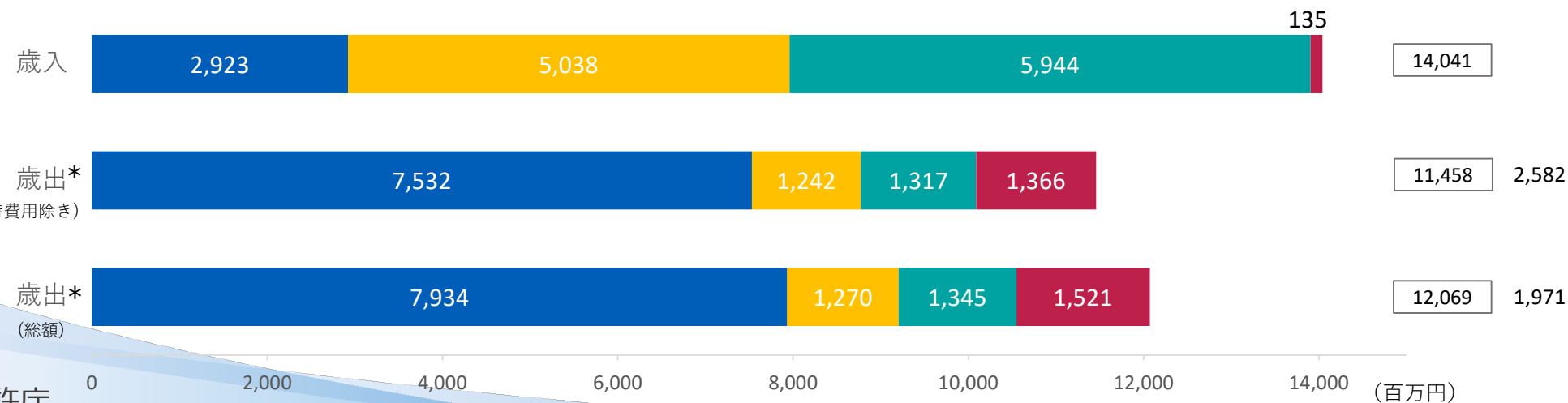
意匠

■ 出願 ■ 登録 ■ 意匠登録料(年金) ■ 審判



商標

■ 出願 ■ 登録 ■ 更新登録料 ■ 審判



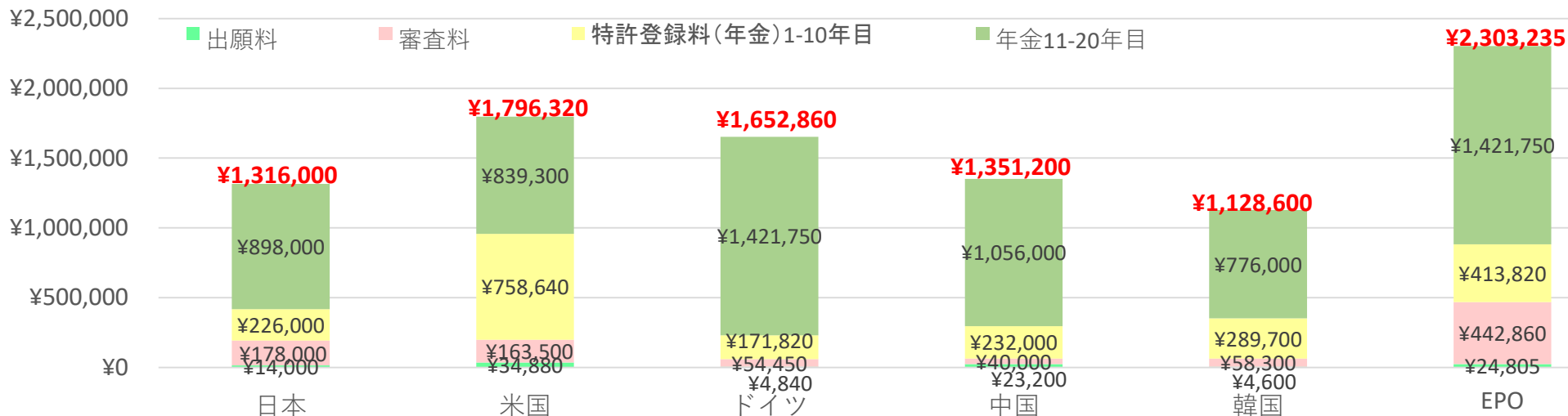
特許庁

* 各法で共通の要素に関しては按分等により算出しているため、一定の幅を持った推計値である点に留意。

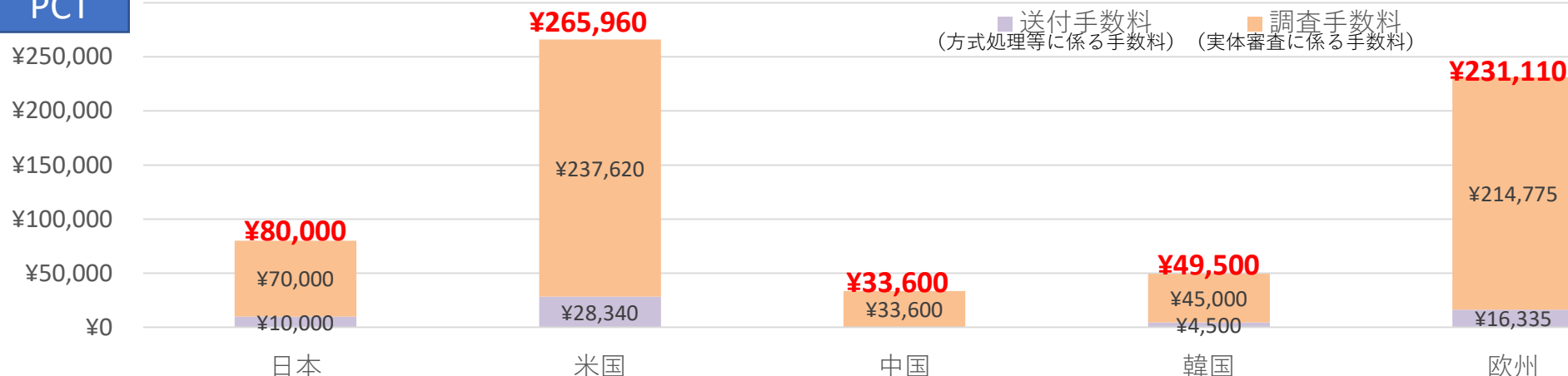
(参考) 各国の特許・PCT料金水準の比較 (出願から権利取得後20年維持する場合の費用)

特許

※2020年10月2日時点の料金



PCT



(特許料金)

※出願時請求項数10、登録時請求項数8、ページ数40で計算
 ※1ドル=109円、1ユーロ=121円、1元=16円、1ウォン=0.1円で算出
 ※凡例は日本における料金区分。他庁の料金は当該凡例を参考に色分け。

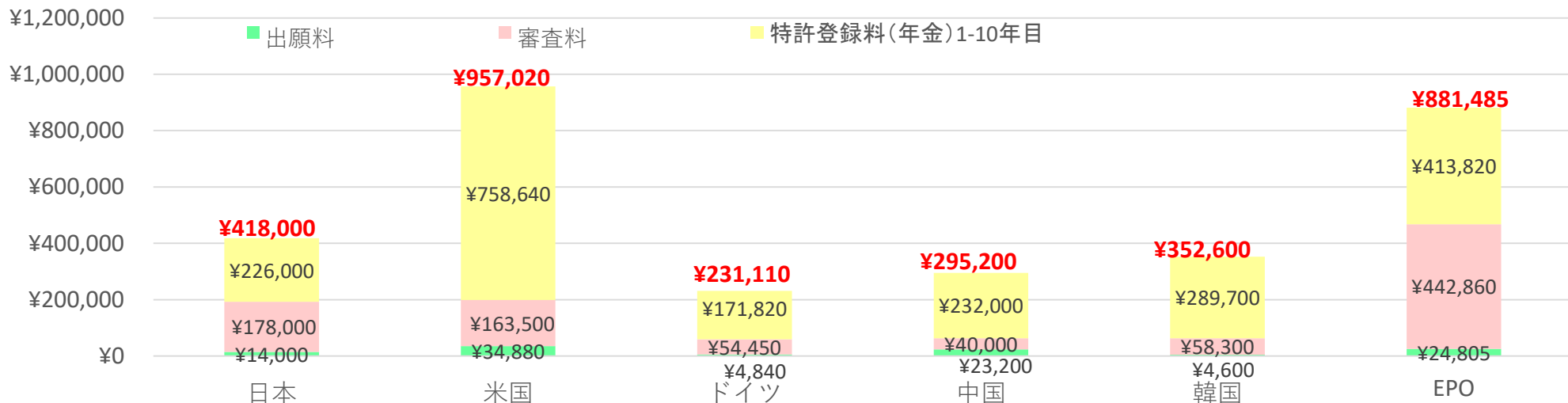
(PCT料金)※英語出願の場合

日本→16.6万円
 中国→3.4万円
 韓国→13.5万円

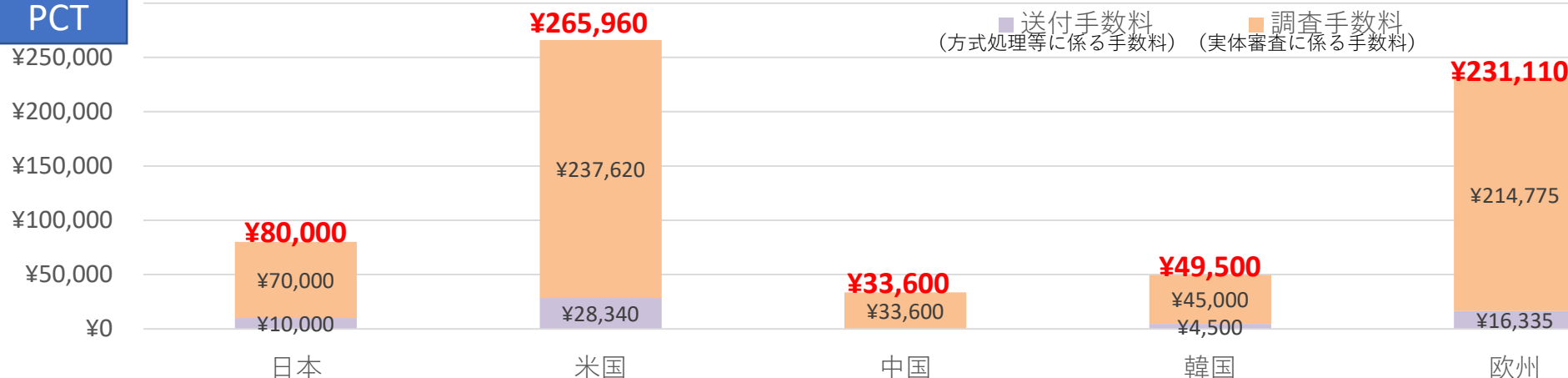
(参考) 各国の特許・PCT料金水準の比較 (出願から権利取得後10年維持する場合の費用)

特許

※2020年10月2日時点の料金



PCT



(特許料金)

※出願時請求項数10、登録時請求項数8、ページ数40で計算
 ※1ドル=109円、1ユーロ=121円、1元=16円、1ウォン=0.1円で算出
 ※凡例は日本における料金区分。他庁の料金は当該凡例を参考に色分け。

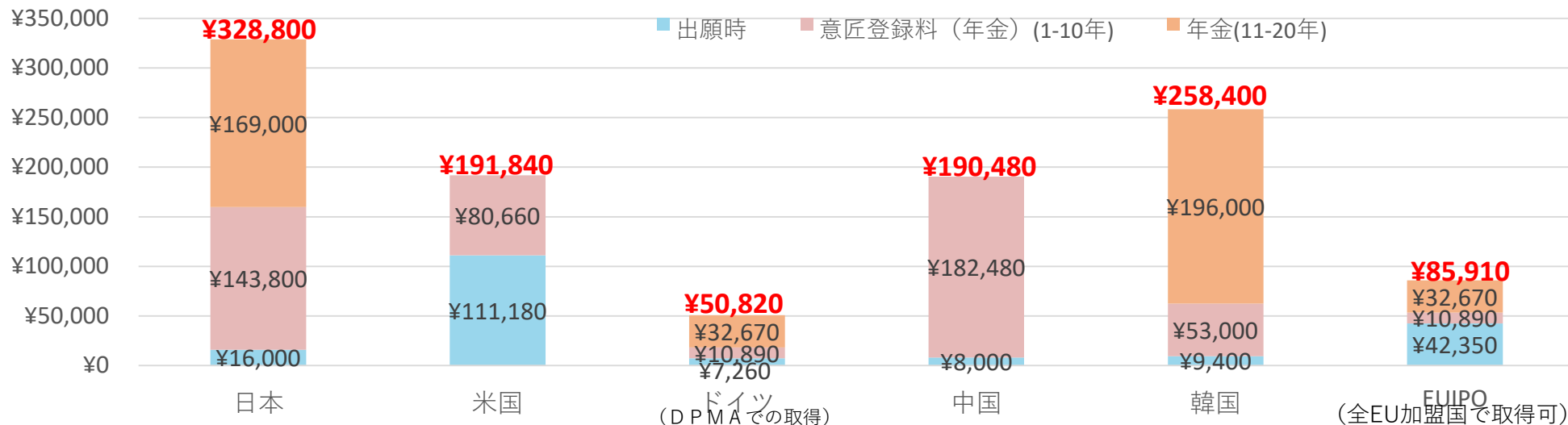
(PCT料金)※英語出願の場合

日本→16.6万円
 中国→3.4万円
 韓国→13.5万円

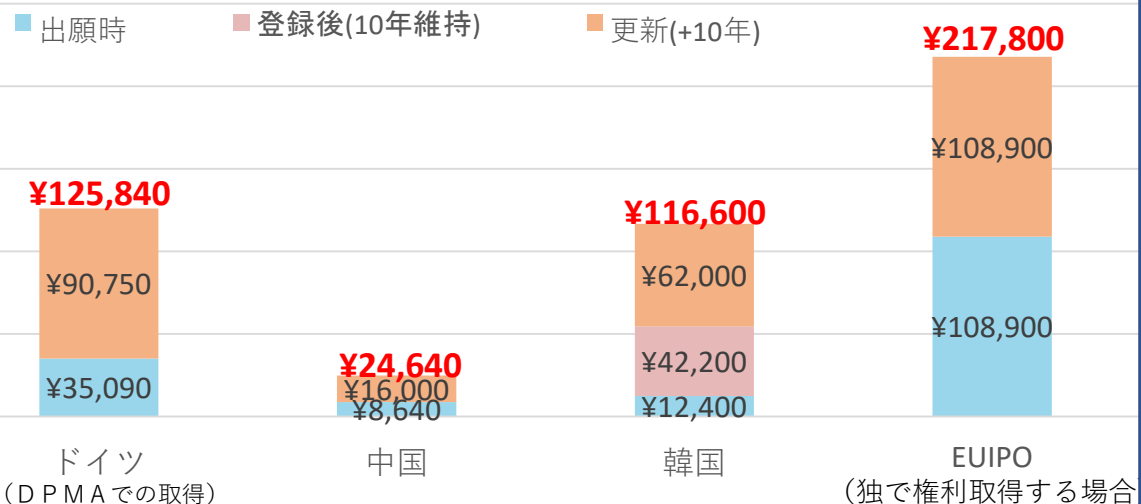
(参考) 各国の商標・意匠料金水準の比較 (出願から権利取得後20年維持する場合の費用)

意匠

※2020年10月2日時点の料金



商標



※商標：電子出願、区分数2、商品・役務数10以内で計算（米国は使用宣誓書の提出及び使用証明にかかる権利維持費用を含む）
 ※1ドル=109円、1ユーロ=121円、1元=16円、1ウォン=0.1円で算出
 ※凡例は日本における料金区分。他庁の料金は当該凡例を参考に色分け。

※意匠
 ※中国は保護期間が出願から10年
 ※米国は保護期間が登録日から15年

1. 1 これからの特許審査制度のあり方

特許審査のこれまでの取組と今後

■ F A 1 1 ※達成まで（～2013年度）

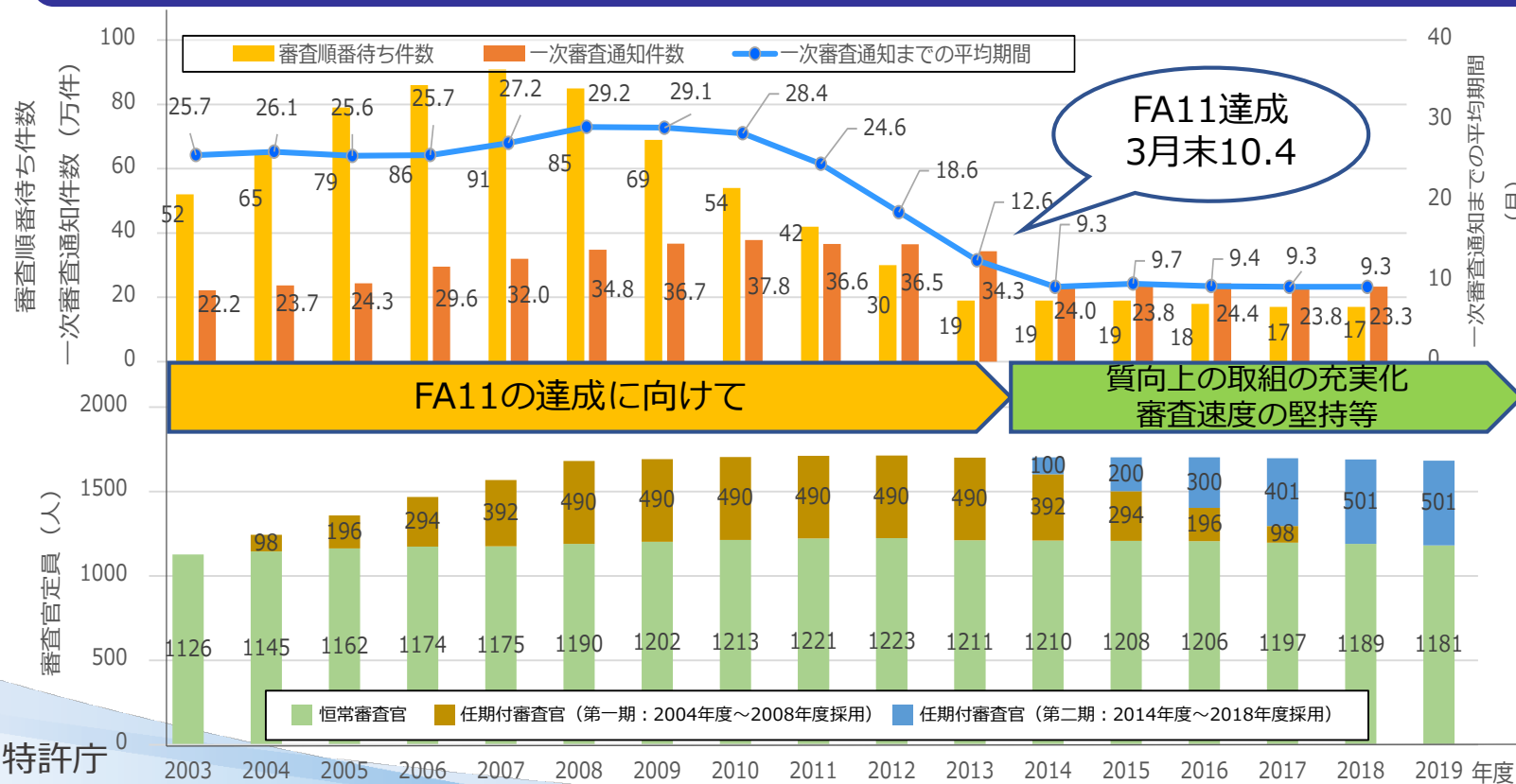
- 審査請求期間の短縮（7年→3年）により審査請求件数のコブが発生し、審査順番待ち件数が増加。
- 恒常審査官の増員、任期付審査官の採用、検索外注の拡大等により、2013年度末にFA11の目標を達成。

■ ポストF A 1 1（2014年度～）

- 「世界最速・最高品質」を掲げ、最終処分までの期間短縮など更なる迅速性を確保しつつ、外国語文献検索の拡充、品質管理体制の整備など審査品質の向上に関する諸施策を推進。

■ 2030年に向けた新たな特許審査の在り方

- ユーザーニーズの多様化、審査負担の更なる増加、厳しい定員・財政状況、ポストコロナの働き方の変化を踏まえた特許審査の改革が必要



新たな特許審査
の在り方とは？

↓
特許審査
イノベーション
の必要性

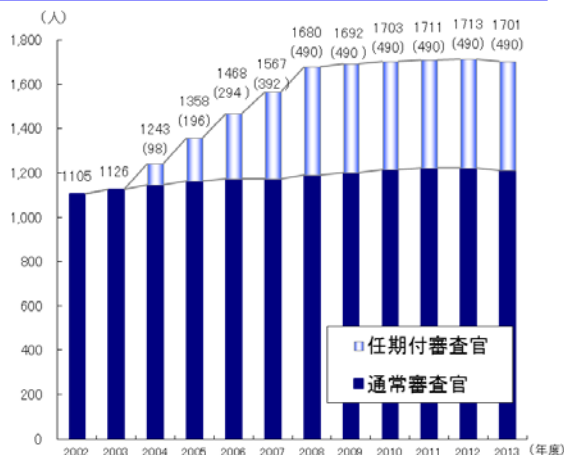
- 1 FA11に向けた取組（～2013年）
- 2 ポストFA11におけるこれまでの取組
- 3 2030年を見据えた特許審査の課題
- 4 “特許審査イノベーション”の推進

FA11に向けた取組（～2013年）

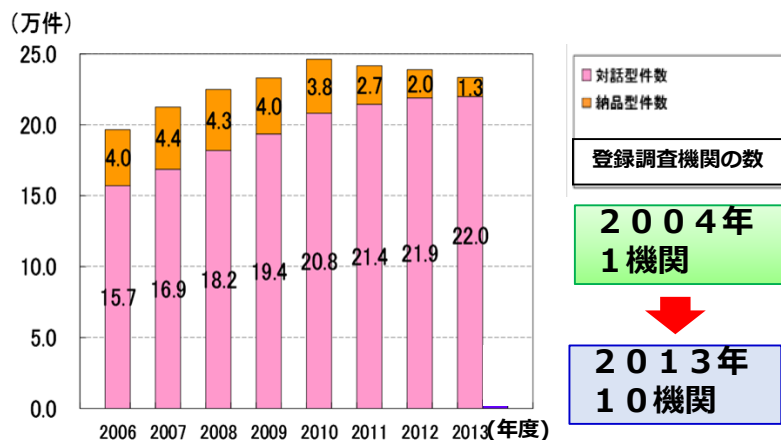
FA11に向けた取組

- 2002年の「知財立国宣言」をはじめとする我が国の知財政策の展開の中、我が国の知財行政における最優先課題は特許審査の迅速化・効率化にあり、10年目標（2013年度末「FA11」）を設定した。
- ①審査体制の整備、②登録調査機関による先行技術文献調査（外注）施策の拡充、③量から質への出願構造の転換施策、④IT化の推進を通じ、特許庁を挙げてこれを実現した。

施策1 特許審査官増員 (任期付審査官約500名を含む)



施策2 登録調査機関による先行技術調査の拡充 ※審査効率が高い対話型の件数を拡充



登録調査機関の数

2004年
1機関

2013年
10機関

施策3 特許の出願・審査請求 構造改革の推進

- ①特許関連手数料の抜本改定
出願手数料と特許料(1～9年分)の引き下げ
審査請求手数料の引き上げ
- ②世界的視野での出願戦略
内国偏重の是正〔グローバル出願3割〕
- ③出願内容の事前チェックの徹底
量から質への転換〔黒星2割カット〕

施策4 IT化の推進

- ①オンライン出願への転換
オンライン出願率98%(2013年)
- ②検索システムの整備・推進

ポストFA11におけるこれまでの特許審査の取組

「世界最速・最高品質」の知財システムの確立と急増する外国文献への対応

「世界最速・最高品質」の知財システムの確立

- F A 1 1 達成後の 2 0 1 4 年度からは「世界最速・最高品質」を目標として掲げ、最終処分までの期間短縮など更なる迅速性を確保しつつ、外国語文献検索の拡充、品質管理体制の整備など審査品質の向上に関する諸施策を推進。

特許審査を取り巻く課題

権利化までの期間の短縮

急増する P C T 国際出願の着実な処理

調査対象文献の拡大
(中国語文献等)

文献検索ツール
(技術分類等)の刷新

諸外国並の
品質管理体制の整備

その他、出願人の
多様なニーズへの対応

ASEAN諸国をはじめとする新興国等の
知財システム構築 (審査官の海外派遣)

我が国の制度・運用 (審査基準等) や審査
官の見解 (拒絶理由等) の英語での発信

特許庁

世界最速

真っ先に審査し、結果を海外に発信

- ・競争が激しく変化の大きな分野ではタイムリーな審査結果が事業に有利
- ・技術のトレンドにあわせた先行技術調査でサーチ品質も向上

最高品質

- ・網羅的な先行技術調査 (外国語文献が鍵)
- ・均質性の高い審査結果 (一貫性がある)
- ・出願人の開示に見合った権利 (強く広く役に立つ)

国際展開

- ・新興国等の審査プラクティスの骨格を日本同様に (日本に有利)

海外特許庁への影響力・制度利用者からの信頼

「世界最速・最高品質」の知財システムの確立

「世界最速」

- 「今後10年以内（2023年度まで）に特許の「権利化までの期間」と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、半減（平均14か月以内）、平均10か月以内」を新たな目標に設定。

「最高品質」

- 特許審査の品質管理の基本原則を示した「特許審査に関する品質ポリシー」を策定し、2014年4月に公表。
- 2014年8月に産業構造審議会知的財産分科会の下に審査品質管理小委員会を設置。特許庁の審査の品質管理の実施状況及び実施体制について、評価項目及び評価基準に基づいて毎年評価し、改善を提言。

【各国特許庁における「権利化までの期間」】（2012年）

米国	31.7か月
日本	29.6か月 →14か月以内（2023年度目標）
欧州	36.2か月

（出典）特許庁調べ



急増する外国文献への対応① ～機械翻訳

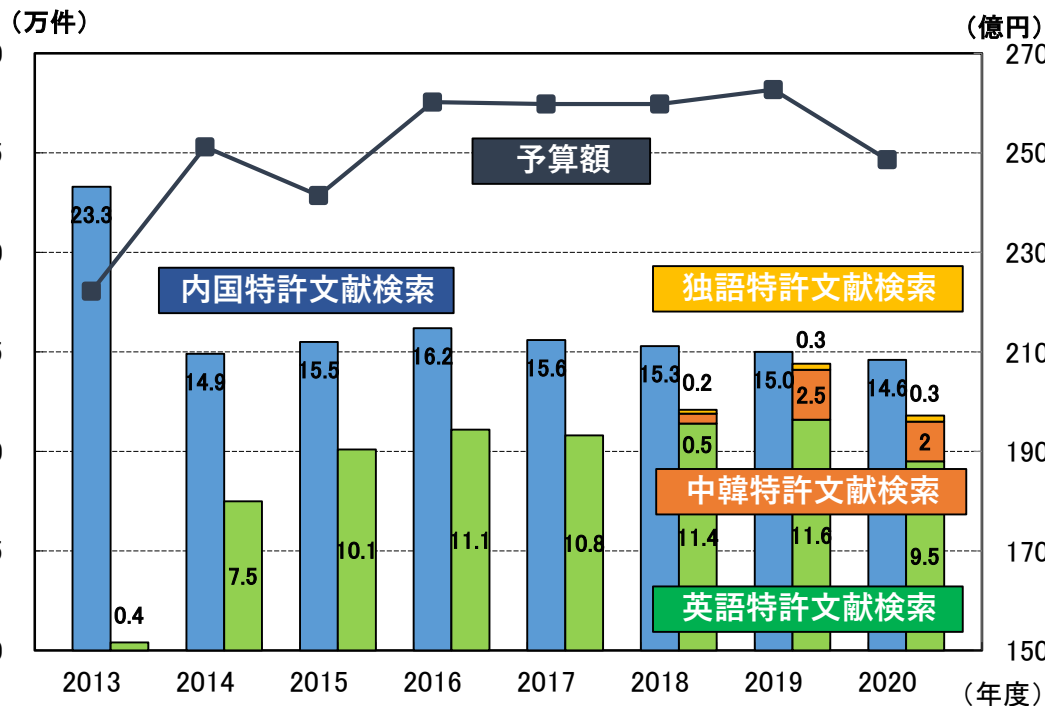
- 「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に向け、国内文献のみならず外国文献の調査が重要。
- 審査官検索システムに、外国文献の日本語機械翻訳文を取り込むシステム改造を実施。
- AIを活用した検索環境の高度化に関する研究・開発を内製で実施。
- 高度化された検索環境における効率的なサーチ手法を研修等により普及。

■ 外国文献への対応

平成24年度	特許文献の翻訳に特化した中日機械翻訳辞書を作成する事業を開始
平成27年1月	中韓文献翻訳・検索システム（スタンドアローン）稼働
平成29年度	「特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プラン」に基づいて、内製ツールの開発開始
平成30年1月	英語文献の機械翻訳文を審査官検索システムに蓄積
平成30年12月	“アドパス”（※）の提供開始
平成31年1月	中韓文献の機械翻訳文を審査官検索システムに蓄積 （スタンドアローンを審査官検索システムに統合）
令和2年 5月	中韓文献の機械翻訳文（アップ分）の訳質改善

急増する外国文献への対応② ～検索外注

- 急増する外国文献に対応すべく、英語、中韓国語、独語文献検索まで外注範囲を拡充。
- 登録調査機関の競争環境の確保により、外国語文献検索の外注を限られた予算内で効率的に実施。

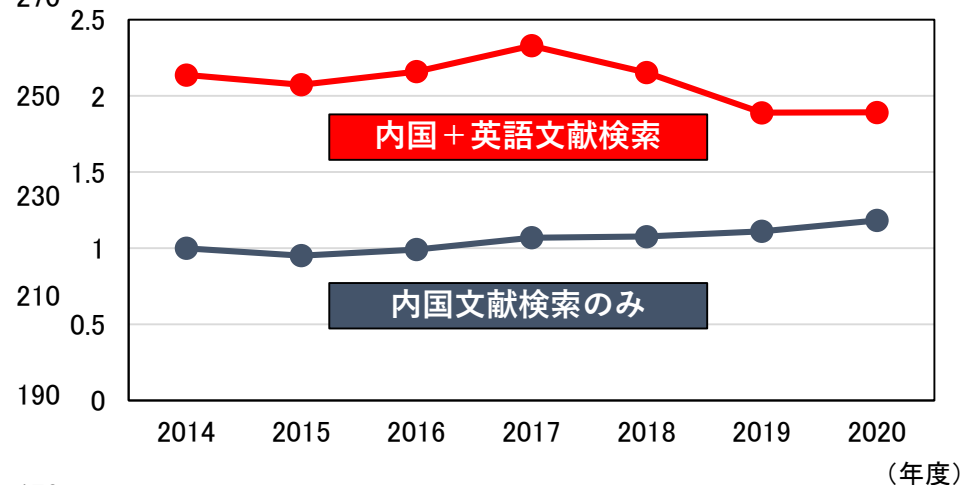


英語特許文献検索
本格実施

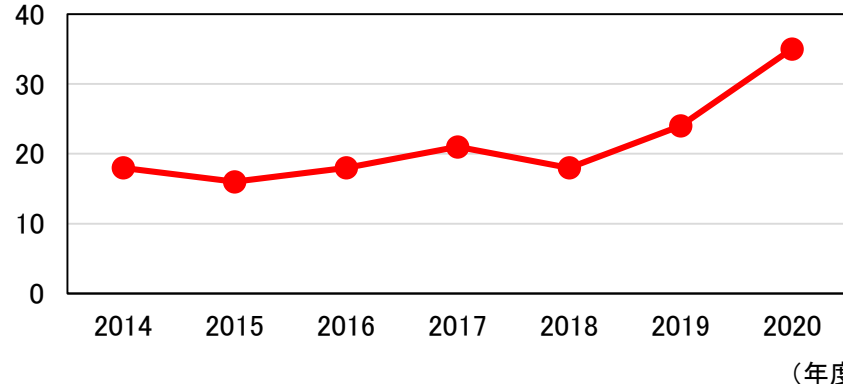
中韓特許文献検索
独語特許文献検索
開始

特許庁

内国文献検索、内国＋英語文献検索の単価の推移
(2014年度の内国文献検索の単価を基準として)



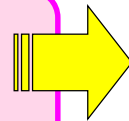
公募において競争が生じた区分数
(登録調査機関の受注能力が特許庁の発注件数を上回った区分数)



品質管理の充実 ～キーコンポーネント

質の保証

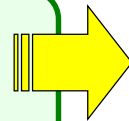
審査の質の維持・向上



- 協議（審査官同士の意見交換・知識共有）
- 重点チェック
- 管理職チェック

質の検証

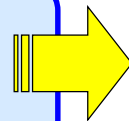
審査の質の把握



- 品質監査
- ユーザー評価調査

品質管理に対する外部評価

品質管理システムに対する客観的な評価

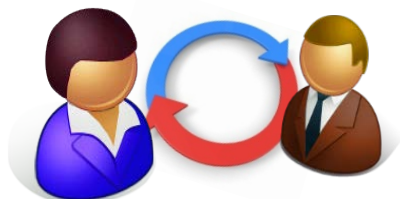


- 審査品質管理小委員会による評価・提言

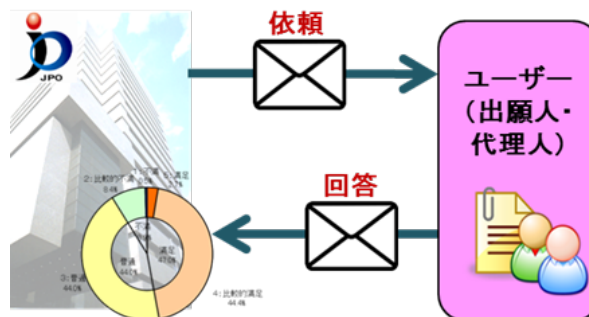
年間約40,000件実施（2019年度実績）

担当審査官

協議者（審査官）



協議



ユーザー評価調査



審査品質管理小委員会

品質管理の充実 ～外部評価【ユーザー評価調査】

■ ユーザーによる審査の質に関する評価の調査を2012年度から実施。

- 「特許審査全般の質（全体評価）」（図1）、「国際調査等全般の質（全体評価）」（図2）について、「満足」または「比較的満足」の評価の割合は50%を超え、「普通」という回答も合わせると95%以上。
- 「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」（図3）も、「普通」以上の評価が95%以上。
- 審査官間の協議や、管理職による審査結果の確認（決裁）の充実化等、重点的に取り組んできた「判断の均質性」の評価は改善傾向（図4）

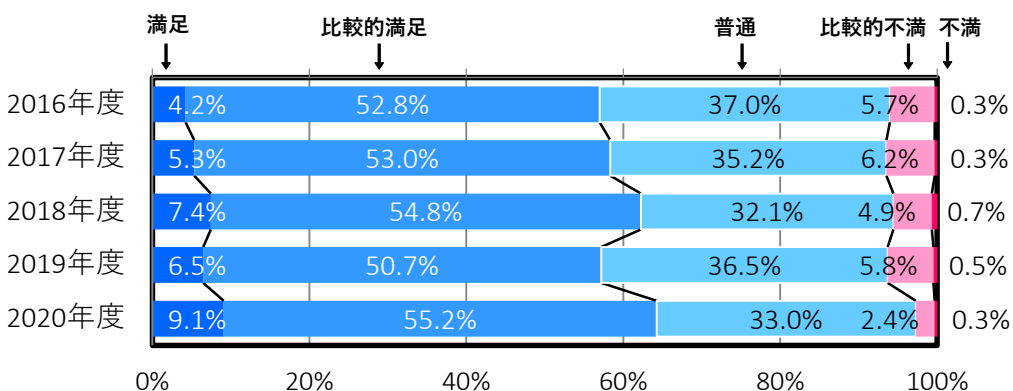


図1. 特許審査全般の質についての評価（全体評価）

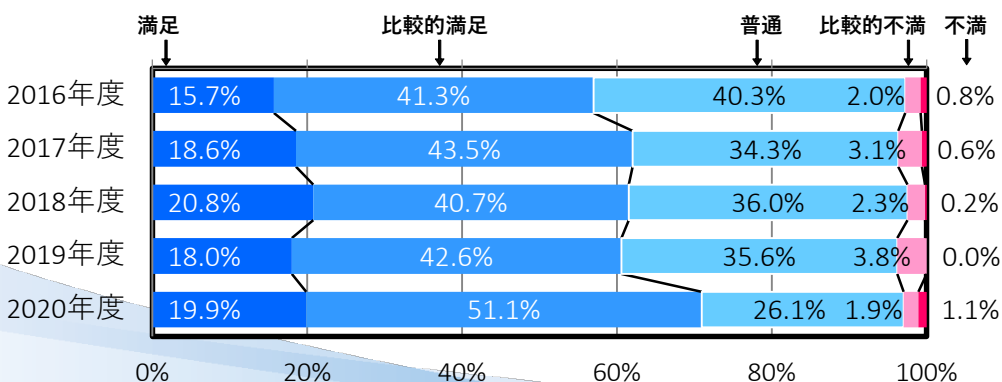


図3. 面接、電話等における審査官とのコミュニケーションについての評価

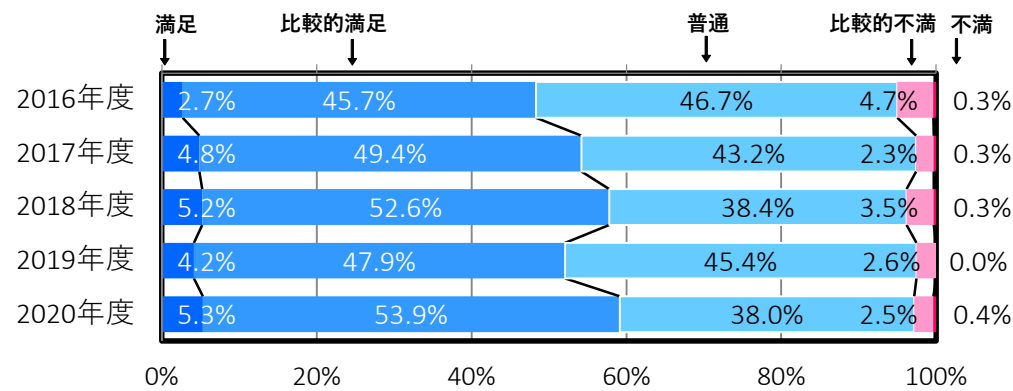


図2. 国際調査等全般の質についての評価（全体評価）

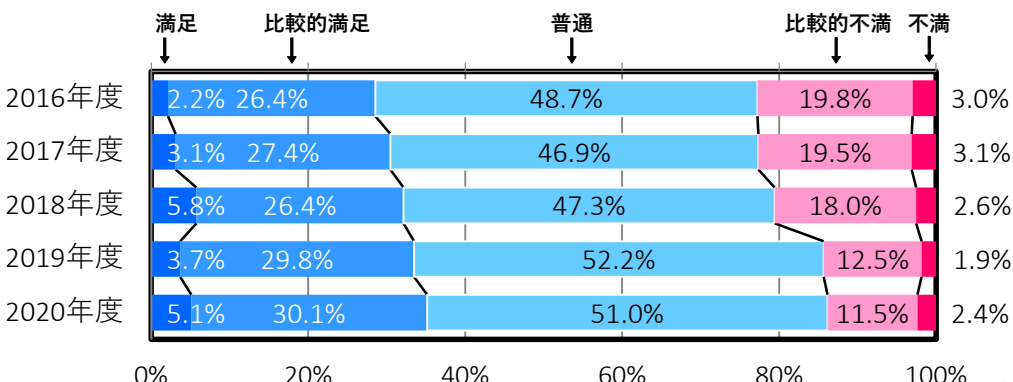


図4. 判断の均質性についての評価

（参考）諸外国の品質管理状況

各国とも、特許審査の質の維持・向上を重視し、品質管理の取組を実施。

■ 米国特許商標庁（USPTO）：

Strategic plan 2018-2022において、戦略目標の一つとして品質及び適時性の最適化を掲げている。特許審査保証部門（Office of Patent Quality Assurance）による審査品質のランダムチェックを実施。定量的な品質指標（Quality Metrics）を設定し、そのスコアを公表。

■ 欧州特許庁（EPO）：

戦略計画2023において、戦略目標の一つとして高品質な製品とサービスの高効率な提供を掲げており、「調査及び審査の遵守保証（Conformity Assurance in Search and Examination: CASE）」と呼ばれる品質チェックを実施。また、品質に関する透明性を高めるために、品質報告書を毎年発行。

■ 韓国特許庁（KIPO）：

審査品質保証官（Examination Quality Assurance Officer）によって、審査官の審査結果をレビューし、定量化したスコアにより評価を実施。

■ 中国国家知識産権局（CNIPA）：

2020年の年次計画において、審査品質の向上を重点項目に掲げている。審査業務全般を管理する部門に置かれた品質管理室（Quality Control Div.）と、技術分野ごとの審査室それぞれに置かれた品質保証室（Quality Assurance Div.）との双方によって、品質管理を実施。

国際展開 ～信頼される審査結果の発信と普及

日本とのPPH※実施庁は44庁

※特許審査ハイウェイ

海外での早期権利化

2.5 か月
(スーパー早期審査)
+
1.5 年
(PPHの利用)

高い特許査定率

PPHの特許査定率： 80% 以上

PPH network

例) 日ベトナムPPH

ベトナムへのPPHの需要が拡大し、上限到達までの時間が極めて短くなってきている。

2016年度 → 約5か月

2017年度 → 約2か月

2018年度 → 2日

2019年度上半期 → 2時間

2019年度下半期 → 40分

2020年度上半期 → 25分

※2016年度～2018年度は年間100件の上限、2019年度以降は半年毎に100件の上限

国際展開 ～国際審査協力

◆国際審査協力・・・海外特許庁と相互に特許審査官を派遣し、審査実務の調和の推進、日本の審査実務の普及・浸透を促すことにより、我が国企業が海外において円滑かつ予見性高く特許権を取得することを支援。

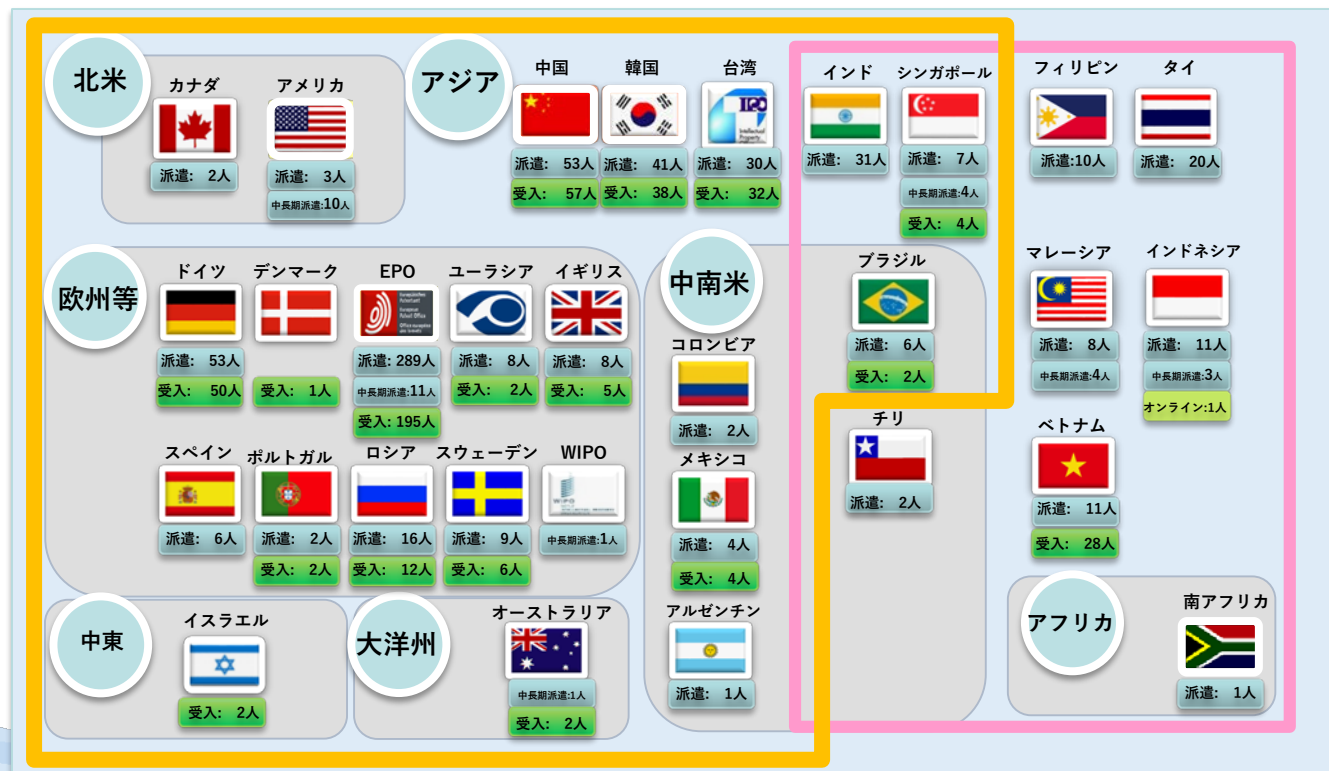
●審査実務の調和の推進

実際の出願についての特許要件等を海外審査官と議論（審査官協議）

●日本の審査実務の普及・浸透

特許庁審査官（国際研修指導教官）による審査実務指導を通じた海外審査官の能力向上支援（審査実務指導）

国際審査協力実績（2000年4月から2020年3月末までの延べ人数）



審査官協議
審査実務指導

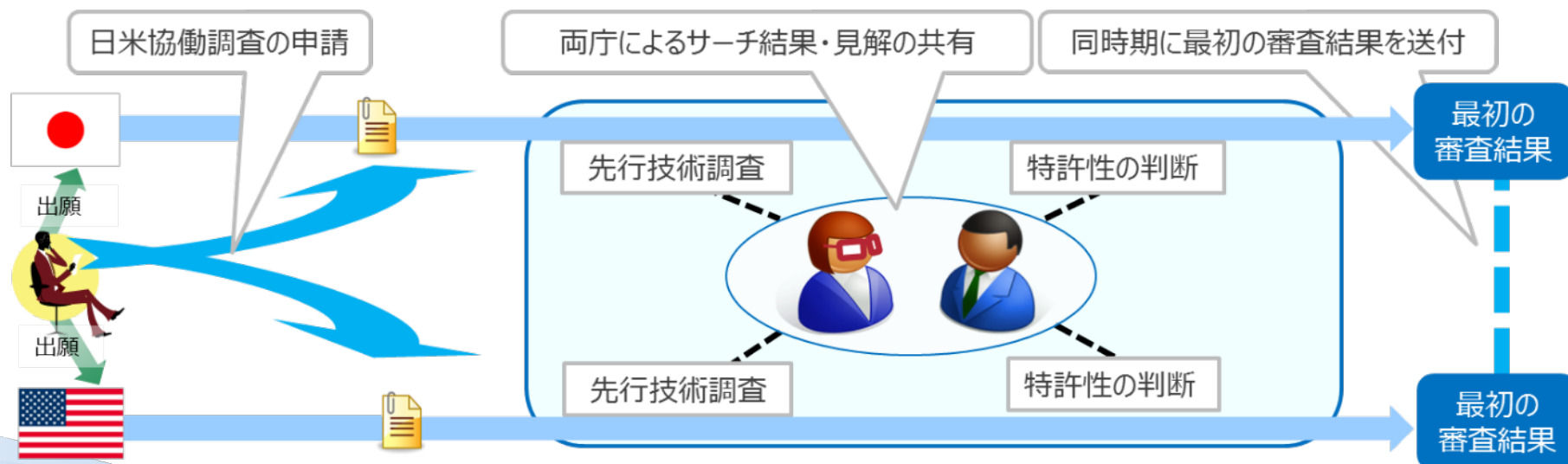
これまでに30の
知財庁・組織と実施

海外特許庁との協力 ～日米協働調査試行プログラム

- 日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が、早期かつ同時期に最初の審査結果を送付する、国際的な特許審査の取組。
- 2015年8月から試行開始し、2020年11月1日から第三期試行を開始。

ユーザーのメリット

- より強く安定した権利を、日米両国それぞれにおいて早期かつ同時期に得ることが可能
- 日米両国において無料で早期に最初の審査結果が発送される
- 日本が提示した先行技術文献情報につき、IDS提出負担が軽減されコスト削減が可能

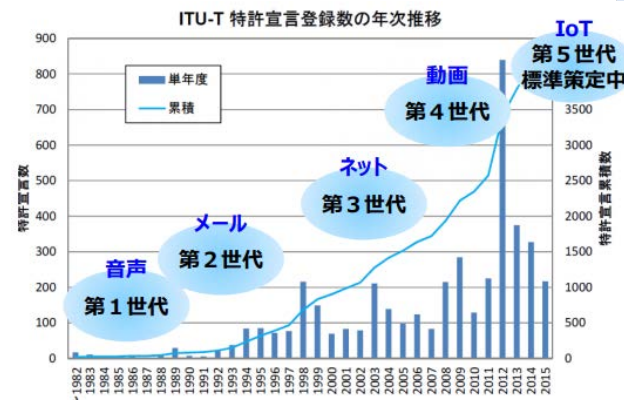


2030年を見据えた特許審査の課題

多様化する知財戦略（例）

✓ 標準必須特許の増加

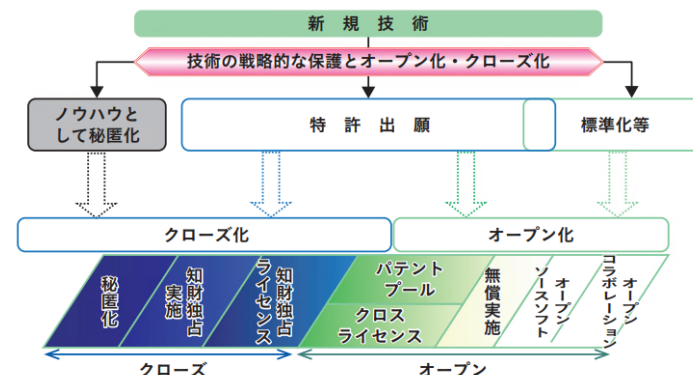
IoTの普及に伴い、多様な機器をインターネットに接続する標準技術（※）の特許（標準必須特許）が増加。
（※）画像の圧縮技術、データ送受信における信号の発信技術等。



✓ オープンクローズ戦略の浸透

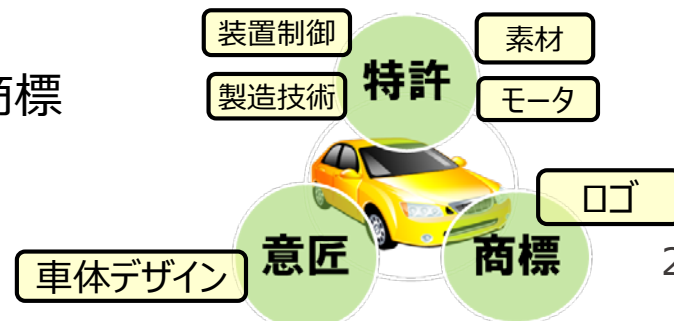
単に多数の特許を取得する従来型の知財マネジメントから、企業の知財戦略は多様化。差別化の源泉となるコア技術をクローズとしつつ、周辺技術をオープン化することで市場拡大を目指すオープンクローズ戦略が浸透。

オープン・クローズ戦略の概念図



✓ 知財ミックスの推進

製品やサービスに対して特許権だけでなく、意匠権、商標権等、多角的な知財権利化（知財ミックス）を推進。



特許出願・審査に対する多様化するユーザーニーズ（例）

1. 出願制度・手続について

- ・ 押印廃止・手続の電子化
- ・ 手続の一括救済
- ・ 新規性喪失の例外手続の簡素化
- ・ 早期審査の申請手続簡素化
- ・ クレーム記載様式の国際調和
- ・ 分割出願の時期的要件の緩和
- ・ 英語審査・新たな調査業務の実施

2. 審査のスピード・タイミングについて

- ・ 審査のタイミングの指定
- ・ スーパー早期の要件緩和

3. 審査の質について

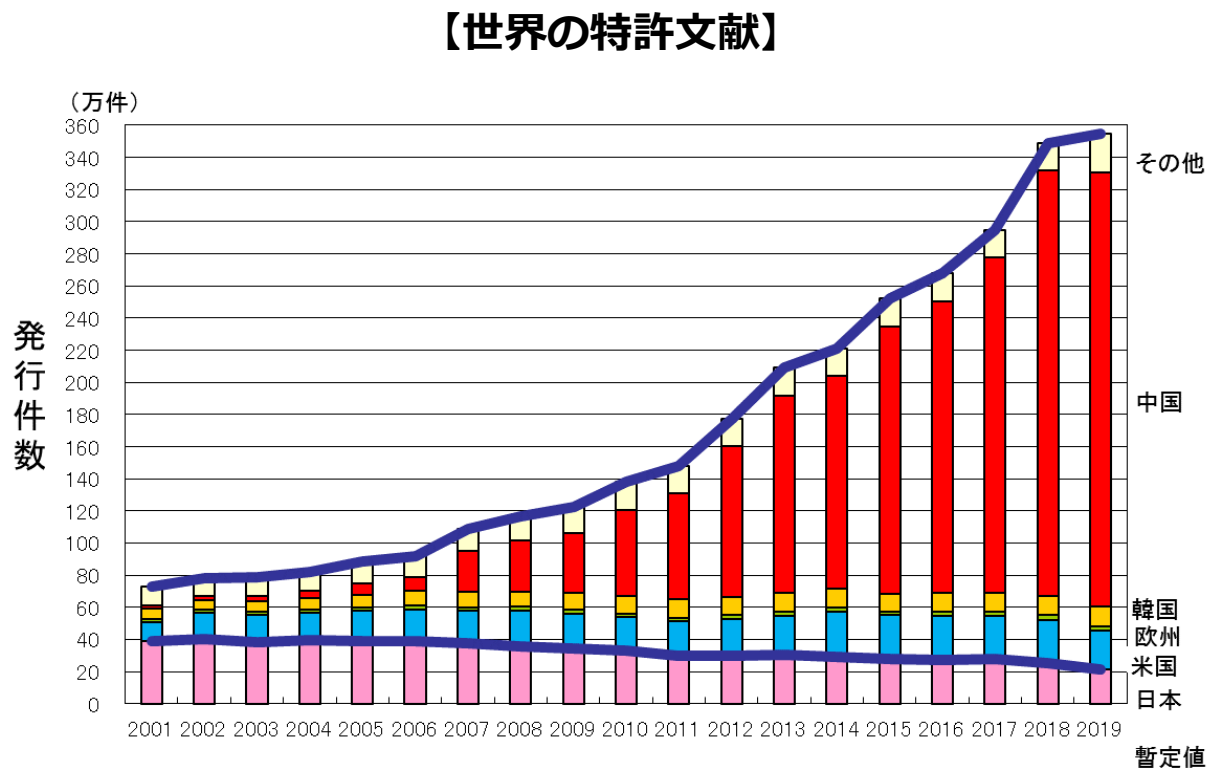
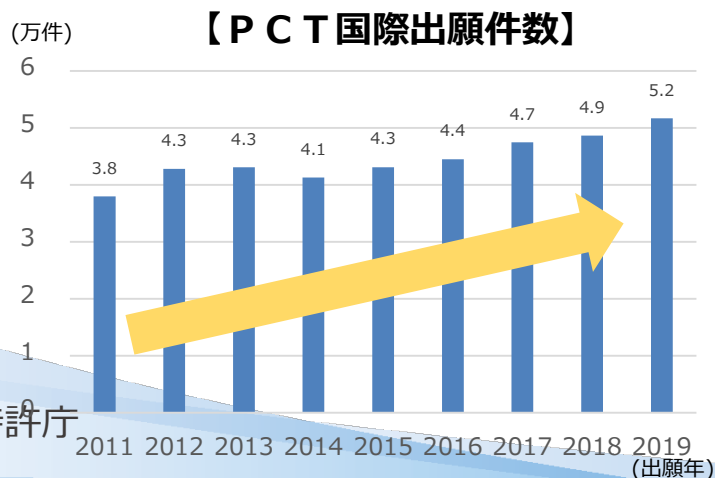
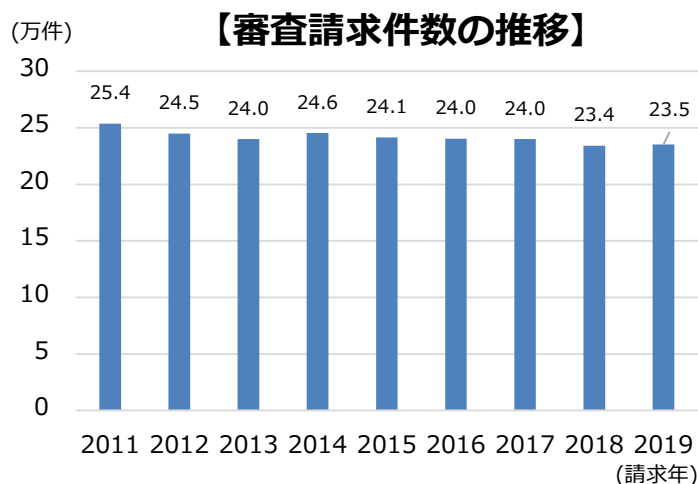
- ・ サーチの質の向上
- ・ 審査手続における出願人との十分なコミュニケーションの確保
- ・ 特許審査における透明性の確保
- ・ 公開前特許における第三者からの情報提供機会の確保

4. その他

- ・ 面接等に用いられるコミュニケーションツールの拡充
- ・ 国際制度運用調和の推進とPPHの制限緩和

増え続ける審査負担 ～審査件数、文献爆発

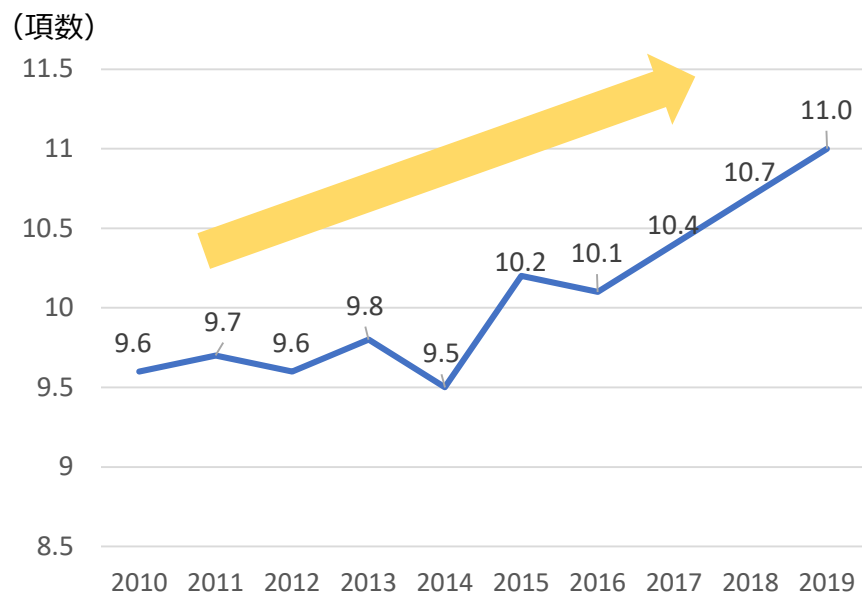
- 近年、「審査請求件数」は横ばいに推移している一方、条約により作成期限が定められ、優先的に処理しなければならない「PCT国際出願件数」は増加傾向にある。
- 特許審査の質の維持・向上のための取組や急増する外国語特許文献への対応等により審査負担が増加している。 ➡ 今後も引き続き、審査負担は増大。



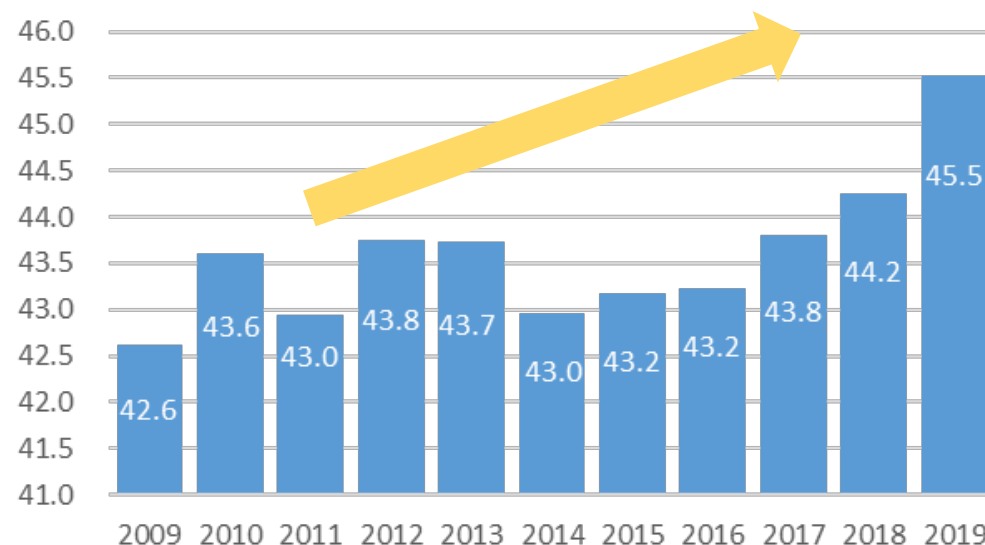
増え続ける審査負担 ～技術の高度化・融合化

- 特許出願時における請求項数、明細書のページ数も増加傾向にあり、サーチ範囲の拡大など、一件あたりの審査負担は増大。

【特許出願時における平均請求項数の推移】



【明細書ページ数の推移】

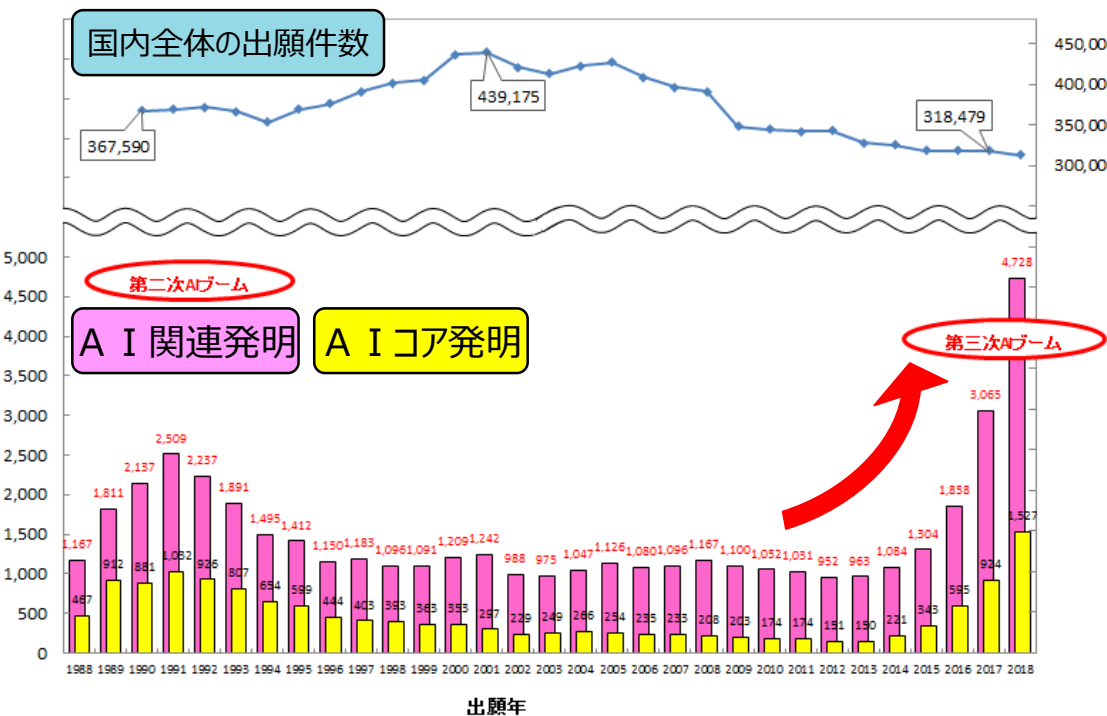


※参考値：集計可能であるPCT出願の平均ページ数

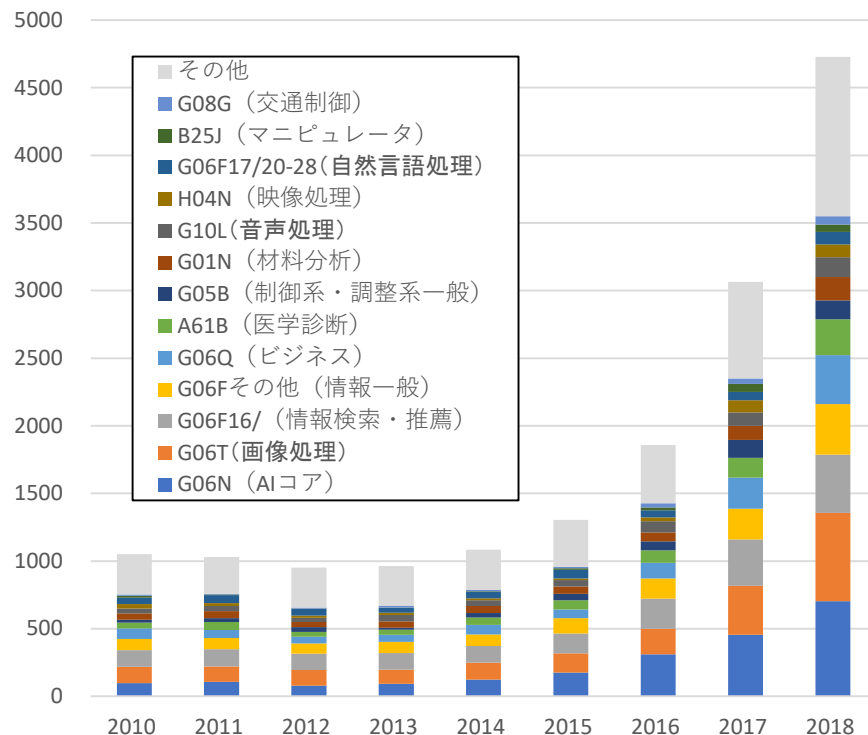
増え続ける審査負担 ～技術の高度化・融合化（例：AI）

- 近年の第三次AIブームに伴い、AIコア・関連発明（特にディープラーニングを含む機械学習関連技術）の出願が急増。
- AI関連発明はその応用先が交通制御や医学診断、ビジネスなど多岐にわたる。

【AIコア・関連発明の国内出願件数の推移】



【AIコア・関連発明の主分類構成の推移】



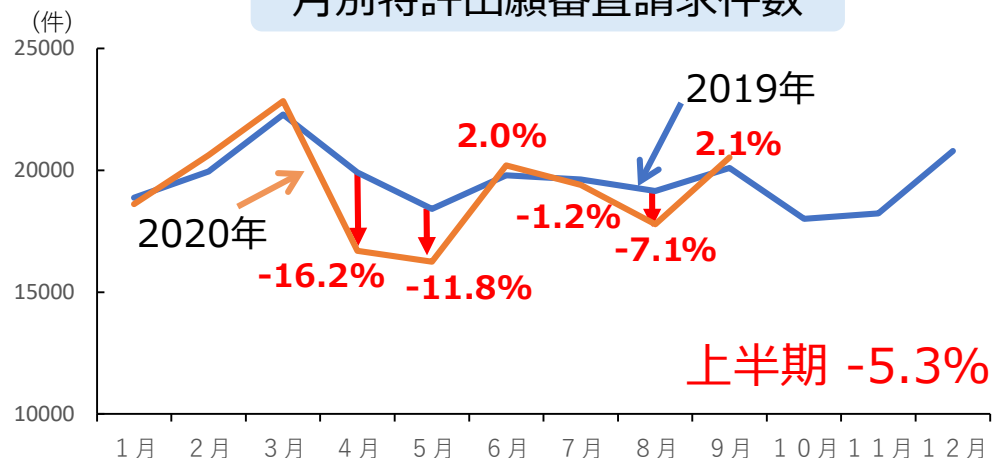
新型コロナウイルスの影響

- 新型コロナウイルスの感染拡大（4月、5月）と共に、特許出願件数及び出願審査請求件数は急減。月ごとの変動はあるが、上半期は5～8%の減少が見られる。

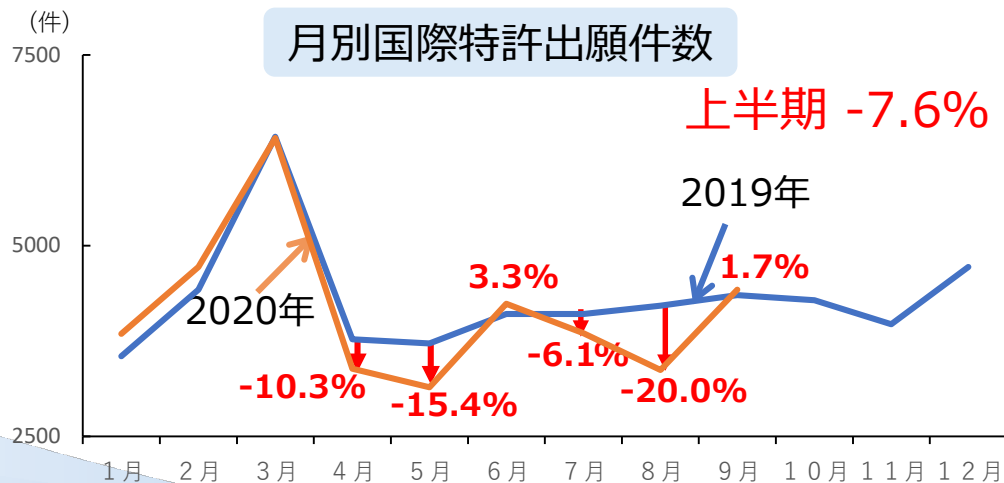
月別特許出願件数



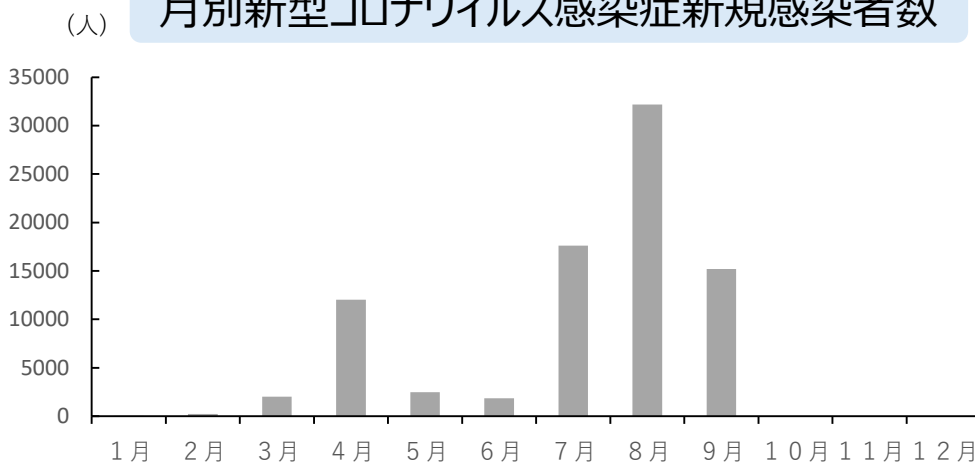
月別特許出願審査請求件数



月別国際特許出願件数



月別新型コロナウイルス感染症新規感染者数



特許庁

（備考）国際特許出願件数については、日本国特許庁が受理官庁となっているものの件数。

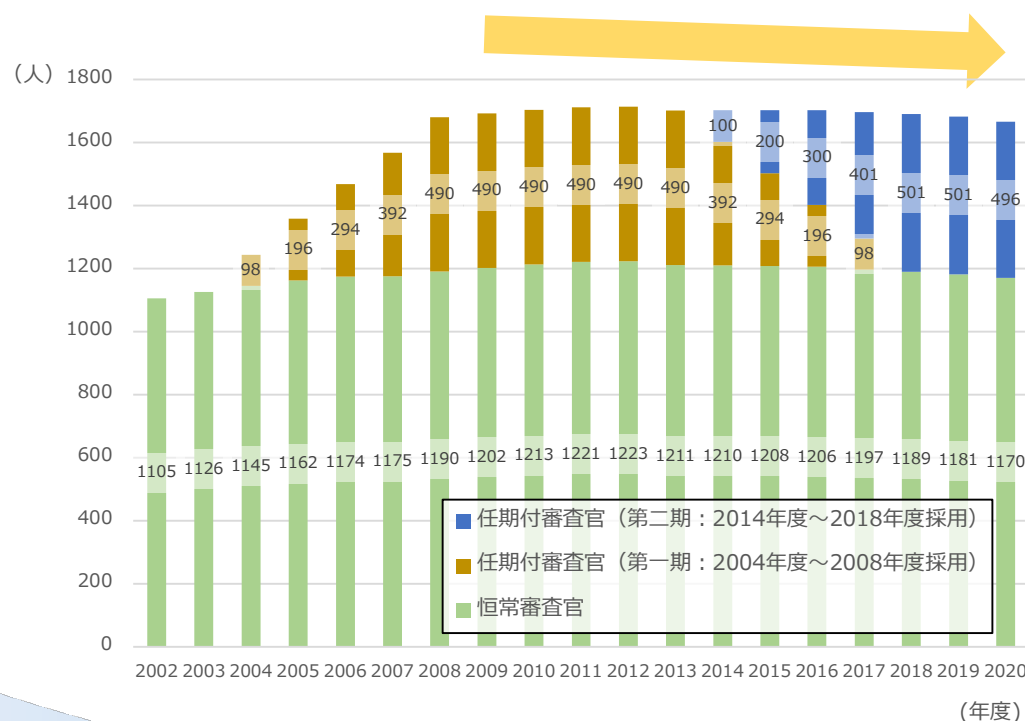
（出典）特許出願件数、特許出願審査請求件数、国際特許出願件数については、特許庁データベースを元に作成

新型コロナウイルス感染者数については、WHO Situation reportより特許庁作成

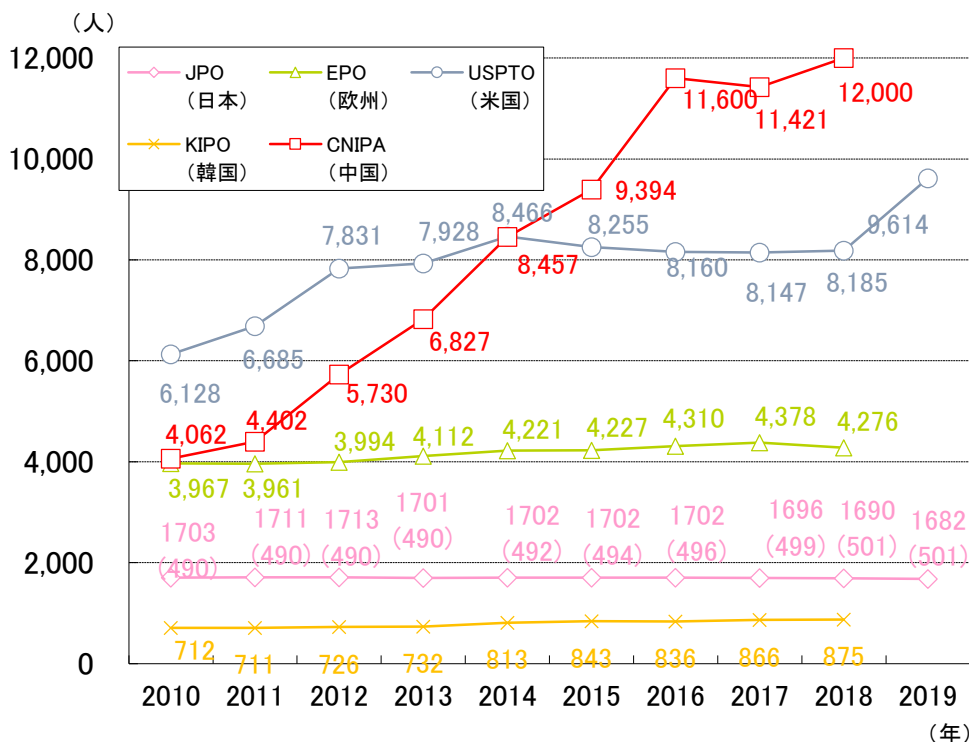
厳しい定員状況

- 主な外国特許庁が必要な増員を行う中で、JPOの特許審査官数は2012年以降、減少傾向。
- この傾向が続き、任期付審査官（第二期）が終了すると、FA期間は拡大し10年後には30月を超える可能性も。

【特許審査官の推移】

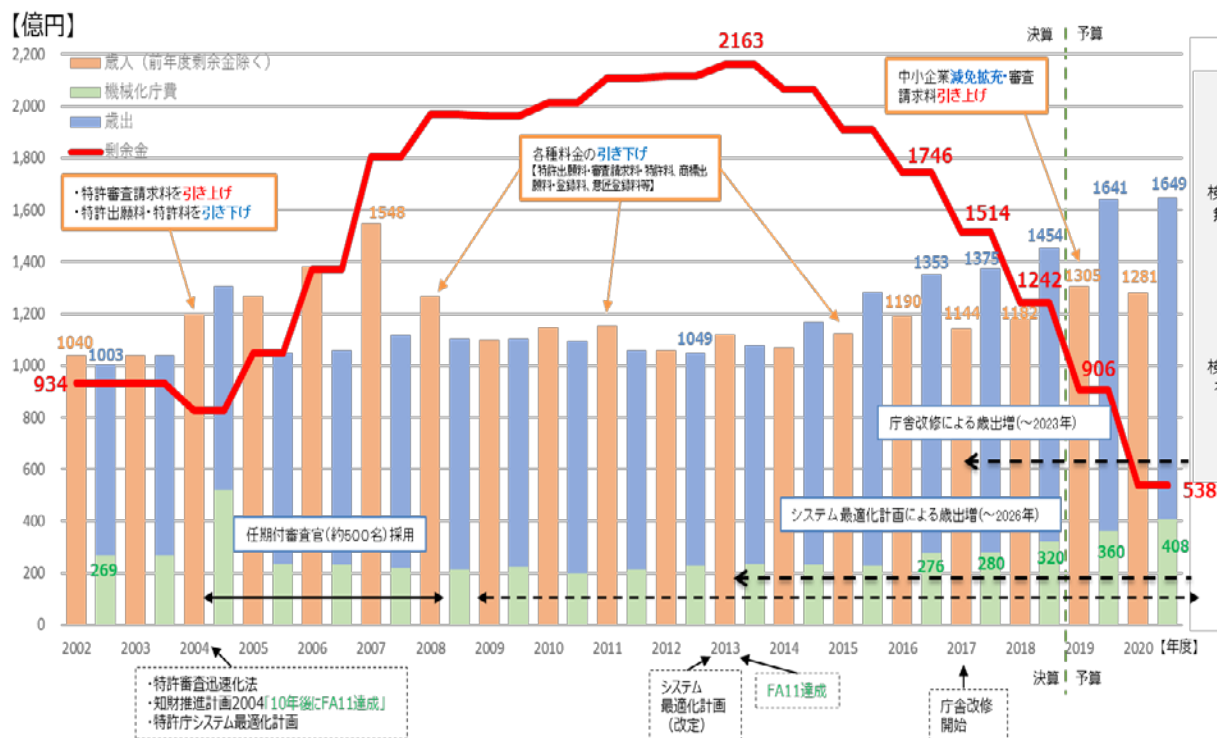


【五大特許庁における審査官数の推移】

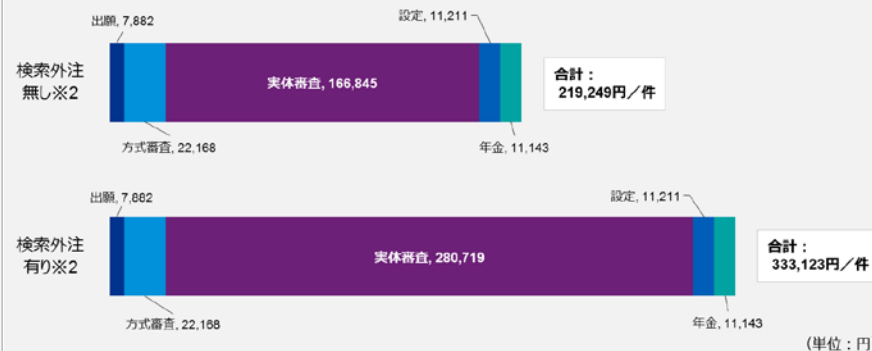


厳しい財政状況

- 特許特別会計は、2008年度以降の累次の料金引き下げ、システム刷新や庁舎改修(アスベスト対応)等による歳出増の結果、2014年度以降歳出超過が続き、剰余金残高が減少。
- 審査官の不足を補うための検索外注についても、歳出削減の観点から削減を図る方針。
(2020年度：251.1億→2021年度要求額：226.1億円)



1件あたりの業務コストの比較（一時費用除き）※1



※1 監査法人が実施した標準原価計算（令和元年度予算ベースの原価）

※2 いずれも内国人による通常の国内特許出願。「検索外注有り」は対話型検索外注の場合。

※3 一定の幅を持った推計値である点に留意。

品質管理の現状 ～成果と課題

- ユーザーによる審査の質に関する評価の調査を2012年度から実施しユーザー評価は向上。
- 五庁の比較において、唯一「先行技術文献調査」の観点で2番目の評価。→課題はサーチの質の向上。
- 品質管理におけるリソースの見直しは今後の課題。

[各観点からそれぞれ優れている／望ましいと感じる庁（複数庁選択可）]

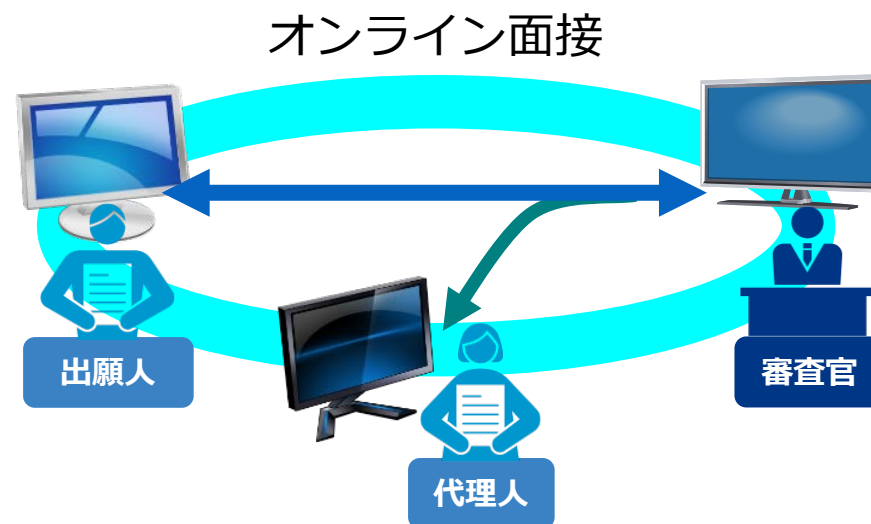
評価の観点	JPO	USPTO	EPO	CNIPA	KIPO
拒絶理由通知等の記載のわかりやすさ	210	75	109	61	56
産業上利用可能な発明（特許適格性）の判断	110	36	54	25	22
新規性・進歩性の判断	172	49	133	44	31
記載要件の判断	134	49	67	22	20
判断の均質性	169	9	111	18	18
先行技術文献調査	151	44	154	52	19
審査官の技術等に関する専門知識レベル	183	17	111	28	19
意見書で主張した事項に対する応答	174	54	70	35	21
面接における審査官とのコミュニケーション	129	50	17	9	11
電話における審査官とのコミュニケーション	104	69	11	18	8
審査を通して付与された特許の権利範囲	124	50	72	21	31

働き方の変化 ～テレワークの浸透に伴うコミュニケーションの変革

- 出願人等とより柔軟にコミュニケーションを図れるよう、デジタル化推進に向けた面接審査ガイドラインの改訂を実施。
- 今後のリモートアクセス・テレワーク化の一層の進展を見据え、出願人等の求めに応じ、時と場所を選ばず柔軟に**オンライン面接**を行いつつ審査業務が可能なシステムインフラを整備することにより、出願人等のコミュニケーションニーズへの的確な対応が可能となり、更には、審査官の生産性向上にも繋がるのではないかな。

主な改訂ポイント

- ✓ 面接記録における自署の省略
- ✓ 電子メールのさらなる活用
- ✓ オンライン面接の手段拡充



特許審査イノベーションの推進

特許審査イノベーションの基本的考え方

- ✓ 変化する多様なユーザーニーズに柔軟に応える
- ✓ 限られた審査リソースの中で、安定的な審査処理を実現する



特許審査の“イノベーション”により、審査リソースを最大限効率的に活用し、ユーザーに求められる真の「世界最速・最高品質」を提供する

1. ユーザーへの提供価値の見直し
2. 徹底した更なる効率化の追求

ユーザーへの提供価値の見直し（今後の検討課題の例示）

- ユーザーの目的に応じた柔軟な審査
 - コミュニケーションの充実と適切な示唆（事業まとめ審査・面接審査）
 - ユーザーの習熟度に応じた起案の弾力化
 - 審査着手時期の柔軟化（早期・スーパー早期の改善、遅延審査の導入）
- ユーザーの求める審査の質の確保
 - 外国文献検索の充実（他国で否定されない安定した権利）
 - 公開前審査の安定化（異議申立制度の活用促進、早期公開義務の導入）
 - 品質管理の重点の見直し（内容面の管理の重点化）
 - 審査の透明性の向上（特許メモの活用）
- ユーザーとの協力による効率的で適切な審査
 - 出願時・審査請求時における適切なクレーム範囲の遡源（多数回手続の有料化・特定登録調査機関制度の活用）
 - 審査着手前における出願人からの本願発明の説明
 - クレーム記載形式の限定（マルチ・マルチクレームの制限等）
- ユーザーの利便性の向上
 - 手続の一層のデジタル化・簡素化
 - 緊急事態時における手続の一括猶予

徹底した更なる効率化の追求

審査の全プロセスにおいて、徹底した効率化を検討

先行技術調査の“イノベーション”

- ・サーチツールの更なる整備
- ・サーチの効率化
(概念検索、類似度順スクリーニング等
を活用したメリハリのあるサーチ)

起案の“イノベーション”

- ・分かりやすい起案形式の整備
- ・要点が整理された起案の推進
(独立請求項に対する重点化・
冗長な起案の簡略化等)

ユーザーとの特許権の共創



検索外注の“イノベーション”

- ・外注効率の向上
- ・対話型外注の完全オンライン化

品質管理の“イノベーション”

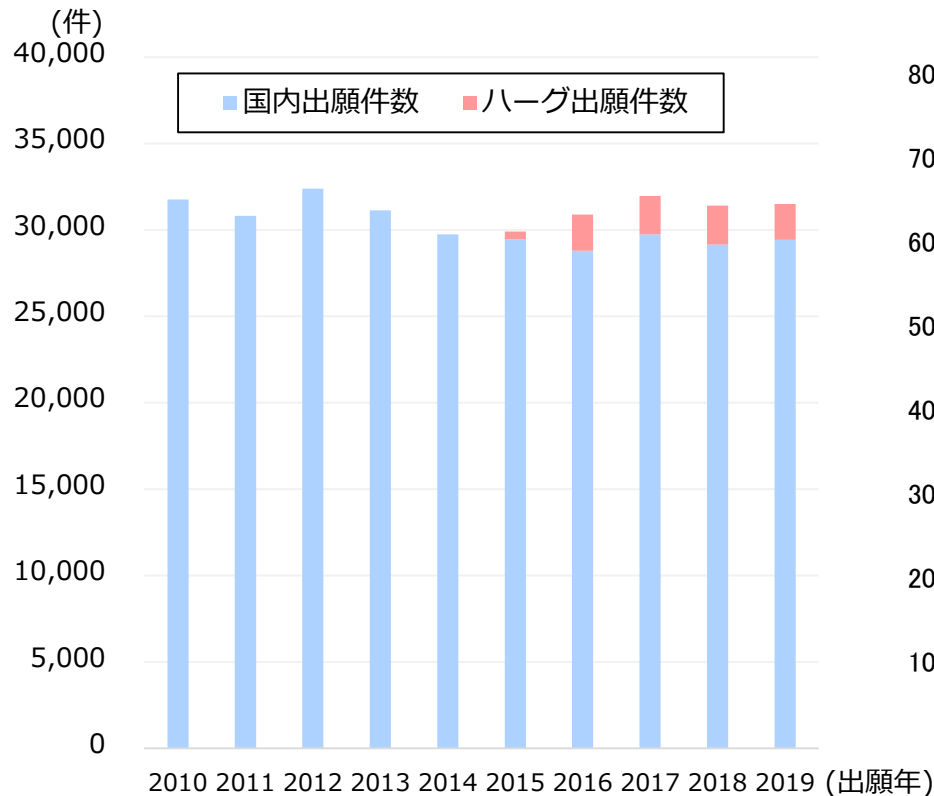
- ・ユーザーニーズに根ざした品質管理
- ・プロセス毎の品質管理
- ・形式瑕疵チェックの自動化
- ・監査件数の合理化

1. 2 これからの意匠審査制度のあり方

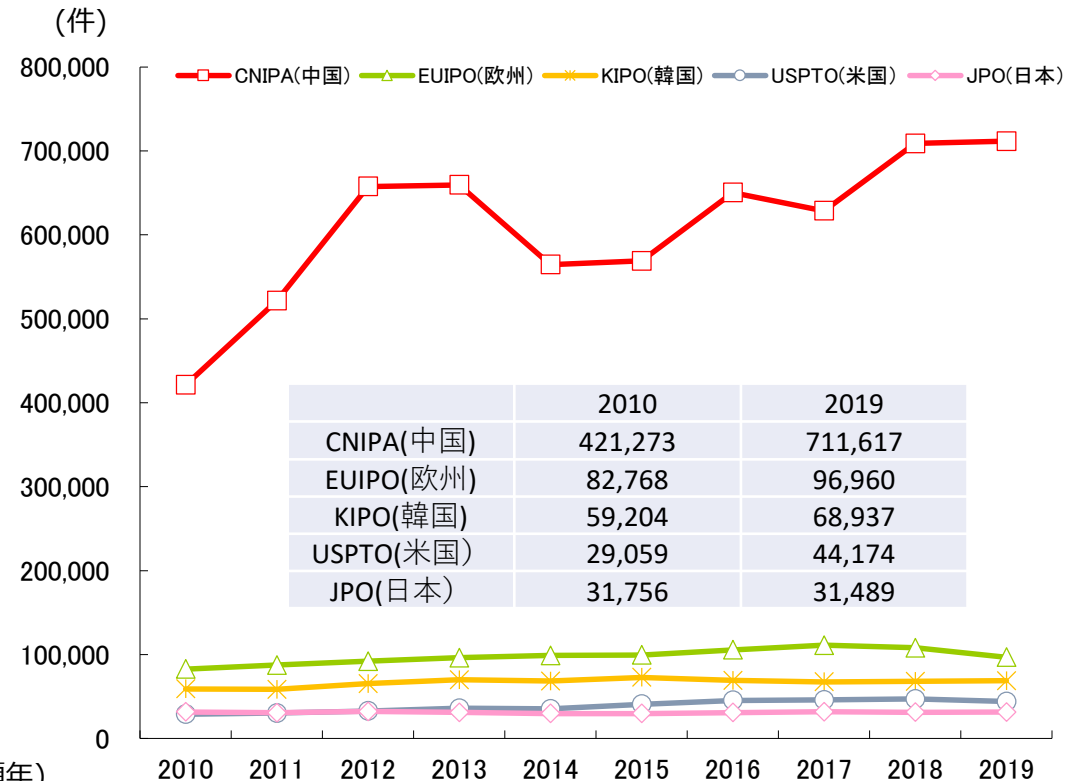
意匠審査の現状 意匠出願動向

- 日本への出願は2010年以降は**30,000件前後で推移**。このうち**2,072件（6.6%）がハーグ出願（国際意匠登録出願）**。
- 2010年と2019年を比較すると、日本は横ばい、他国は増加傾向。

【意匠登録出願件数の推移（日本）】



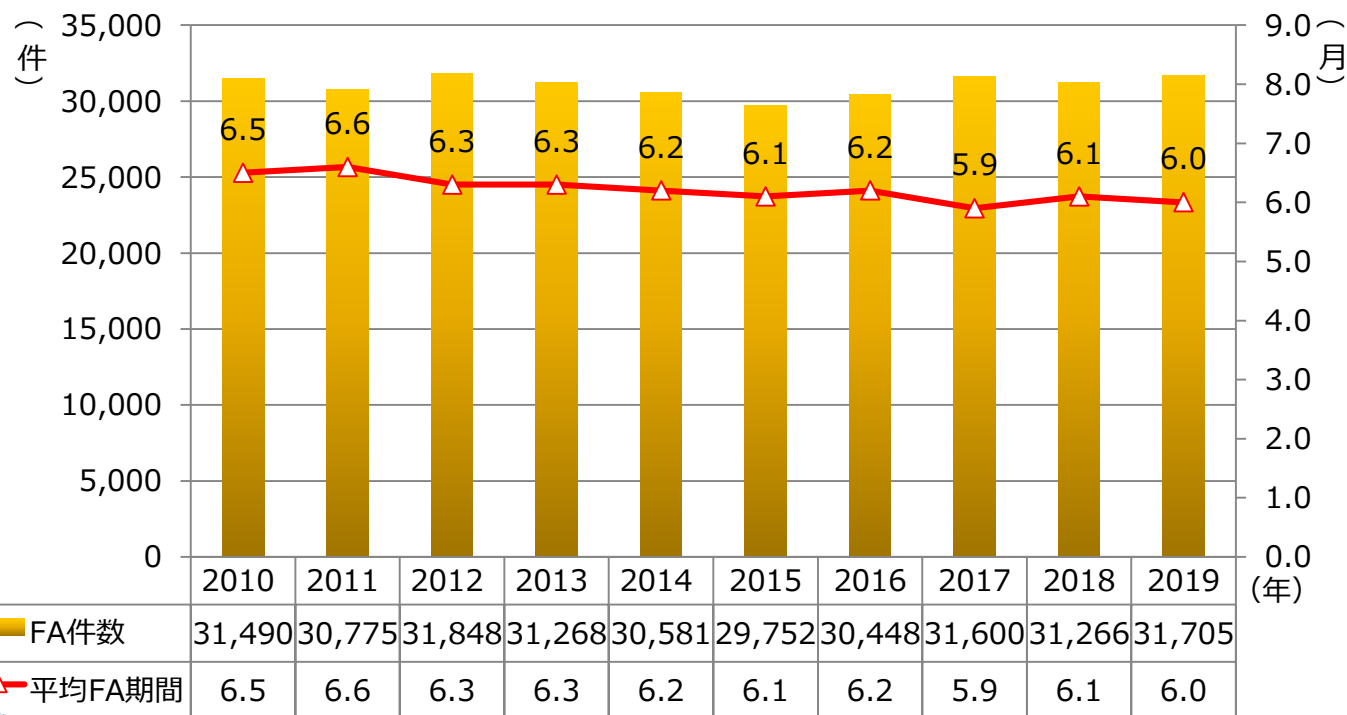
【主要国・機関における意匠登録出願件数】



意匠審査の現状

意匠審査（FA件数及びFA期間）

- FA件数は出願件数にほぼ連動しており、出願された分を審査。
- トrendが共通しやすい同一分野の出願を一定期間分まとめて審査。
- バッチでの審査を年間2サイクル行っており、平均FA期間は6～7月で推移。



実施庁目標（2019年度）

（１）平均 F A 期間

→ 5～7カ月とする

（２）権利化までの平均期間

→ 6～8カ月とする。

主要国の F A 期間

米国 14.3カ月（2019年）

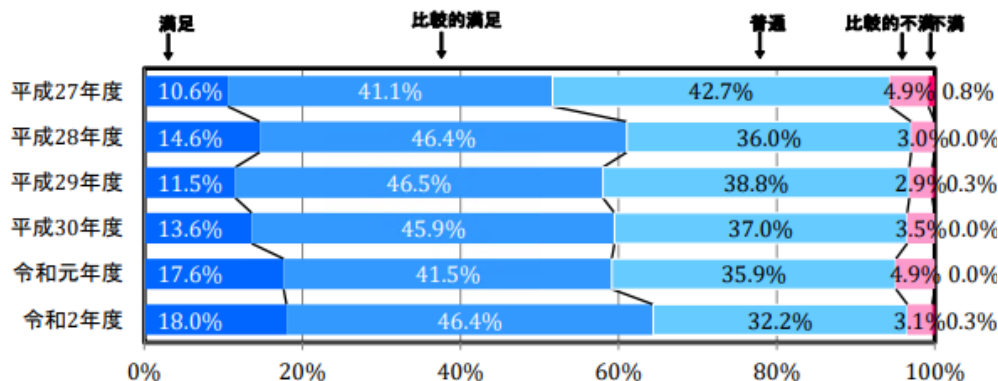
韓国 5.4カ月（2019年）
（※一部無審査分野を含む）

意匠審査の現状

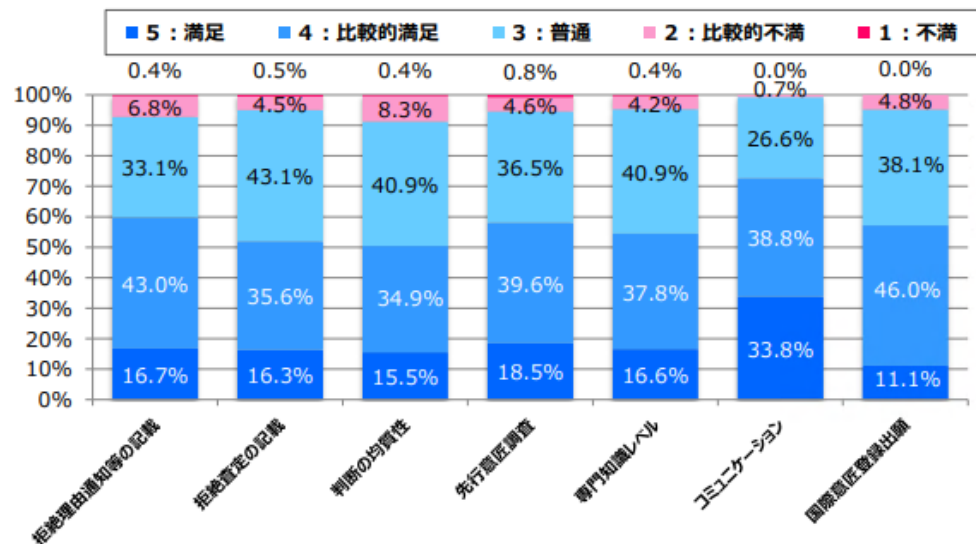
意匠審査の質に関するユーザー評価調査

- ユーザーによる意匠審査の質に関する評価の調査を2015年度から実施。
- 意匠審査の質全般について、「満足」と「比較的満足」を合わせた上位評価の割合は、64.4%。
- 審査の質に関する個別の調査項目は「拒絶理由通知等の記載」、「拒絶査定に記載」、「判断の均質性」、「先行意匠調査」、「専門知識レベル」、「コミュニケーション」、「国際意匠登録出願」の7つ。
- 「コミュニケーション」については、最上位評価である「満足」の割合が33.8%と他項目より高く、「比較的満足」と合わせた上位評価が72.7%を占める。

意匠審査の質全般
(令和二年度ユーザー評価調査)



個別項目への評価の割合
(令和二年度ユーザー評価調査)



意匠制度の取組

業務効率化と審査の品質向上のための取組

- 審査ツールのシステム化、民間能力の活用等、様々な業務の効率化の取組を行い、その結果、審査結果待ち期間の短縮化を実現。

民間能力 の活用

迅速かつ的確な審査判断を行うためには、すでに世の中に知られている意匠（先行意匠）に関する情報の収集が必要。この情報収集、抽出作業の業務を外注化し、意匠情報を効率的に検索可能なデータベースを整備。

システム等 の整備

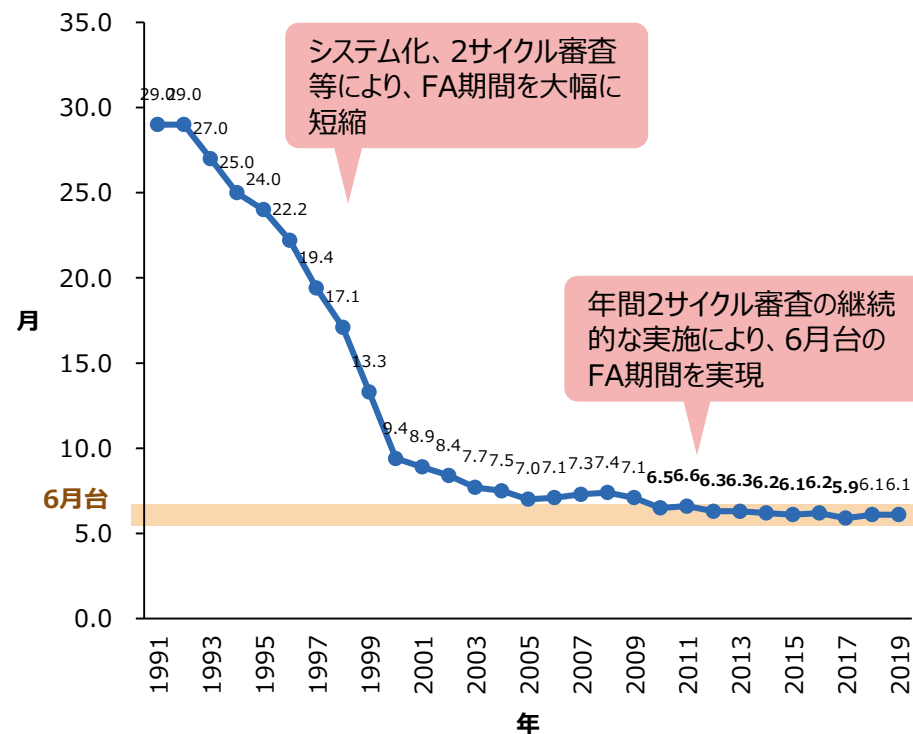
審査業務の効率化

審査判断の適正化と効率化の観点から、デザイントレンドが共通しやすい物品グループごとに、一定期間内に出願された意匠をまとめて一括で審査し、業務を効率化。

審査のためのシステム整備

審査における先行意匠調査、起案作成処理等をシステム化し、業務を効率化。

意匠審査における 審査順番待ち期間（FA期間）の推移

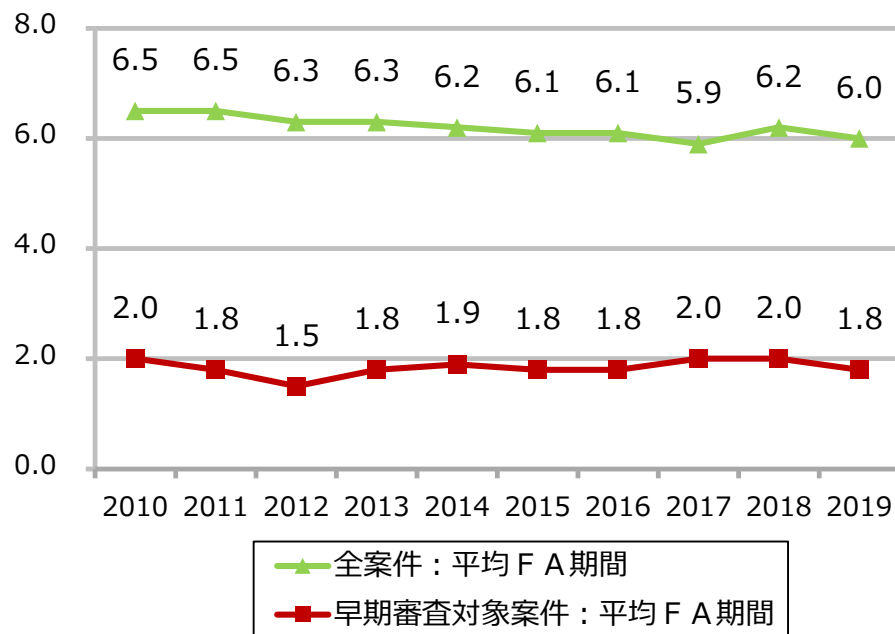


意匠制度の取組

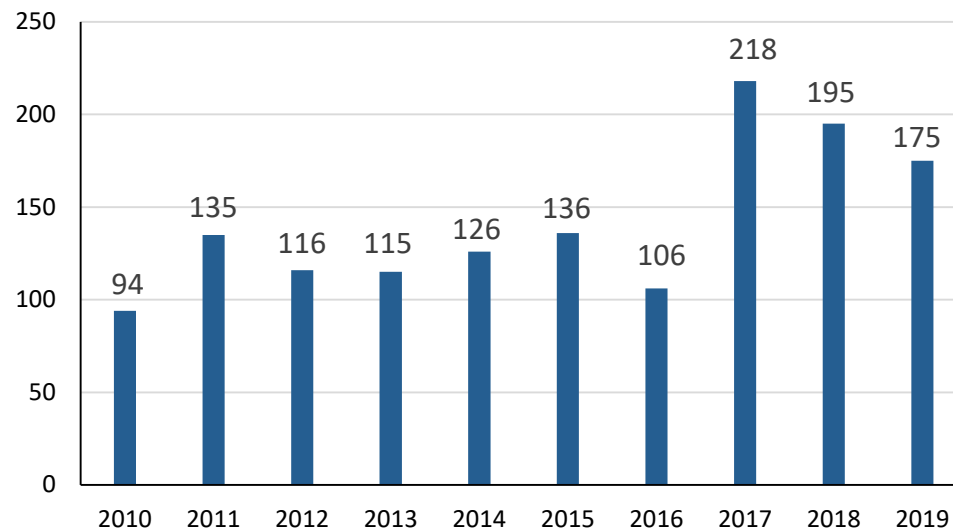
早期の権利化ニーズへの対応～早期審査制度

- 早期審査制度は、一定の要件の下、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う制度。
 - ① 出願の意匠を実施しているか実施の準備を相当程度進めている出願などであって、所定の要件(※)を満たしているもの、及び
 - ② 外国へも出願しているもの が対象。
- 早期審査の対象となった案件については、早期審査の申出から3.5か月以内、模倣品対策のための早期審査の場合は原則1か月以内に一次審査結果を通知。

平均 F A 期間（年度）



早期審査件数（選定のみ）（年度）



※注

- 第三者（出願人自身、ライセンシー以外）が許諾なく、その出願の意匠（類似含む）を実施しているか準備を相当程度進めている（いわゆる模倣品）
- その出願の意匠の実施行為について、第三者から警告（意匠権等に基づき差止請求、損害賠償請求等をする旨の事前通告）を受けている
- その出願の意匠について、第三者から実施許諾を求められている

意匠制度の取組

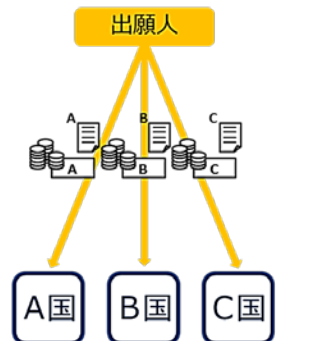
日本企業の海外展開への支援

- 意匠の国際登録制度を利用可能とするべく、2015年にハーグ協定のジュネーブ改正協定に加入
- 新興国の知財庁職員を中心にハーグ協定加盟の促進や審査の質の向上を図ることを目的とした研修を実施
- デジタルアクセスサービスにより、意匠の優先権書類の電子的交換を可能に

①ハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入

WIPOへの1つの出願で、複数国に同時に出願した場合と同様の効果が得られるため、各官庁への個別の出願に比べ、手続の簡素化や経費の削減をはかることが可能に。

<外国特許庁への直接出願>



- 各国で現地代理人を選任する必要あり
- 各国指定の言語・様式・通貨で出願

<ハーグ協定に基づく国際出願>



- 出願時に意匠権を取得したい締約国を指定
- 言語は英語・仏語・スペイン語から選択
- 通貨はスイスフラン
- 代理人の選任は任意（出願時）

②新興国研修の実施

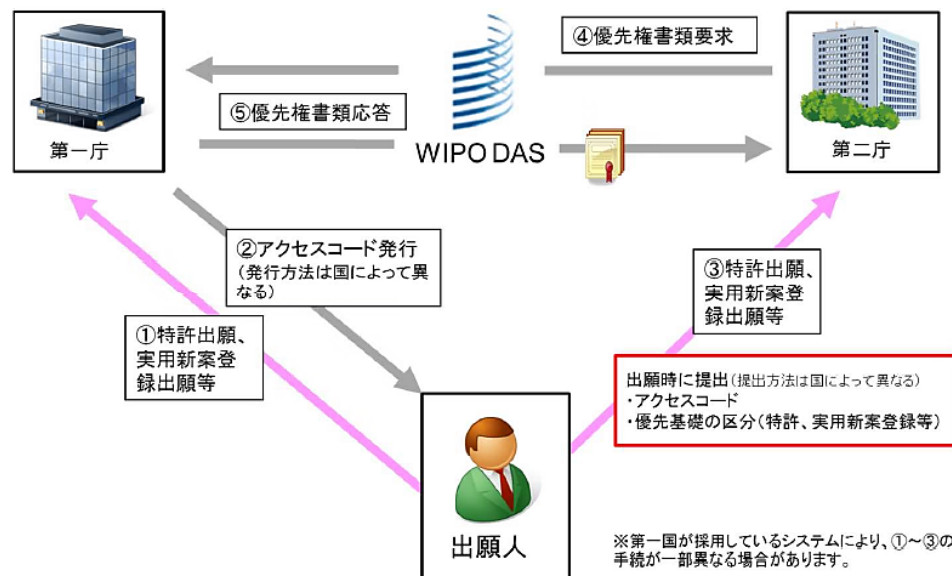
ハーグ協定未加盟国の知財庁職員に対し、年1回実施。

ハーグ制度の概要、日本の実体審査実務、ユーザーの意見等を紹介すると共に、日本のハーグ協定加盟に係る経験を共有し、参加国のハーグ協定加盟促進や、審査の質の向上を図っている。

③デジタルアクセスサービスによる意匠の優先権書類の交換可能化

2020年1月より、日本でもWIPOが提供するデジタルアクセスサービス（DAS）によって、意匠の優先権書類の電子的交換が可能に。

WIPO DASの仕組み



意匠制度の取組

意匠登録出願手続の利便性の向上

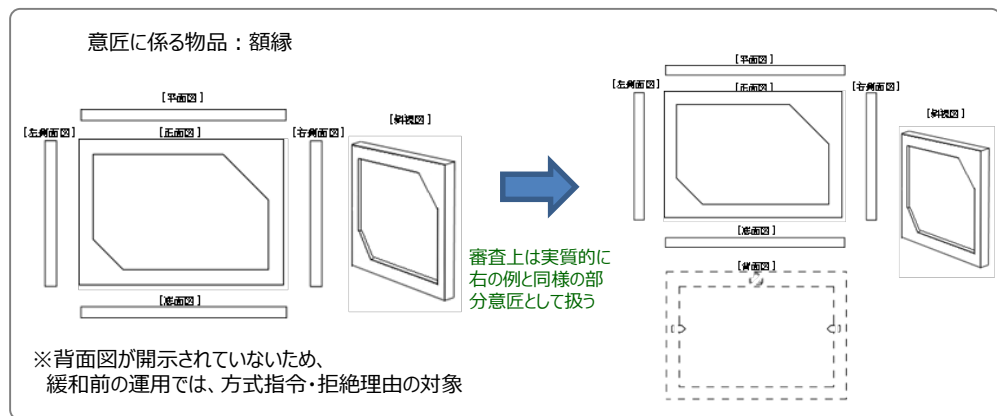
- 図面の記載要件の大幅な緩和を行い、意匠制度に不慣れな新規ユーザーや、諸外国のユーザーが我が国で権利取得しやすい環境を整備
- 一意匠として出願できるものの範囲に関する要件を緩和し、企業の商品販売時のブランド戦略の多様化に対応

① 図面の記載要件の簡素化

意匠の明確さを維持しつつ、創作の実態に則した意匠の開示の在り方について検討を行い、2019年に図面の記載要件を大幅に緩和。

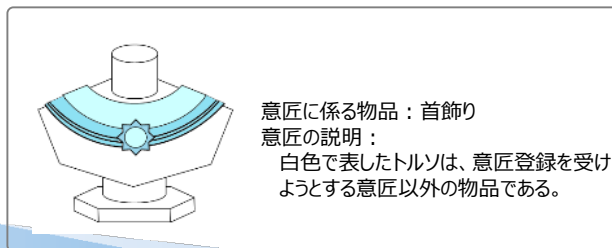
【緩和した要件の例 1】

物品全体の形態が開示されていなくても、意匠登録を受けようとする意匠の創作の内容が十分に開示されていれば、図の数等は不問とする



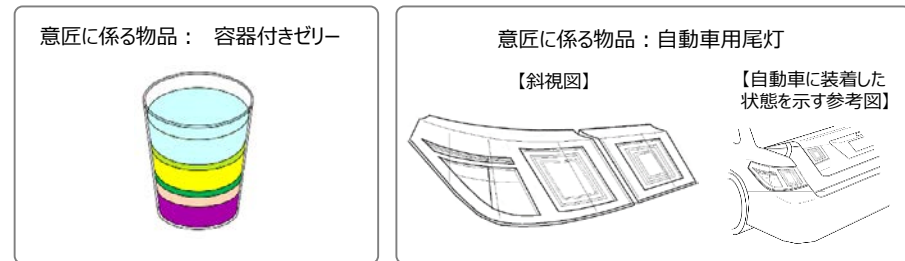
【緩和した要件の例 2】

創作内容の表現上必要な場合
出願に係る意匠以外の物品等
も図示可能とする



② 一意匠として出願できるものの範囲に関する要件を緩和

2019年に審査基準を改訂し、一つの意匠として出願できるものの範囲を明確化。複数の構成物から構成されるものであっても、用途や機能上の結びつきがある場合は、形態的なまとまりや、使用時の一体性などを考慮して一つの意匠と判断する旨を審査基準に明記。



2020年に審査基準をさらに改訂し、用途や機能上の結びつきが無い複数の構成物から構成されるものであっても、一体的に流通が可能で、一体的に創作がなされている場合は、一つの意匠として出願できるよう要件を緩和。

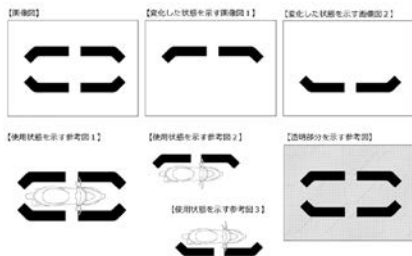


意匠制度の取組 令和元年意匠法改正

- イノベーションの促進とブランド構築に資する優れた意匠を保護可能とすべく、**意匠法を抜本的に改正**。一部の規定を除いて令和2年4月1日施行済み。
- この法改正によって、ネットワークを通じて提供されるソフトウェア等の**画像デザイン**や、**建築物及び内装のデザイン**が新たに**保護可能**に。また、**ブランド形成に資するシリーズの製品デザイン群**を長期にわたり保護可能とするための制度を創設。

ブランド形成、イノベーション促進に資する意匠法の抜本改正（主な改正内容）

物品に記録・表示されていない画像が新たに保護可能に

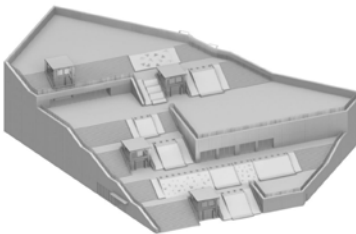


意匠登録第1672383号
「車両情報表示用画像」
(株式会社小糸製作所)



(参考) エリアマーク™ (株式会社小糸製作所提供)
11月9日付経済産業省ニュースリリースより

建築物のデザインが新たに保護可能に

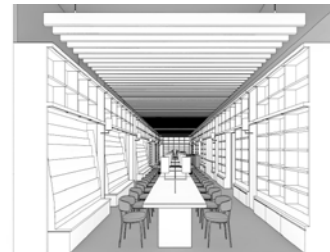


意匠登録第1671773号
「商業用建築物」
(株式会社ファーストリテイリング)



(参考) エニコロPARK 横浜ベイサイド店
(株式会社ファーストリテイリング提供)

内装のデザインが新たに保護可能に



意匠登録第1671152号
「書店の内装」
(カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社)



(参考) 鳥屋書店
(カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社提供)

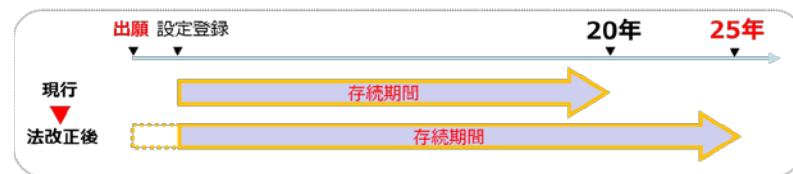
一貫したデザインコンセプトに基づくシリーズの製品デザイン群を長期にわたり保護可能に (関連意匠制度の拡充)



一貫したデザインコンセプトに基づくデザイン
(マツダの「魂動」シリーズ)

「設定登録の日から20年」から「意匠登録出願の日から25年」に (意匠権の存続期間の延長)

※現存する登録件数のうち、設定登録から15年以上存続している意匠権は25%



意匠制度の取組

意匠法改正後の新たな意匠制度の周知

知的財産推進計画2019（一部抜粋）

2. 「脱平均」の発想で個々の主体を強化し、チャレンジを促す

(2) 当面の施策の重点

④ 知財創造保護基盤の強化

(施策の方向性)

・・・画像及び建築物を保護対象に加える等の意匠制度の見直しについて、意匠審査基準、意匠審査体制の整備等の必要な準備を実施し、これらを含めた改正事項について、広く周知を行う。（短期）（経済産業省）

令和元年意匠法改正特設サイトの開設（2020年7月）



(1) 保護対象の拡充（令和2年4月1日施行）

これまでは、意匠法の保護対象は「物品」に限られ、不動産や固体以外のものなど、「物品」でないものは保護されませんでしたが、改正により保護対象を拡充し、新たに「画像」、「建築物」、「内装」のデザインについても、登録できるようになりました。

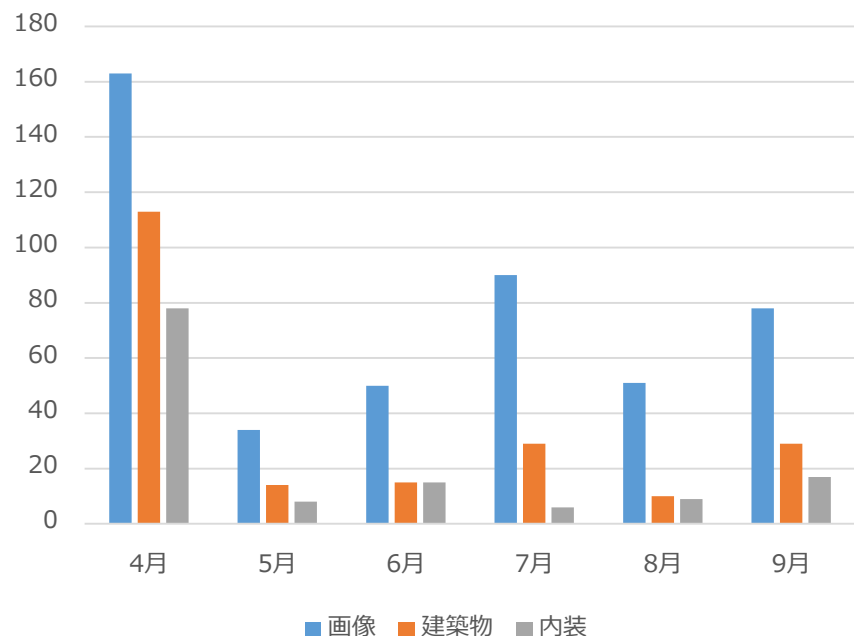
＊ 物品に記録・表示されていない画像デザインも保護できるよう、「画像」そのものも保護対象に。また、不動産である建築物のデザインも保護できるよう、「建築物」も保護対象に。



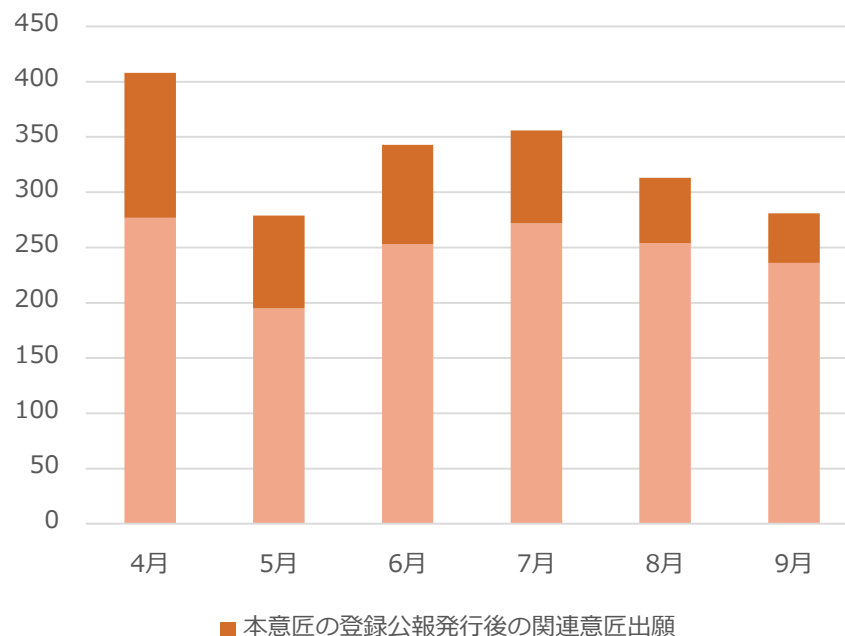
＊ 複数の物品、壁、床、天井等から構成される「内装」のデザインについても、一態様として登録可能に。

参考：意匠法改正関連出願の動向

【画像／建築物／内装の意匠の月別出願件数推移】



【関連意匠出願の月別出願件数推移】



※ 2020年10月20日取得時点

※ 上記の「画像」「建築物」「内装」は、統計取得の都合上、以下の定義に基づいて取得。（意匠法上の定義と完全に一致しているわけではない。）

- 「画像」は、日本意匠分類 N3 台が付与され、意匠に係る物品の欄の記載に「画像」、「G U I」又は「アイコン」の語を含む意匠登録出願を計上。（「G U I」には、「グラフィカルユーザーインターフェース」やその他の異表記を含む。）
- 「建築物」は、日本意匠分類 L0-0、L2～3 台（L3-7 を除く）が付与された意匠登録出願を計上。ただし、通常主として物品を対象とする分類（L2-52 台：ブロック、L3-2020：住宅衛生設備室 等）が付与されたもの、又は意匠に係る物品の欄の記載に「組立」の語を含むものを除く。
- 「内装」は、日本意匠分類 L3-7 が付与された意匠登録出願を計上。

※ 書面による出願の場合、1 か月以上かかることがあるため、上記数値に含まれていない可能性あり。

※ ハーグ協定ジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願の件数は含んでいない。

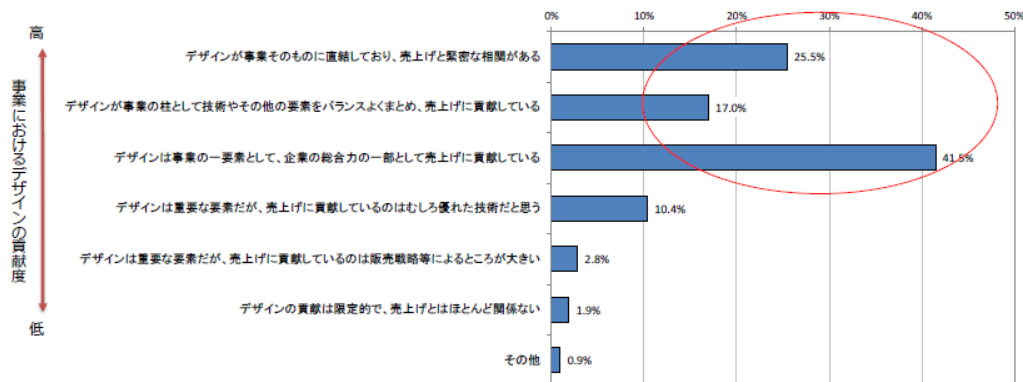
意匠制度の抱える課題

- 昨今、デザインの重要性は認識されつつある一方、意匠制度や令和元年意匠法改正内容の認知度、意匠権の活用方法および有効性についての理解度は十分とはいえない状況。
- 我が国のハーグ協定加盟によって海外からの意匠登録出願件数は増加傾向にある一方、全体の出願件数については伸びが見られないことから、固定費であるシステム維持費等がまかなえていない。

企業におけるデザインの重要性の高まり

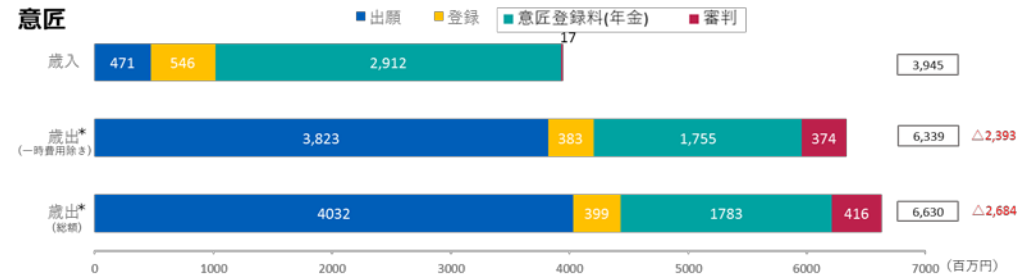
デザインが事業運営や売上計上に貢献しているとの回答は8割超

Q 事業とデザインの関係についての考えを教えてください (n=106)



意匠の2018年度歳入歳出比較（再掲）

意匠

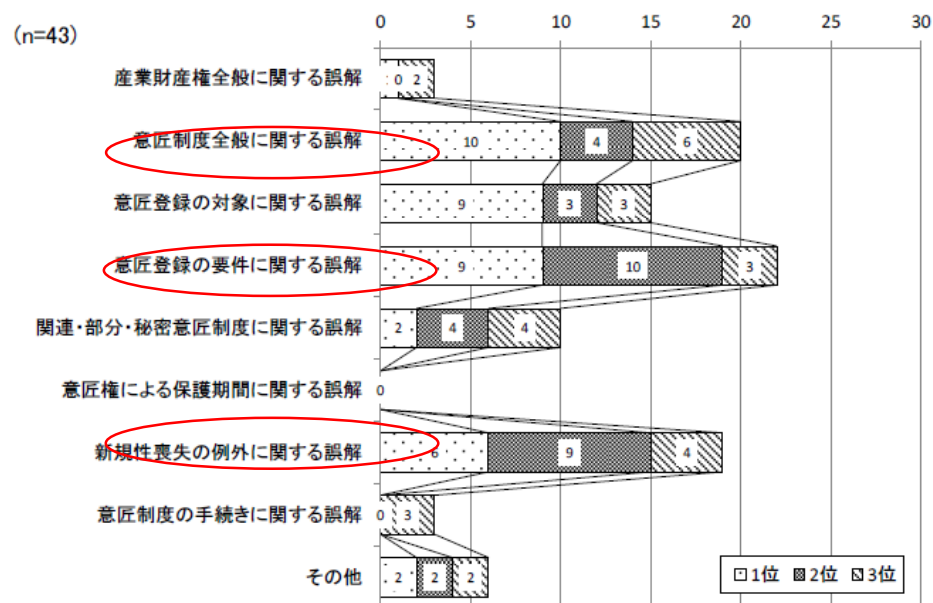


平成27年度 経済産業省「デザインによるイノベーション創出環境整備に向けたデザイン業の実態調査研究」報告書より

参考：意匠制度に対する誤解

- 代理人に対して意匠制度に対するよくある誤解を選択回答式で尋ねたところ、「**意匠登録の要件に関する誤解**」を選択する回答者が最も多く、「**意匠制度全般に関する誤解**」、「**新規性喪失の例外に関する誤解**」がこれに続いている。
- 一方で、「産業財産権全般に関する誤解」、「意匠制度の手続きに関する誤解」、「意匠権による保護期間に関する誤解」を挙げる回答者は少ない。

【意匠制度に対するよくある誤解】



【意匠制度に対するよくある誤解（回答例）】

- ・ 美しいデザイン、斬新なデザインでなければ意匠登録の対象とならないと誤解している。
- ・ 購買動機につながるようなデザインの良さが登録要件であると思っている人が多い。
- ・ 技術的な側面を重視した形態では登録にならないと誤解されている。
- ・ 商標制度と混同している。
- ・ 売り上げが好調なため意匠登録出願を希望したが、販売開始から期間が経過し、新規性喪失の例外規定を受けることができなかった例がある。

上記の状況に照らし、喫緊の課題として、意匠制度の周知の強化に向けた以下の施策を早急に講じる必要があるのではないか。

- (1) デザインの重要性の周知
- (2) イノベーションの創出およびブランド形成に資する令和元年意匠法改正内容の周知
- (3) 意匠制度の基礎や、意匠権の戦略的な活用方法および有効性についての周知

また、中長期的には、国内外のユーザーニーズを踏まえた意匠制度の一層の魅力向上に向けた検討を行う必要があるのではないか。

<ユーザーニーズの例>

- ・ 出願手続の一層のデジタル化
- ・ 新規性喪失の例外適用申請等にかかる手続の緩和
- ・ 分割出願要件の緩和
- ・ 審査の更なる迅速化
- ・ ハーグ協定加盟国の拡大や海外における審査期間の短縮化に向けた海外知財庁に対する取組
- ・ ハーグ制度の改善に向けた働きかけ
- ・ 国際制度運用調和の推進

意匠制度の周知の強化

【周知内容および対象】

(1) デザインの重要性

「デザイン」は、製品・サービス・ビジネスのイノベーションの創出やブランド構築を可能とする重要な経営資源。こうしたデザインを経営戦略として活用する「デザイン経営」の実践を促進するため、我が国企業へのデザイン経営の重要性の普及啓発を行う。

主な対象：大企業／中小・ベンチャー企業

(2) イノベーションの創出およびブランド構築に資する令和元年意匠法改正内容の周知

令和元年意匠法改正により、画像、建築物、内装の意匠への保護対象の拡充や、関連意匠制度の拡充等がなされ、イノベーションの創出やブランド構築に資するデザインの保護が可能となった。そこで、これまでは意匠制度との関係が薄かった業界の企業を中心に、改正意匠法の周知を強化する。

主な対象：建築・インテリア業界、IT業界、サービス業界
大企業／中小・ベンチャー企業
海外ユーザー

(3) 意匠制度の基礎や、知財MIXによる意匠権の戦略的な活用方法、有効性についての周知

意匠制度を知らない、あるいは知っていても利用したことがない潜在的ユーザーに対し、意匠制度の基礎的情報や、知財MIXによる技術の補完的な保護やブランド形成のツールとしての意匠制度の戦略的活用方法、意匠権の有効性を周知する。

主な対象：大企業／中小・ベンチャー企業
特許・商標ユーザー／弁理士
大学

意匠制度の周知の強化

【周知方法】

- デザイン経営の成功事例や意匠権の活用事例に関する情報収集および对外発信
- オンラインツールを活用した説明会、特許／商標審査部とも連携した企業訪問、業界との意見交換の実施
- 特許庁ウェブサイト等におけるテキスト・動画コンテンツの提供（特許、商標専門弁理士向けの意匠制度の活用の紹介）
- INPITの知財総合支援窓口等を通じた意匠制度の活用に関する周知
- 意匠五庁（ID5）会合をはじめとする国際会合や国際フォーラム等を通じて、近年の我が国における制度、手続、運用の国際化のための制度改正等に関する情報を発信
- SNS等による国内外への情報発信
- 関連業界の展示会への出店

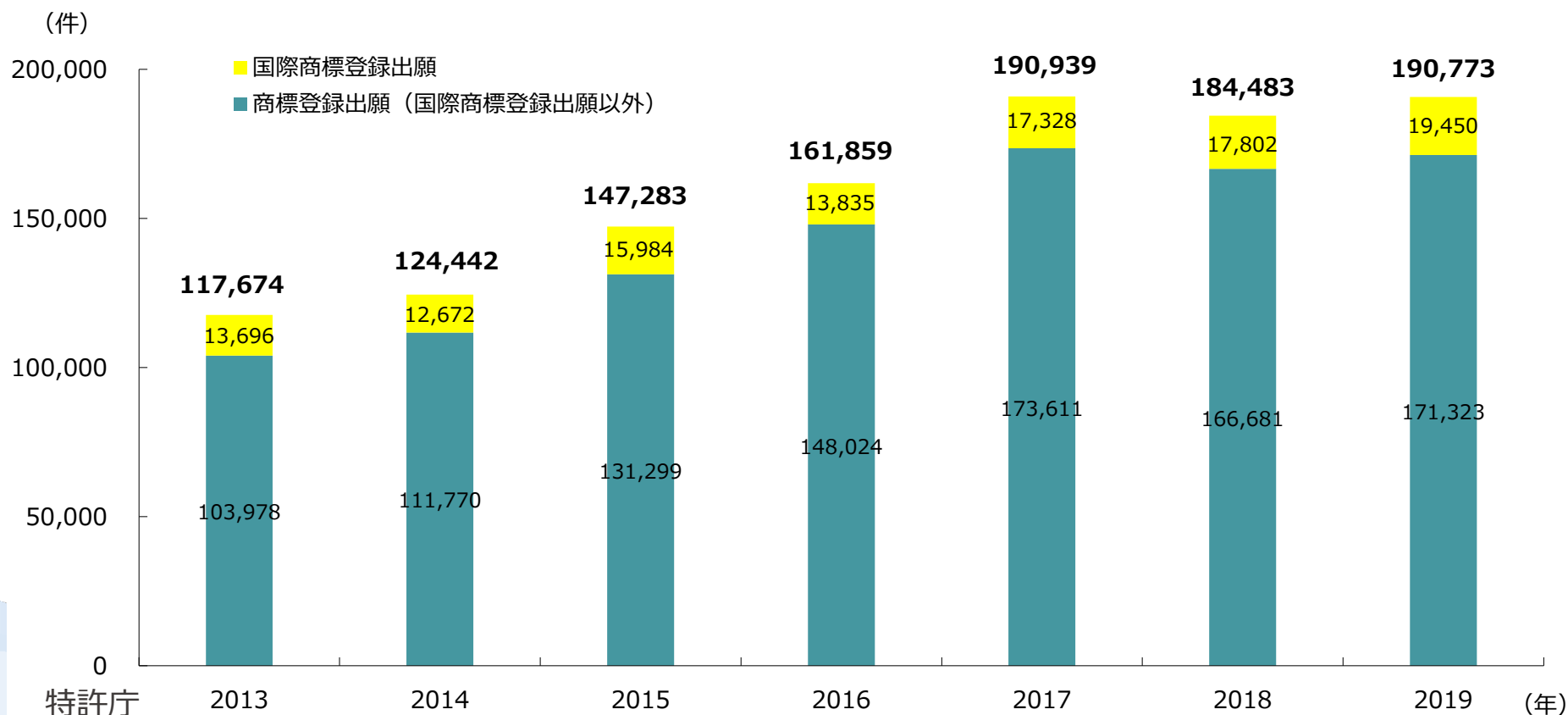
1. 3 これからの商標審査制度のあり方

商標審査の現状と今後

商標出願の動向

- 出願件数は増加傾向にあり2013年と比較すると約1.6倍。
- 国際商標登録出願も増加傾向（2013年と比較すると約1.4倍）。
- ICT分野等においては新しい商品やサービスが次々に提供されており、商標の審査（指定商品・指定役務の表示、商標の識別性）も複雑化。

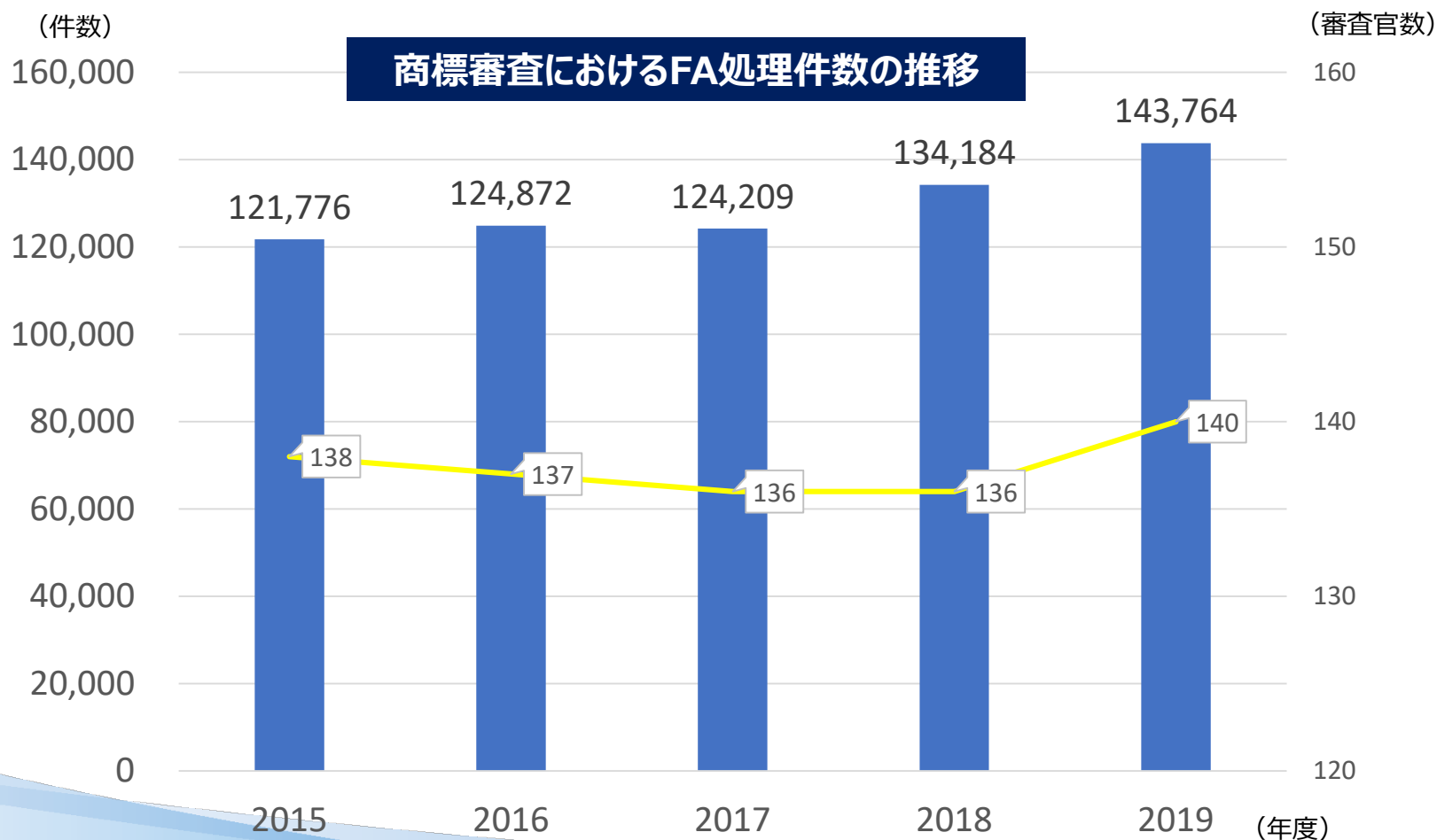
商標出願件数の推移



商標審査の現状と今後

商標審査におけるF A 処理件数の推移

- 審査官数は概ね横ばいながら、F A 処理件数は増加傾向にあり、2019年度は2015年度と比較すると約1.2倍の処理を達成。
- 審査効率化を進めるも、出願件数がF A 処理件数を上回っており、審査期間が長期化。



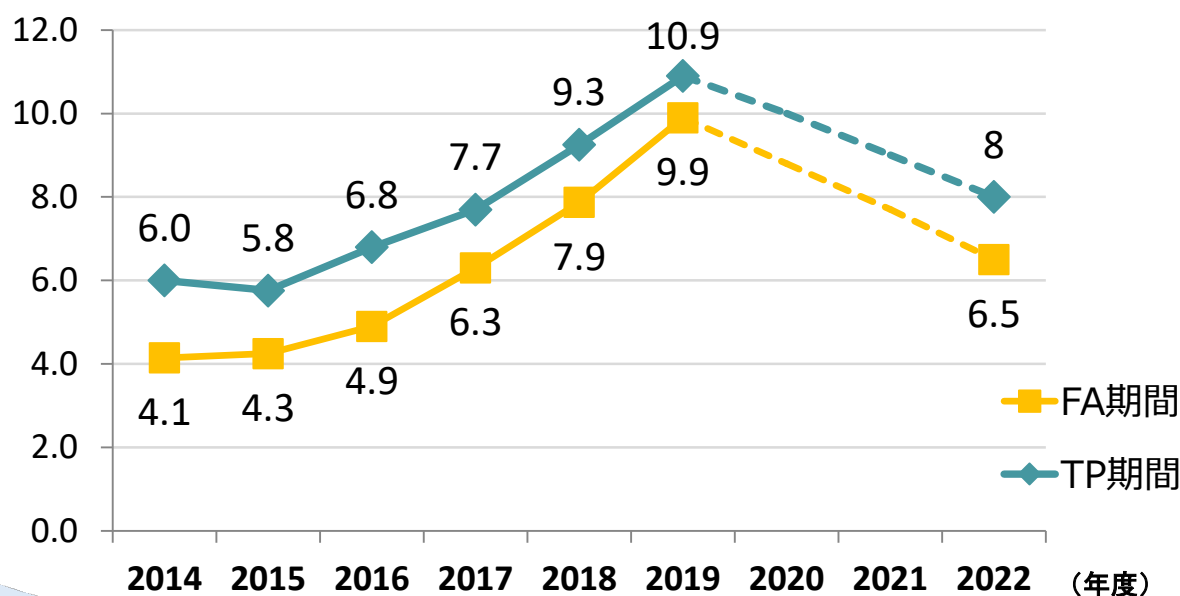
商標審査の現状

審査期間（FA・TP※期間）

※権利化までの期間

- 近年の出願増の影響等により、一次審査通知までの期間及び権利化までの期間は延伸傾向。
- 政府目標は、2022年度末に、一次審査を6.5か月、権利化までの期間を8か月。
- 政府目標の達成に向けて、I N対策（出願適正化）及びO U T対策（審査処理増大）を実施し、審査期間の短縮及び出願件数と審査処理件数の均衡を保つ。

商標の審査期間の推移



※2019年度までは年度平均、2022年度は年度末。

【審査期間短縮に向けた政府方針】

- 成長戦略【2019年6月21日閣議決定】
「2022年度末までに、商標の権利化までの期間を、国際的に遜色ないスピードである8月とする」
（令和元年度革新的事業活動に関する実行計画 KPI）
- 知的財産推進計画2019【2019年6月21日知的財産戦略本部決定】
「近年、商標出願件数の大幅な増加により審査期間が長期化傾向にあることを踏まえ、2022年度末までに、一次審査通知までの期間を6.5か月とすることにより、権利化までの期間を国際的に遜色ないスピードである8か月とできるよう商標審査体制を強化する。」（本文）

商標審査の現状

FA・TP短縮化の取組（I N対策）：ファストトラック審査

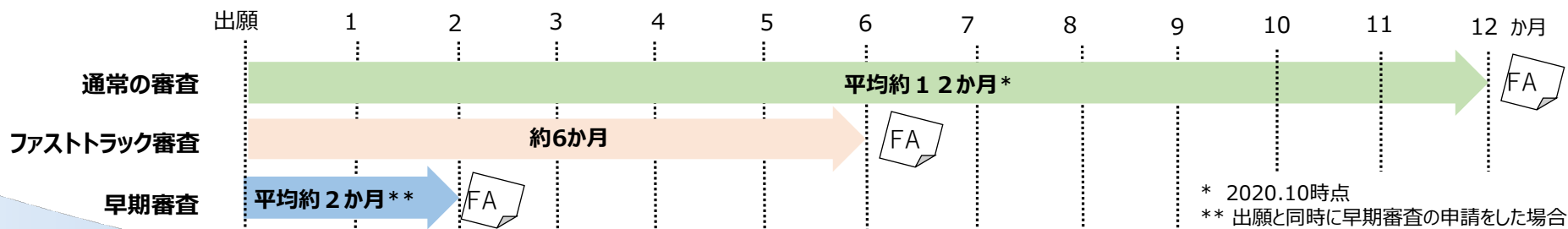
- 一定の要件を満たす出願について、審査着手を早めるファストトラック審査を運用。
- 2020年2月からの出願を対象に、「出願から約6か月で」審査する運用に変更。
➡ **早期の審査結果通知をインセンティブに、審査負担の少ない出願を増やし、審査処理促進。**
- 要件に該当するかは特許庁で自動的に判定するため、申請手続や手数料は不要。

対象となるのは、次の全てを満たす出願

- 出願時に、「類似商品・役務審査基準」「商品・サービス国際分類表(ニース分類)」「商標法施行規則(別表)」に掲載の商品・役務のみを指定している出願
- 審査着手時まで指定商品・指定役務の補正を行っていない出願

※2020年1月31日以前に出願されたファストトラック審査の対象案件は、「通常案件より約2か月早く」一次審査結果通知を行います。

審査期間イメージ



- 商標出願における個人や中小企業の割合は約 7 割を占めているが、大企業と異なり、中小企業等が出願する際、指定商品・指定役務の誤記による拒絶理由も多い。
- 手続に不慣れな出願人に対して、情報提供の拡充等を通じた出願適正化を支援。
- 出願手数料等は値下げをしてきたが、不使用商標やストック商標対策の観点を踏まえた適切な料金制度について検討。

出願適正化支援

1. J - P l a t P a t の商品・役務の公表データ拡充

→新しい商品・役務名の意見・要望提出フォームの開始及び J - P l a t P a t に新たに追加した商品・役務の公表

2. 審査関連情報の提供拡充

→審査基準の要点（拒絶理由がかかる原因及び事前回避策の周知）や情報提供制度等の周知強化

3. 出願支援ツール

→商品・役務の選択等の書類作成負担軽減ツールの検討

近年の商標出願・登録料の値下げ

2008年6月～

出願料：6,000円＋区分数×15,000円 → 3,400円＋区分数×8,600円

登録料：区分数×66,000円 → 区分数×37,600円

更新料：区分数×151,000円 → 区分数×48,500円

2016年4月～

登録料：区分数×37,600円 → 区分数×28,200円

更新料：区分数×48,500円 → 区分数×38,800円

【現在】

出願料：3,400円＋区分数×8,600円

登録料：区分数×28,200円

更新料：区分数×38,800円

商標審査の現状

FA・TP短縮化の取組（O U T 対策）：商標審査の体制強化

- 「**任期付審査官（補）の採用**」により、審査体制を強化し、審査件数増を実現。
- 各種外注事業（**下記緑枠の調査**）により審査官の事前調査にかかる時間を削減し、1人の審査官でより多くの審査を実施できる体制を構築。「**民間調査者の試行的活用拡大**」により、商標の拒絶理由該当性に関する詳細調査の外注により、審査体制の更なる強化を図る。

商標見本の解析：商標審査に必要な検索キーを付与。

商標の文字部に関する識別力等調査：辞書・専門書を利用し、文字の意味を調査。

恒常審査官

商標審査

本願
把握

指定商品・
指定役務
の審査

商標の
使用等に
係る審査

識別性
の審査

公益的
拒絶理由
の審査

私益的
拒絶理由
の審査

起案

補正書
等に基づく
再審査

最終
処分

任期付審査官（補）

不明確な指定商品・指定役務に関する調査：不明確な指定商品の表示を特定し、同商品がどのような商品であるか調査。

先行図形商標に関する調査：出願された商標と類似する図形商標を調査。

任期付審査官（補）の採用：増員による審査件数増加。

民間調査者の試行的活用拡大：基礎調査結果を基に識別性、公益・私益的拒絶理由（図形商標除く）について、弁理士等からなる調査者が調査。

- 特許庁内に商標の審査業務効率化のためのプロジェクトを立ち上げ、「審査の見える化」に基づく各審査プロセスのうち、法解釈やユーザー対応に関連する論点を中心に、外部有識者・ユーザーの声を踏まえて審査業務の効率化策について検討するとともに、庁内の業務改善として実施可能な効率化策については、並行して検討・推進。

「審査の見える化」

- ・ 外部有識者・ユーザーの声を踏まえた効率化策の検討
- ・ 特許庁内の業務改善として実施可能な効率化策の検討

引き続き

○審査手法の見直し（商品・役務の審査（第6条）に係る効率的な審査手法の検討等）

○審査基準の要点提示（拒絶理由がかかる原因及び事前回避策の周知）

○業務運用の標準化・電子化による効率化策の実施

○テレワークや更なる審査効率化のため審査ツールの開発・提供

商標審査の現状

FA・TP短縮化の取組（O U T 対策）：民間調査者の試行的活用拡大

昨今の商標出願増加及び商標審査の複雑化の背景

- 企業における商標に対する意識が向上していることもあり、商標出願件数の増加とともに、新しい商品・サービスに関する出願も増加。
- 新しい商品・サービスにかかる識別性の審査（商標法第3条）において、既存の辞書や書籍に掲載されていない語も多く、インターネット調査等による、実際の使用例（取引の実情）の調査にかかる負担増加。
- インターネット・ミーム（インターネットを通じて人から人へ普及・拡散していく文化・行動）により、通常の用語であってもインターネット上において急速に普及する場合があります、査定時における識別性等の拒絶理由の判断に影響。



民間調査者の試行的活用拡大による審査体制強化

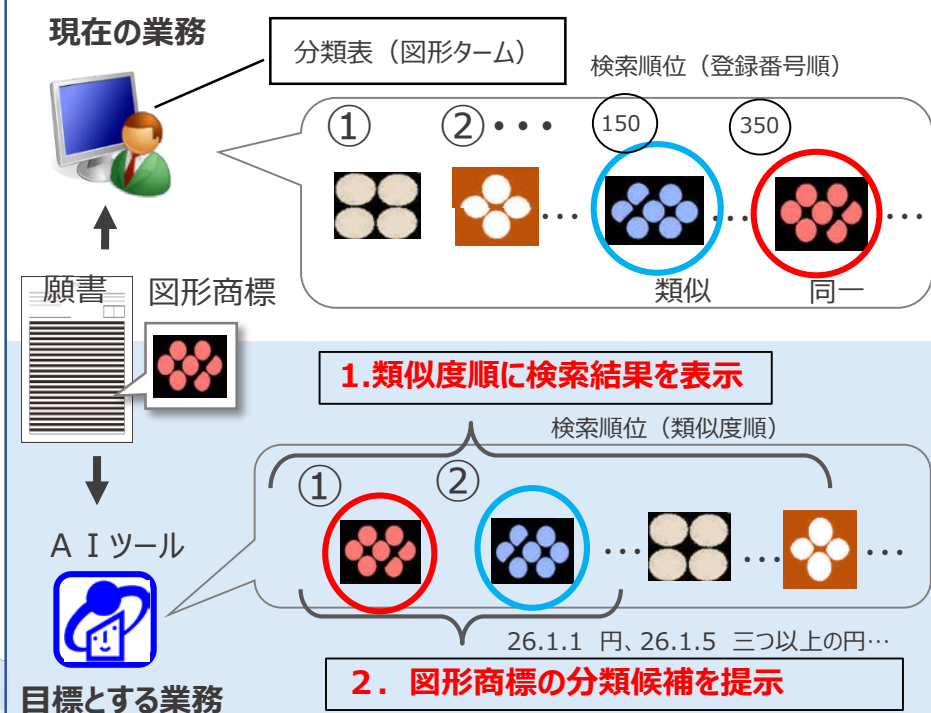
- 調査範囲の拡大・深化に対し、更なる商標審査の効率化及び品質の維持向上のため、「**民間調査者の試行的活用拡大**」により、審査体制を強化。
※「商標における民間調査者の活用可能性実証事業」による調査を2019年8月から開始。
- 拒絶理由の該当性（商標法3条、4条等）に関し、取引の実情を踏まえた詳細な調査を民間事業者に外注し、本事業で作成された調査結果を商標審査に活用。
- 併せて、この種の調査事業の課題や調査者の育成方法等について検証中。
- 調査精度及び効率化効果を検証しつつ、外注規模の拡大に向けて検討中。

商標審査の現状

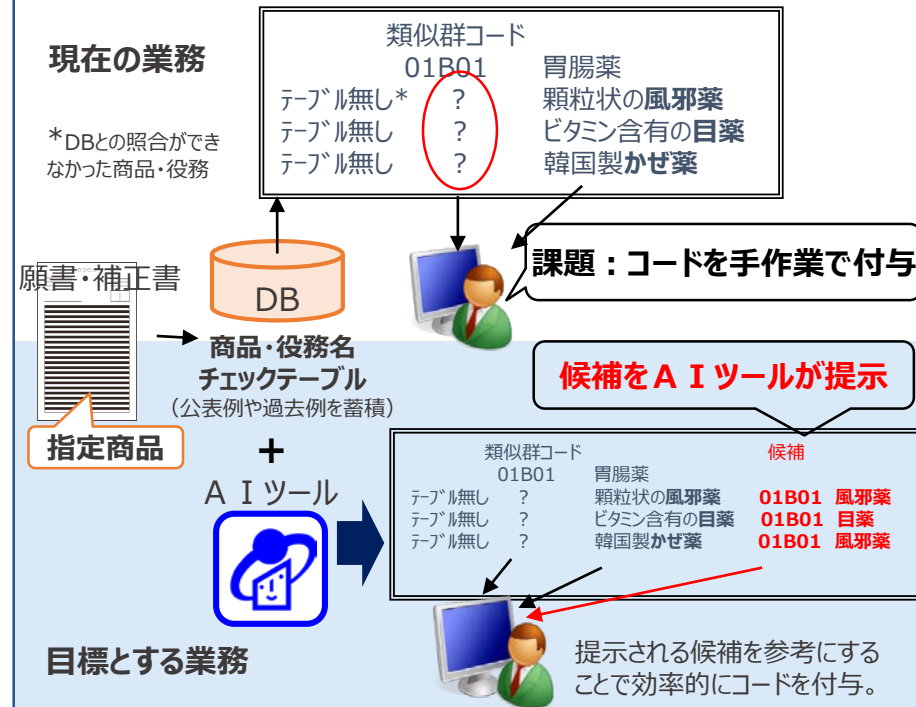
FA・TP短縮化の取組（O U T 対策）：A I 技術の活用による商標審査の効率化

- 平成28年度から、特許行政の高度化・効率化に資することを目的に、人工知能（AI）技術の特許行政事務への適用可能性の検討を実施。
- 商標関係では、平成29年度及び30年度に「先行図形商標の調査」、「指定商品・役務調査」についてAI技術の活用可能性について実証研究を実施。
- 現在、アジャイル型開発手法により、試行的に審査支援ツールとして導入し、検索精度・効率化効果を検証中。

先行図形商標の調査



指定商品・役務調査



商標審査の現状

FA・TP短縮化の取組（O U T 対策）：任期付審査官（補）の活用

- 令和2年4月、商標審査部署として初となる、任期付審査官（補）を10名採用。更に、来年度8名以上（予定）採用すべく、採用活動を9月から開始。引き続き、必要な審査体制の強化を図る。
- 民間企業、特許事務所等で法務一般に関する業務経験を有する者を募集し、弁理士資格、商標出願・権利化経験等の実務経験を有する者を採用。
- ユーザー側の実務経験・視点が商標審査部署内部で共有されることを通じて、更なる業務効率化やサービス向上に寄与。

	任期付審査官（補）	恒常審査官（補）
審査官昇任	◆ 審査に必要な専門的知識・経験を実務等において一定程度身につけている者 ◆ 所定の研修修了及び指導審査官による実務指導を実施 ◆ 3年目に審査官昇任予定	◆ 一般職の公務員試験を経て採用された者 ◆ 所定の研修修了及び指導審査官による実務指導を実施 ◆ 通常、5年目に審査官昇任予定

（参考）商標法施行令第4条第2項で準用する特許法施行令第4条

採用活動スケジュール（今年度）

応募期間：令和2年10月2日～同年11月6日
筆記試験：令和2年11月29日
人物試験：令和2年12月（一次面接・二次面接）
合格発表：令和2年12月下旬（予定）

2. 新型コロナウイルス感染症等を受けた今後の制度改革に向けた検討事項

1. 各小委員会で検討・議論中の制度改革事項
2. 災害時の救済制度

特許制度小委員会など各小委員会で検討・議論中の制度改革事項

1. 新型コロナウイルス感染症に関連する事項

- ✓ 審判のオンライン化
当事者間で行われる審判（無効審判等）の口頭審理をオンラインで対応可能とする改正の検討
- ✓ 海外事業者による持込行為の侵害対象化
個人向け含め、模倣品を日本国内に持ち込む海外事業者の行為を、商標法等の規制対象とする改正の検討
- ✓ 災害等の発生時における割増手数料の免除
特許料等の納付期間が徒過した場合に支払う割増手数料につき、災害等を原因とする場合に免除する改正の検討
- ✓ マドプロ手数料の2段階納付見直し等
商標の国際登録出願手数料について、現行の2段階納付から1段階納付するなど手続簡素化の改正の検討

2. 知財紛争処理システムに関連する事項

- ✓ アミカスブリーフ（第三者意見募集制度）
裁判所が、当事者以外の第三者から、事件の処理に有用な意見を募ることができる制度の導入の検討
- ✓ 二段階訴訟制度
特許権侵害訴訟において、損害額に至らず侵害の有無のみで終局判決を得られる訴訟制度の導入の検討
- ✓ 利益吐き出し型賠償制度
悪質な侵害行為について、侵害者利益の推定覆滅（減額）事由を認めず、侵害者利益を権利者の実損を超えて権利者の損害額とする制度の導入の検討
- ✓ 当事者本人への証拠の開示制限
訴訟・査証時に提出される文書等に含まれる秘密情報を代理人等のみにアクセスを認める制度の導入の検討
- ✓ 訂正審判の通常実施権者の承諾不要化
訂正審判又は訂正の請求等の際に、通常実施権者の承諾を不要とする改正の検討

3. その他

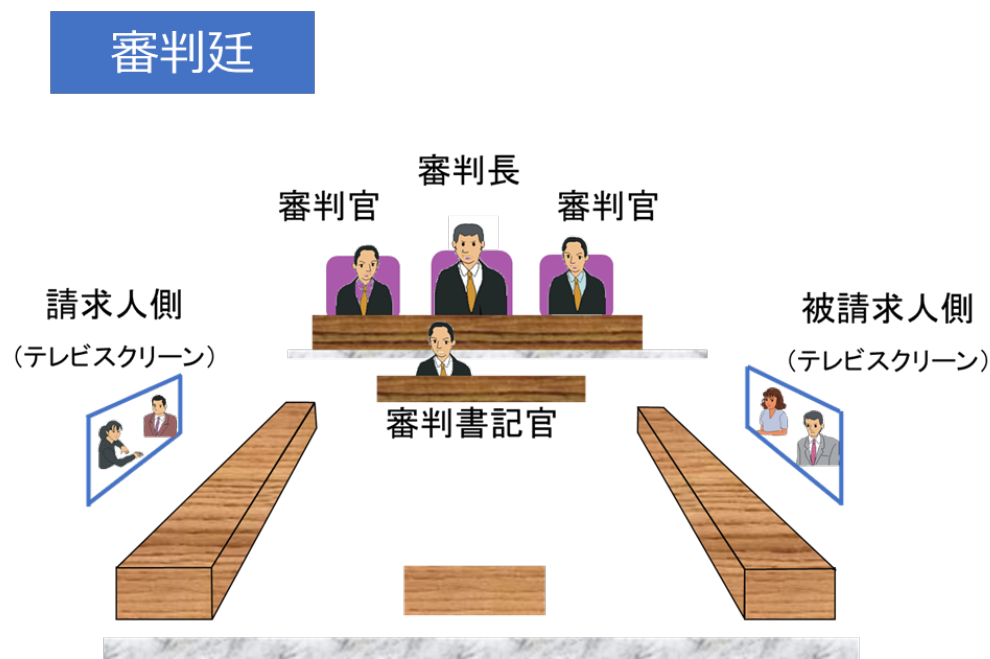
- ✓ 弁理士業務の在り方等

口頭審理のオンライン化

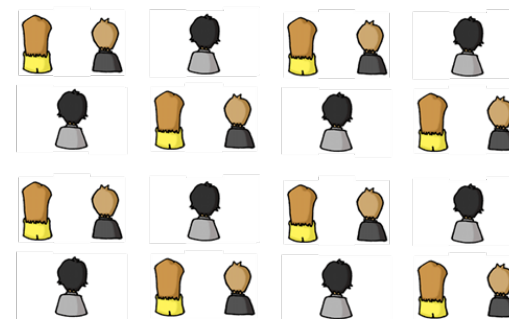
- ✓ 感染症の状況に左右されずに口頭審理を一定数開催できるようにするとともに、デジタル化等の社会構造の変化に対応しユーザの利便性を向上するため、**口頭審理における手続について、ウェブ会議システム等を通じて当事者及び参加人が関与可能とする特許法等改正を検討。**

※当事者間で争われる審判は、民事訴訟法に倣い、口頭審理は対面で行うこととされている。

ウェブ会議システムを利用した口頭審理のイメージ（一例）



特許庁内別室



(審判廷内の傍聴人は、ソーシャルディスタンスを確保して最小限にとどめる)

訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し

現行制度の概要

- ✓ 特許権者は、**訂正審判を請求するとき**又は特許無効審判若しくは特許異議の申立てにおいて**訂正の請求をするときは、通常実施権者等の承諾を得る必要**がある。
- ✓ 特許権者にとって、訂正審判の請求及び訂正の請求は、特許が無効又は取消しにされることを防ぐための重要な防御手段。

問題の所在

- ✓ 通常実施権者の増加及び多様化により、訂正審判等において全ての通常実施権者の承諾を得ることが、現実的に困難なケースが増加。
- ✓ 通常実施権者の承諾が得られないことにより、特許権者の上記防御手段が実質的に失われるおそれ。



- **訂正審判の請求又は訂正の請求において、通常実施権者の承諾を要しないよう改正を検討。**

対応の概要

- 4 / 3 に、HP 上で現行制度における手続期間徒過の救済内容について紹介
- 4 / 2 4 に、期間救済について、
 - ・ 証拠書類の省略、手続書類等に記載する理由の簡略化等の特別措置を行うこと
 - ・ 期間内に手続をすることができなかった事情の例（出願人、代理人等が新型コロナウイルス感染症に罹患し、手続を行えなかった場合等、他 2 例）
 - ・ 当面の間、柔軟な救済対応を受け付ける旨を公表

今般のコロナ禍対応の課題

- ① 災害等が生じた際の迅速な特別対応
海外の方からの問い合わせ対応に不十分な点があった。
- ② 救済を受けることができる条件の不明確性
「理由がなくなった日」の解釈等が不明確であるうえに、事情の例が不十分であった。
- ③ 特別対応の期間の見通しの不確定性
「当面の期間」がどの期間まで続くのかを明示していなかった。（米国、欧州は救済措置が得られる期間を明示）
- ④ 手続書類の負担
記載する理由の簡略化など柔軟な対応を行ったが、回復理由書等（省令に基づくもの）の提出等を求めた。
- ⑤ 割増手数料の納付のあり方（特許法第112条等）
本人の瑕疵によらない災害等を原因とする法定期間徒過であっても特許料の割増手数料の納付が必要であった。
（米国では権利回復手数料、欧州、中国では割増料金を免除）

非常時対応の見直し

主要国における新型コロナウイルス感染症に対する対応

	日本	米国	欧州	中国	韓国
法定期間（指定期間を含む）救済（期間延長／期間徒過救済）	（法定期間） <u>○期間徒過救済</u> ・手続柔軟対応 「不責事由」・「正当な理由」による期間徒過救済手続について柔軟な対応。	<u>○請求による期間延長</u> 法制定（CARES Act）により3/27-5/1に期限が満了する所定の手続について6/1まで	<u>○職権期間延長</u> 3/15以後に期限が満了する手続きについて、6/2まで	<u>○期間徒過救済</u> 既存制度による対応	（法定期間） <u>○期間徒過救済</u> 既存制度による対応
	（指定期間） <u>○実質的な期間延長</u> 運用により、一定の期間、指定期間が過ぎた手続きを有効な手続きと認める等				（指定期間） <u>○職権期間延長</u> 4/30-5/30に期限が満了する手続きについて5/31まで
申請／理由書等の提出	必要	必要	不要	必要	必要
手数料等の措置	なし	<u>○権利回復手数料（2,000ドル）免除</u> <u>○納付猶予</u> 中小企業の3/27～9/29が期限となる出願費用等の支払いについて9/30まで支払い猶予	<u>○割増料金の免除</u> 2020年3月15日以降の期限の年金を2020年6月1日から8月31日の間に追納する場合 割増料金：特許料の50%	<u>○割増料金の免除</u> COVID-19を原因とする、特許年金の支払い遅延に伴う割増料金の支払いを免除 割増料金：特許料に対し、1月遅延ごとに5%増加	なし

非常時対応の見直し 論点及び検討の方向性

	課題	検討の方向性
全般	① 災害等が生じた際の迅速な特別対応の必要性	① 災害等が生じた場合の対策を検討し、迅速に対応できるようにガイドライン等の整備ができないか。
期間延長／ 期間徒過救済	② 救済を受けることができる条件の不明確性	② 救済を受けることのできる条件、災害等の発生の際の救済事例を充実化することができないか。
	③ 特別対応の期間の見通しの不確定性 ④ 手続書類の負担	③ 終期の設定や当該終期を延長等できるような条件を整理できないか。 ④ 手続書類の簡略化等のために省令改正等を検討できないか。 ⇒ 上記について対応方針をガイドライン等にまとめ、災害等の際に、すみやかに対策等を公表できる体制を構築できないか。
	⇒ 職権による一括期間延長によらずとも、上記検討によって現行法制度で対応することができるのではないか。	
手数料	⑤ 割増手数料の納付のあり方	⑤ 法改正により、納付期間徒過の場合の割増手数料につき、災害等を原因とする場合において救済制度等を設けることができないか。

新規性喪失の例外の証明書の押印等の要件緩和

特許法第30条第2項、実用新案法第11条第1項、意匠法第4条第2項の新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには、**出願から30日以内に**新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことを**証明する書面（証明書）を提出する必要**がある。

COVID-19緊急対応（暫定措置）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、**記名押印又は署名のある証明書の提出が困難な状況が生じている**ことから、**記名押印又は署名のある書面を追って提出する**対応を緊急的に可能とした。

証明する書面（30日以内に提出）

発明の新規性の喪失の例外の規定
の適用を受けるための証明書
(中略)

令和○年○月○日*
出願人

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響で押印できなため、追って提出します。

証明する書面（追って提出）

発明の新規性の喪失の例外の規定
の適用を受けるための証明書
(中略)

令和○年○月○日*
出願人 

寄せられた声

- ✓ 柔軟な対応に感謝
- ✓ 恒久化してほしい
- ✓ 押印自体も見直しを

押印自体の見直し（恒久措置）

新規性喪失の例外の証明書については、第三者が出願の存在自体知ることが難しい時期に提出されるものであり、なりすましや偽造のリスクが低いと考えられることから、**早期に押印・署名を廃止すべく検討中**。

(前半) まとめ及び御議論いただきたいこと

【特許審査】

- 定員削減の中、限られた審査官数で世界最速・最高品質の審査を維持するため、先行技術文献調査の外注やサーチツールの開発等により、審査官あたりの業務効率を高めることで対応してきた。
- しかしながら、外国語文献の増加や技術の高度化・融合化、審査負担の大きいPCT出願の増加などにより審査業務に要するコストは増大している。
- 外国語文献の検索の更なる効率化等、徹底した効率化を図りつつ、変化する多様なユーザーニーズに柔軟に応えていく。

【意匠審査】

- デザインの重要性は認識されつつあるが、意匠制度自体の認知度や、令和元年意匠法改正の内容、意匠権の活用方法および有効性についての理解度は十分とは言えない。
- 今後、デザインの重要性および意匠制度の周知活動を徹底して行う必要がある。加えて、意匠制度の魅力を更に向上するために、意匠制度の一層の戦略的活用と利便性向上に向けた運用改善を行っていく必要がある。
- また、意匠審査にかかるコストはシステム費などの固定費負担のため現状は赤字構造となっているが、新保護領域のユーザーへの意匠制度の周知をはじめとする上記施策の実現によってユーザーの裾野が広がり、意匠登録出願の増加につながれば、歳入増が見込まれるため、収支均衡に近づいていくことが期待される。

【商標審査】

- 出願件数（IN）＞処理件数（OUT）の状況が続き、審査期間は延伸傾向。審査期間を短縮した上で、INとOUTをバランスさせ、かつ、質を維持・向上させていく体制確立が急務。
- 処理件数増加に向けた更なる外注拡大や審査官増員に加え、審査負担の少ない出願増加に向けた出願適正化策及び出願行動等の適正化の観点からの料金水準をあわせて検討する必要がある。

【制度改正】

- 新型コロナウイルス感染症や知財紛争処理システムに関連する事項などについて、ユーザーニーズを踏まえ、適時に制度改正を進めていく。

御議論いただきたいこと

【これからの審査制度（特許・意匠・商標）】

- ・ 現在特許庁が提供している審査についての率直な評価
- ・ 今後の審査制度の在り方について率直な御意見

【制度改正】

- ・ 検討、議論中の制度改正事項についての御意見

3. より魅力的な産業財産権制度とイノベーションの創出に向けて

1. 国際協力
2. 中小・大学・ベンチャー支援、知財人材育成
3. オープンイノベーションの促進

(1) これまでの特許庁の取組 人材育成協力

- 我が国産業界の貿易・投資動向を踏まえ、新興国・途上国各国に対する人材育成支援事業を通じて、産業財産権制度整備に貢献する。
- 具体的には、我が国ユーザーからの情報、各国から寄せられた要請を考慮し、研修提供事業、専門家派遣、セミナー・ワークショップの開催等を実施。
- 各種事業は、バイ、マルチの協力関係（協力覚書(MOC)、経済連携協定(EPA)等）を深化させるレバレッジ（てこ）としても機能。

1996～2019年度の研修生受入総数

国名	受入総数
インドネシア	914 (14名)
タイ	767 (36名)
フィリピン	585 (27名)
ベトナム	733 (39名)
マレーシア	595 (31名)
インド	405 (25名)
ブラジル	199 (34名)
その他	2530 (170名)
合計	6728 (376名)

(注) カッコ内の数字は2019年度の人数

【日本で開催された研修の修了生である開発途上国知財庁等幹部】

- ◎フィリピン知財庁 Ms. Josephine Rima Santiago Director General (元・長官)
- ◎ベトナム知財庁 Mr. Le Ngoc Lam Deputy Director General (副長官)
- ◎インド知財庁 Mr. Kishan Singh Kardam(元・特許デリー支局長)
- ◎ミャンマー教育省 Mr. Win Khaing Moe Director General (局長)
- ◎ミャンマー商業省 Dr. Moe Moe Thwe Deputy Director General (副局長)

特許庁

2019年度：全20コースを日本にて開催



2019年度 特許審査実践研修 研修生受入れ

2020年度：コロナ禍においてオンラインでの研修を実施中



2020年度 知財総合コース オンライン実施

(1) これまでの特許庁の取組

WIPOジャパンファンド・JICAを活用した支援

WIPOジャパンファンド

- アジア・太平洋地域における開発途上国の持続的な経済発展並びに我が国企業等の当該地域での円滑な経済活動を後押しすることを目的とし、1987年から世界知的所有権機関（WIPO）へ任意拠出金を支出（WIPOジャパンファンド）。2008年にはアフリカファンドを新たに創設し、支援地域を拡大。2019年よりアジア・太平洋ファンド、アフリカファンドを統合し、地域限定を無くした「グローバルファンド」に刷新。
- グローバルファンドの事業計画に基づき、途上国における産業財産権制度の整備、知財庁の行政サービスの向上、知財意識の普及啓発等に関する事業を実施。特許庁は、各種会合等へ専門家を派遣するなど実質的な支援を実施。これまで80か国以上を支援。

JICA専門家派遣

- 途上国での知的財産法制度整備や人材育成を目的としてJICAと協力し、特許庁職員を知的財産制度に関する専門家としてインドネシア（1993年度～）とミャンマー（2014年度～）へ派遣。1993年度以降のべ49名の長期専門家を途上国へ派遣。

<参考：WIPOジャパンファンド概要>

日本国政府（特許庁）



拠出金



2020年度
約6.4億円

※2020年度予算要求時
1スイスフラン＝110円での換算



協力事業



<途上国>

・アジア・太平洋地域
・アフリカ地域
・ラ米他地域

事業形態

- ・政策対話
- ・専門家派遣
- ・セミナー・ワークショップ開催
- ・情報化
- ・審査基盤強化
- ・調査研究 等

改善すべき課題例

- ・知財法令・審査基準の整備
- ・審査官の実務能力向上
- ・知財庁業務フローの効率化
- ・知財関連条約加盟促進
- ・知財意識の向上

(例) ASEAN地域における支援

タイ

・タイ知財局では、バックログ解消のために、多くの新人審査官を採用。同局との協力覚書に基づき、特許庁から審査官を派遣し、これら新人審査官向け研修を実施。

・この取組により、タイ知財局の審査実務能力向上、タイでの審査期間短縮に貢献。



研修内容

- ✓ 特許審査プロセスのうち中核となる「先行技術文献のサーチ」、「実体審査の判断手法」等の講義。
- ✓ 新人審査官を指導する立場にある審査官に対して、新人審査官の指導方法に関する研修。

	2015年	2019年
審査官数	24名	106名
審査期間	約10年	約8年

のべ約70名に対し研修を実施
2020年2月、新人16名への研修も実施

特許庁

ミャンマー

・2015年からミャンマー科学技術省・教育省に知財専門家を常駐させるなどして協力を行ってきた結果、2020年10月にミャンマー知財庁が一部オープン。



2020年10月1日 セレモニーの様子

- ▶ 1997年
短期研修生受入開始
- ▶ 2015年3月
JICA長期専門家派遣開始
 - ・知財法制定及び知財庁設立支援
 - ・細則・業務フロー整備支援
 - ・現地セミナー開催、等
- ▶ 2019年
知財関連法成立
(特許、意匠、商標、著作権)
- ▶ 2020年10月
ミャンマー知財庁が設立し、
一部商標出願の受付開始



2020年10月21日 日刊工業新聞朝刊2面
(この記事は日刊工業新聞社の転載許諾を受けています)

(参考) ミャンマー知的財産庁設立支援に関する記事

(2020年10月21日 日刊工業新聞朝刊 2面)

ミャンマー知的財産庁 先行オープン

特許庁が創設を支援してきたミャンマー知的財産庁が10月に先行オープンした。2013年から本格的にサポートし、知財に関する制度設計やITシステム構築などで特許庁の先端的な知見を提供した。当面ミャンマー知財庁は商標分野で業務を行い、21-22年にかけて意匠や特許の分野でも対応する。同国の知財環境が整うことで、進出する日本企業も知財権保護の観点で恩恵を享受できる。(編集委員・敷田寛明)

ミャンマーは知財関連係を構築。15年には国際の法律や行政機関の整備協力機構(JICA)専門家が、知財権を専門家による支援という形で、特許庁職員との長期派遣を受け入れ始めた。18年からは特許庁の高呼び込むには企業のアイ岡裕美氏がJICA専門家の保護が不可欠で、家としてミャンマー知財の創設準備に参画。19あることから、同国政府に商標法・意匠法・特許法・著作権法が相次いで13年に特許庁と協力関係

日本の特許庁が創設支援



で成立したことから、高岡氏は「担当官が異なる」と判断も違うというように、同じ目線で審査できるようにすることが大事だと話す。

現地ならではの苦勞もあった。長く軍事政権が続いたことから、現地のビジネスのハードルが下がることになる。日本

た。高岡氏は「担当官が異なりがちだった。高岡氏は「(知財行政は)ユーザーと一緒に作っていくものであることを伝えたい」という。特許庁に備が完了する見通しだ。国際的に遜色のない知財権保護の仕組みが整うことで、外資企業は知財権の侵害リスクが低下し、現地のビジネスのハードルが下がることになる。日本

に於ける急な指示があった。情報共有の習慣に乏しミャンマー知財庁は先行オープンとして、商標出願に関する優先受け付けを始めており、21年4月には全面的にオープンする予定。オンラインで出願できる体制を整えており、新型コロナウイルスの感染が拡大する今後とも続いていく。

環境整い外資の誘致加速

特許庁

(この記事は日刊工業新聞社の転載許諾を受けています)

(1) これまでの特許庁の取組 さらなる国際協力

• PPH

第一庁（先行庁）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第一庁とこの取組を実施している第二庁（後続庁）において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組み。これにより、出願人の早期権利化・特許査定率の向上・コスト削減に貢献。
2020年5月現在、44の国・地域と提携。

• PPHプラス・CPG

特許審査に係る体制等のリソースが不十分な国においても、日本の審査結果を活用した迅速な権利設定に貢献。
PPHプラスはブルネイと、CPGはカンボジア・ラオスと締結。

• 模倣品被害を防ぐための普及啓発支援

海外における日本ブランドの模倣品撲滅を目指し、外国税関や警察など執行担当職員向けに、現地または日本にて、ブランドの担当者自らが模倣品の真贋判定の方法を教示するセミナー等を実施。これにより、当該ブランドの模倣品が現地の税関や警察によって差し押さえられやすくなること、及び、参加ブランドと現地執行担当職員のための人的ネットワーク構築に貢献。

• 国際研修指導教官の派遣

特許審査の実務経験が豊富な審査官である「国際研修指導教官」による、新興国の審査官ヘテラーメイドの審査実務指導を実施。これにより、新興国審査官の実務能力向上と我が国審査実務の普及とを促し、我が国企業が海外において円滑かつ予見性高く特許権を取得することに貢献。

• 海外事務所 調査員の配置

（独）日本貿易振興機構等の各国・地域の海外事務所に特許庁から調査員を配置し、各国の政府等関係機関と緊密な関係を構築しつつ、情報収集や動向把握を行い、それに基づきセミナー、シンポジウム、ホームページを通じた情報提供・相談対応を実施。これにより、海外に展開する日系企業等の知的財産に係る活動を支援。

2020年10月現在、タイやシンガポールを含めた11の国・地域の事務所に調査員を配置。

(2)現状および今後に向けて

<PRの現状>

- 施策及び貢献実績を、特許庁や関係組織のHPや年次報告書等にて紹介。特に途上国協力に関する箇所については、特許庁のHP及び年次報告書における記載をよりわかりやすく記載。

例：2020年度年次報告書 コラム22「途上国協力の拡大」作成

- 特許庁ツイッターへ上記施策の新たな動きについて積極的に投稿し、リアルタイムでの情報周知も意識して実施。

<今後のPRへの取組>

- 今後も、上記の取組を継続。特に、特許庁HPについては、引き続き、ユーザーに訴求するべく記載の刷新を検討。
- これに加え、特許庁や関係機関で行う国内外のユーザー団体への講演や実務者向けセミナー等、及び、企業や業界団体等との意見交換等、長官によるトップセールスを始めあらゆる機会を捉え、特許庁の途上国への支援内容や国際貢献の実績を紹介し、さらに对外発信を加速。

3. 2 中小・大学・ベンチャー支援 知財人材育成支援

中小・ベンチャー企業及び大学支援関係施策 ～企業の知財取得・活用フェーズに合わせた支援施策～

アイデア・研究開発

知財の取得

製品化

海外展開

【知財情報の提供】

- ◆ J-PlatPatの提供
- ◆ 特許情報分析活用支援

- ◆ IP BASEの提供

- ◆ 開放特許データベース

- ◆ 新興国等の知財情報の提供

【資金調達支援】

- ◆ 特許料金の減免

- ◆ 知財ビジネス評価書・提案書

- ◆ 外国出願費用補助金
- ◆ 模倣品対策支援
- ◆ 冒認商標無効・取消係争支援
- ◆ 防衛型侵害対策支援
- ◆ 海外知財訴訟費用保険

【専門家による助言】

- ◆ 営業秘密・知財戦略相談
- ◆ 知財アクセラレーションプログラム (IPAS)

- ◆ 事業プロデューサー (福島で活動中)

- ◆ 海外知財プロデューサー
- ◆ 海外展開知財支援窓口

【審査・審判におけるサポート】

- ◆ 早期審査・審理

【知財にかかる取引の円滑化】

- ◆ 取引にかかるガイドライン及び契約書ひな形の整備 (予定)

専門家派遣 (産学連携アドバイザー、知財戦略デザイナー、IPAS等) 知財マネジメントの支援や権利化等に関する支援

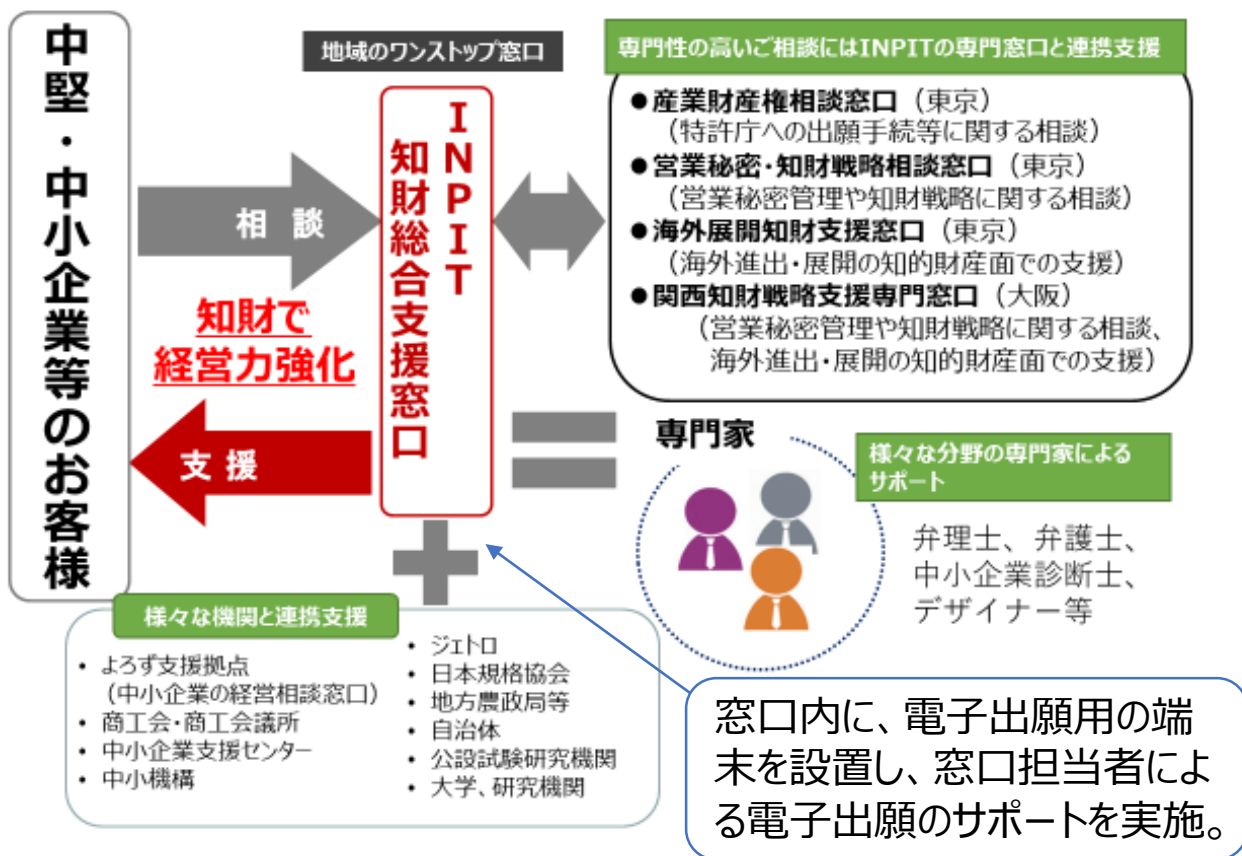
知財総合支援窓口 知財に関する悩みや相談をワンストップで全国で受付

産業財産権専門官 中小企業向けハンズオン支援、社内研修、知的財産制度説明会、セミナー

巡回特許庁 出張面接審査の集中実施、知財制度・支援施策の普及啓発

中小企業支援関係施策 ～知財総合支援窓口～

- 中小企業等が企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開、海外展開までの幅広い**知的財産の多様な課題を、ワンストップで解決する一元的な窓口**を47都道府県に設置。
- **弁理士や弁護士などの専門家の活用や支援機関と連携しつつ、知的財産の課題等の解決を無料で支援。**
- 今後、さらに裾野を広げていくため、引き続きよろず支援拠点や商工会議所等と連携し、ユーザーに使いやすい窓口を構築していく予定。



窓口における相談件数

年度	H28	H29	H30	R1
件数	86,135	95,257	102,551	107,067

窓口における専門家派遣件数

年度	H28	H29	H30	R1
件数	14,314	16,661	17,475	16,898

窓口と支援機関との連携件数

年度	H28	H29	H30	R1
件数	8,365	9,463	8,979	9,718

＜うち、よろず支援拠点との連携件数＞

年度	H28	H29	H30	R1
件数	1,642	2,141	2,342	2,615

＜うち、商工会・商工会議所との連携件数＞

年度	H28	H29	H30	R1
件数	1,484	1,435	1,550	1,610

中小企業支援関係施策

～海外展開による外国出願から侵害対策まで一気通貫した支援施策～

特許庁は、海外展開をめざす中小企業の方々を情報収集から権利取得、侵害対策までの各段階で支援。

◆知財総合支援窓口

全国47都道府県に設置している知財総合支援窓口において、海外進出の知財リスクや外国出願手続等について情報提供や助言。

実績	平成29年度	平成30年度	令和元年度
海外関係の相談	7,374件	8,553件	7,510件

◆外国出願費用補助

外国出願の際にかかる費用（出願費用、翻訳費用、代理人費用）の半額を補助。

実績	平成29年度	平成30年度	令和元年度
支援件数	826件	878件	855件

◆海外での模倣品対策支援

海外で模倣品被害を受けている中小企業に対し、模倣品対策に要する費用（侵害調査、警告状作成、行政摘発の実施等に係る費用）の2／3を補助。

実績	平成29年度	平成30年度	令和元年度
支援件数	16件	23件	17件

◆海外知財訴訟保険補助

中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合の応訴等に要する費用を補償する保険の加入に要する掛金の一部を補助。

実績	平成29年度	平成30年度	令和元年度
支援件数	25件	26件	26件

事業効果

知財総合支援窓口における商標の電子出願端末での更新手続き支援をきっかけに、海外向けブランド構築を目指すこととなった。その後、知財戦略エキスパート及び専門家（弁理士）の派遣を受けて、海外の商標権制度や出願方法についてレクチャーを受けるとともに、海外展開時の課題整理等、具体的実施計画策定のための支援を受けた。その結果、外国出願補助金を活用したマドプロ出願を行い、無事当該海外向けブランドについて国際登録がなされた。（製造販売業M社）

事業効果

特に中国において、事業展開の際に権利を保有しているかどうかの証明を求められるケースが多く、外国出願を行っていることでビジネス展開が非常にスムーズに進んでいる。（サービス業M社）

事業効果

取引先より中国で模倣品が流通している情報があったことから、本支援を活用して、現地工場の調査や行政摘発を経て、模倣品の摘発、模倣品保管倉庫の摘発、販売会社の摘発など、中国における模倣品対策を実施することに成功した。（製造販売業A社）

事業効果

海外での知財訴訟について、中小企業は資金不足から応訴による正当な権利の主張ができず、事業撤退や会社の存続危機につながる可能性がある事を受けて、特許庁では保険会社等と連携し、知財分野において初めての保険制度を創設し、中小企業等の海外における知財訴訟リスクへの対策を強化している。

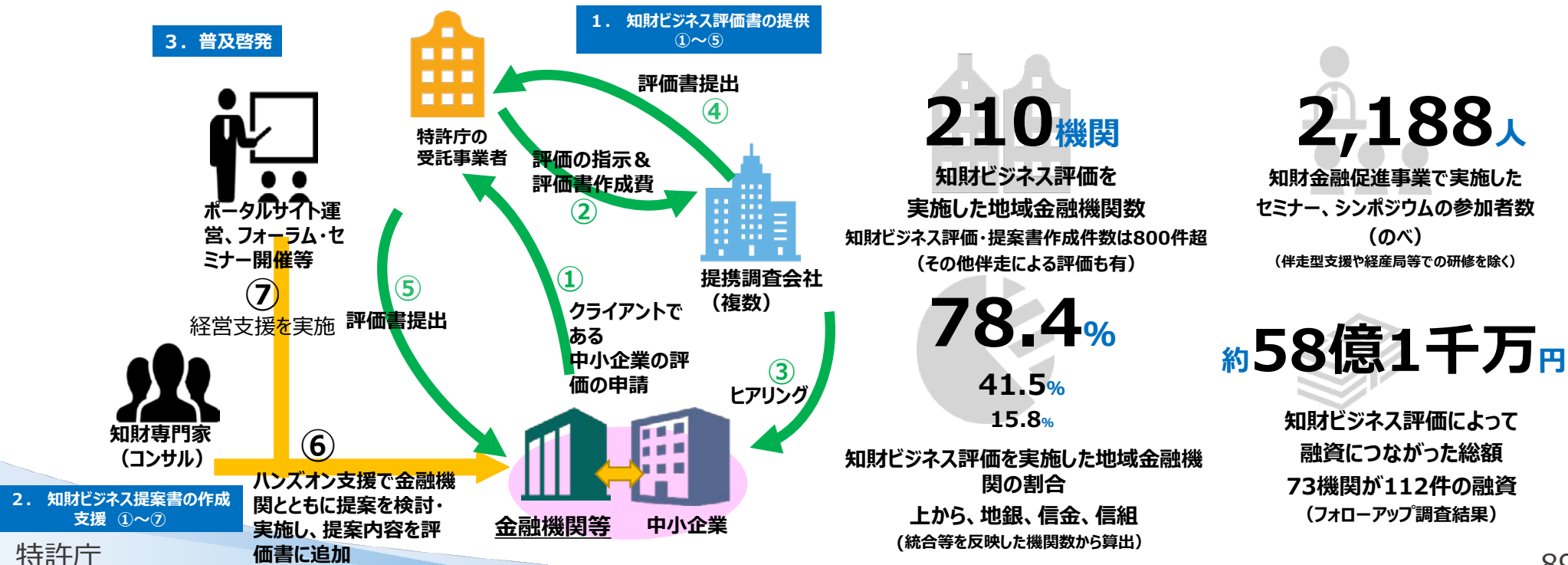
中小企業支援関係施策

～経営支援を中心とした知財金融促進支援(知財ビジネス評価書・提案書)～

【目的】 中小企業と関わりが深い地域金融機関と連携し **地域・中小企業における知的財産の有効活用を促進**

【課題】 金融機関には、特許等の知的財産に着目しアドバイスできる 人材が不足

- 【対応】 1. 知財ビジネス評価書・・・中小企業の経営力の源泉となる技術力やブランド力等の知的財産と事業との関係性を知財調査・評価事業者が評価したレポートを提供
2. 知財ビジネス提案書・・・評価書を提供した金融機関と専門家が、評価書の内容を基に提案内容を検討し、中小企業へ経営支援を実施。(ハンズオン支援)
3. 普及啓発ポータルサイトの運営、フォーラム・各種セミナー開催



中小企業支援関係施策の今後に向けて ～知財戦略構築のためのハンズオン支援～

特許庁では、地域・中小企業の事業成長につながる知財戦略構築のためハンズオン支援等を新たに行うことにより、知財の権利取得から戦略的活用までを見据えた、中小企業等に対する包括的な支援を強化するとともに、その普及・活用を推進する。

産業財産権専門官（特許庁職員）等による、知財活用への意欲のある中小企業の皆様に向けてハンズオン支援を開始。

ハンズオン支援のイメージ

プッシュ型訪問

専門家派遣



全国へ訪問

プッシュ型訪問



地域未来牽引企業

知財戦略構築に向けた提案

課題の抽出



課題の解決



弁理士等、企業の課題に
応じた専門家

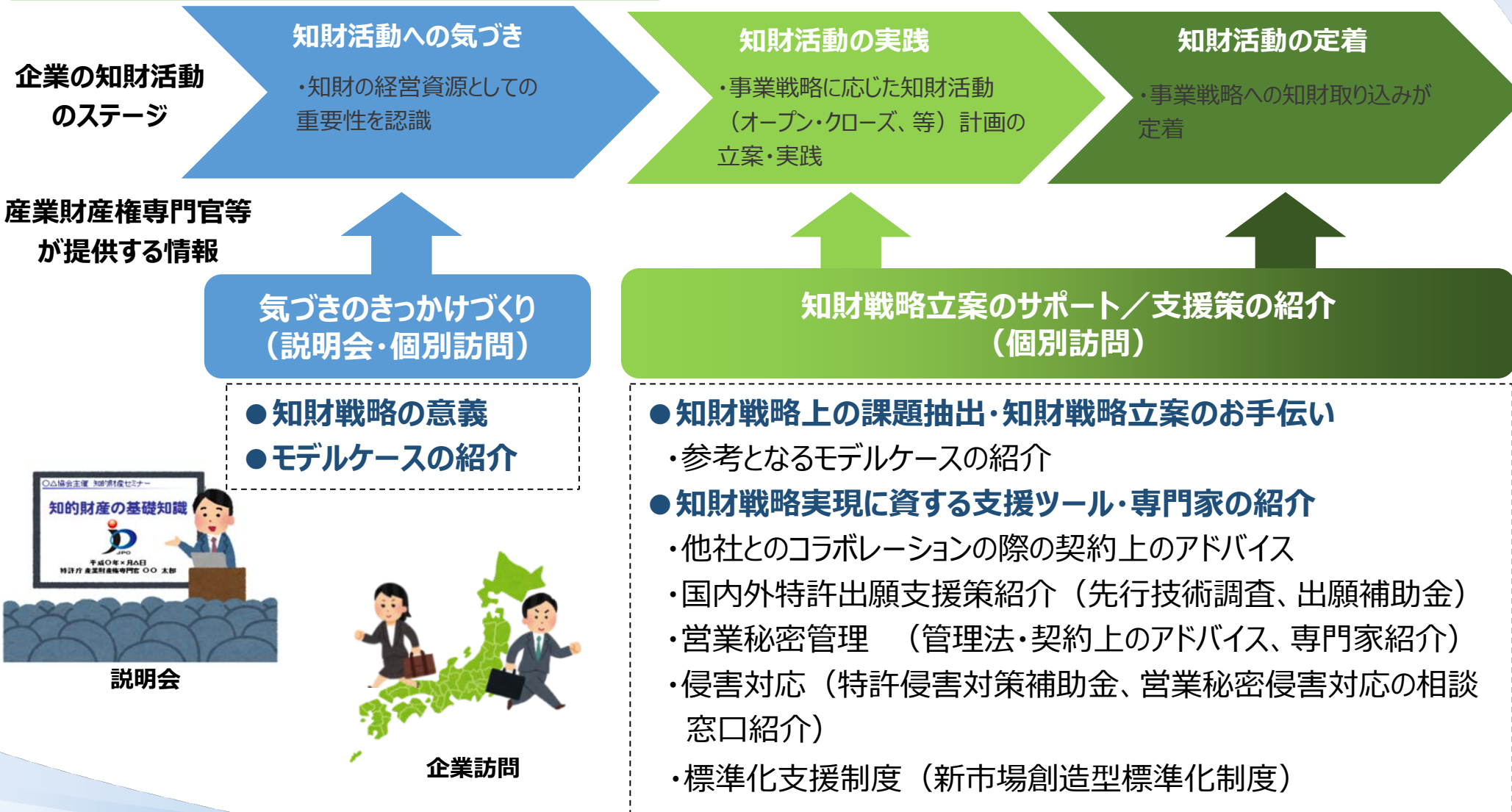


地域未来牽引企業

中小企業支援関係施策の今後に向けて

～知財戦略構築のためのハンズオン支援（支援内容）～

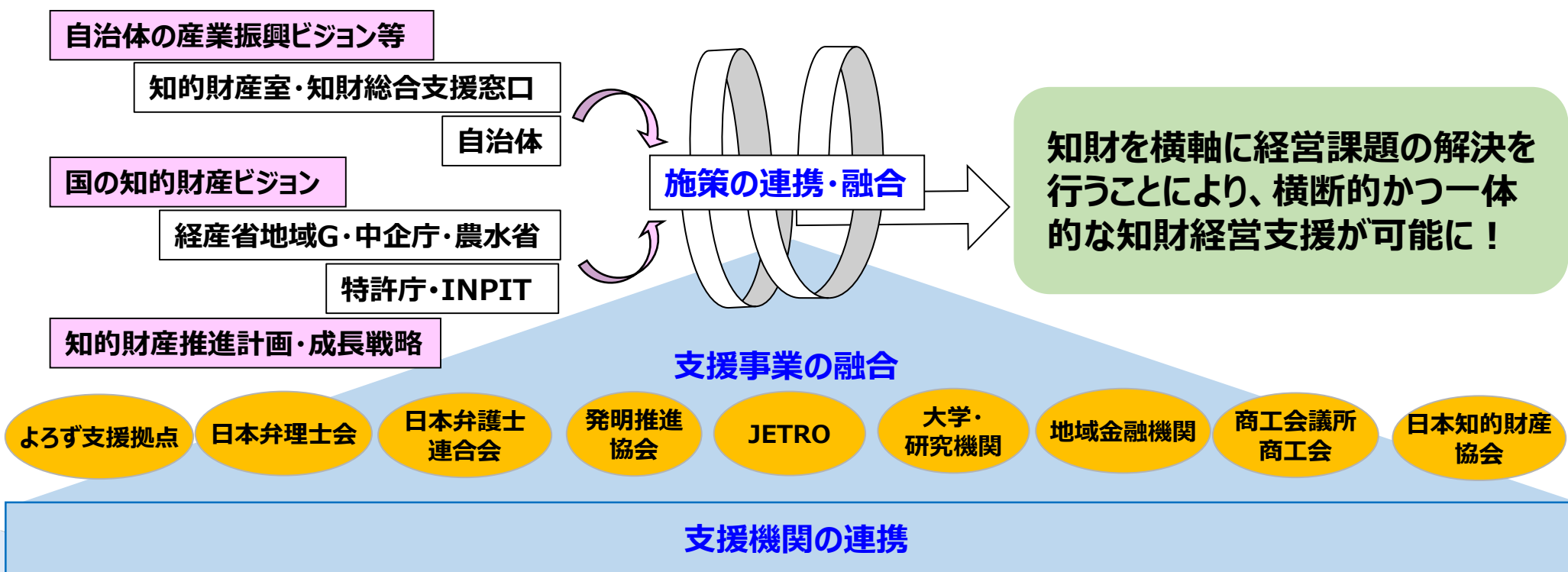
知的財産活動が定着化するまでのステージ



中小企業支援関係施策の今後に向けて

～地域・中小企業の支援プレイヤーの連携と支援の融合～

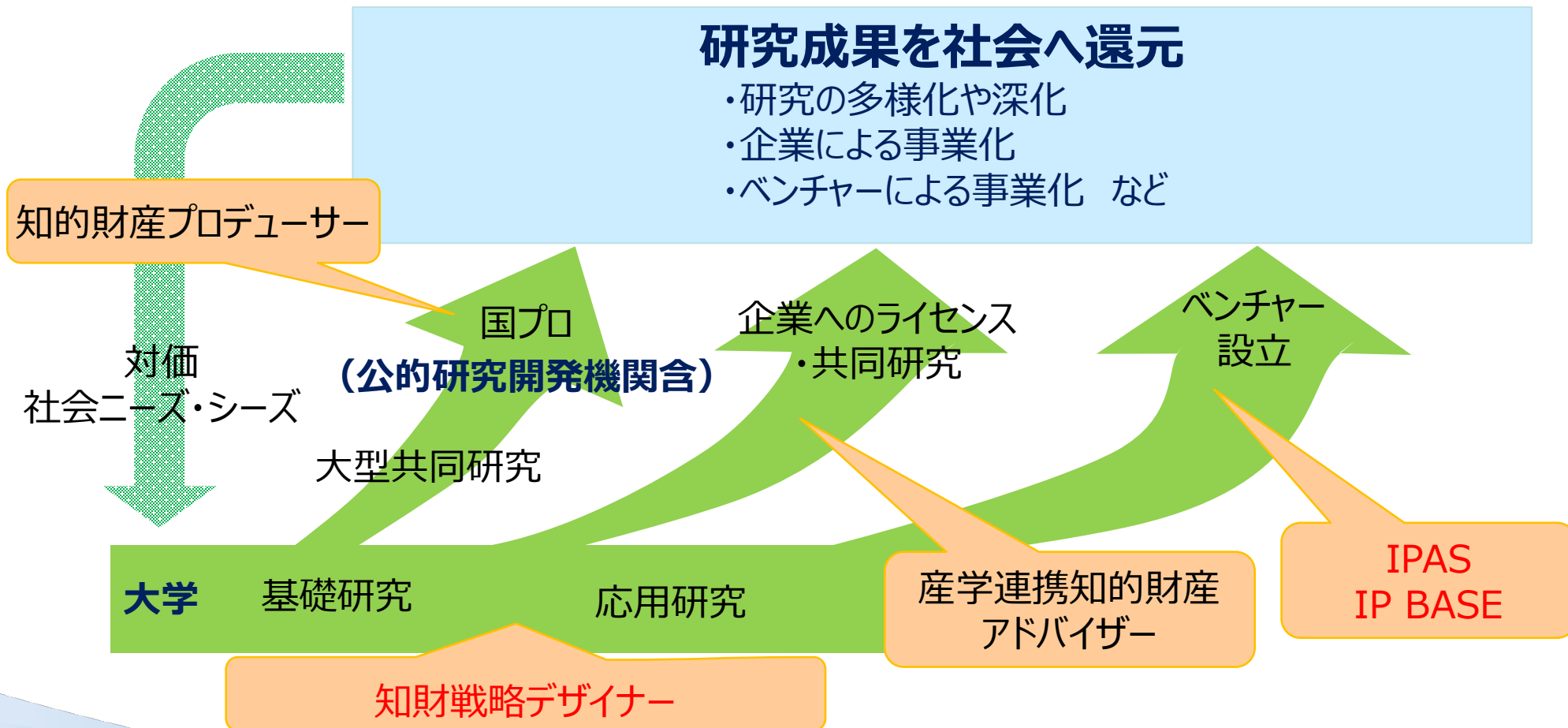
- 特許庁を中心として、経済産業省（中企庁・地域経済産業グループ）、農水省、各関係主体や地域の支援機関等との連携を強化し、各支援事業（補助金・助成金、専門家派遣、セミナー等）と特許庁が持つ各知財施策（特許料の軽減、早期審査等）を組み合わせることで、支援の抜け漏れ防止や支援手法の最適化を図り、**横断的かつ一体的な支援体制を構築**。



大学・ベンチャーの支援

大学・公的研究開発機関等への知財支援事業

- 特許庁・INPITでは、イノベーションの源泉である大学・公的研究開発機関等の研究成果を社会に橋渡しするため、知財の専門家を大学・公的研究機関等に派遣し、知財戦略の策定などの知財マネジメントの支援や事業化を見据えた知的財産の権利化等に関する支援を実施している



知財戦略デザイナー派遣事業

大学において、知財支援を行う専門家は不足しており、研究現場の知財意識は依然として低い状況。
→ 大学の発明発掘及び研究者の知財啓発を目的とした「知財戦略デザイナー事業」を実施。

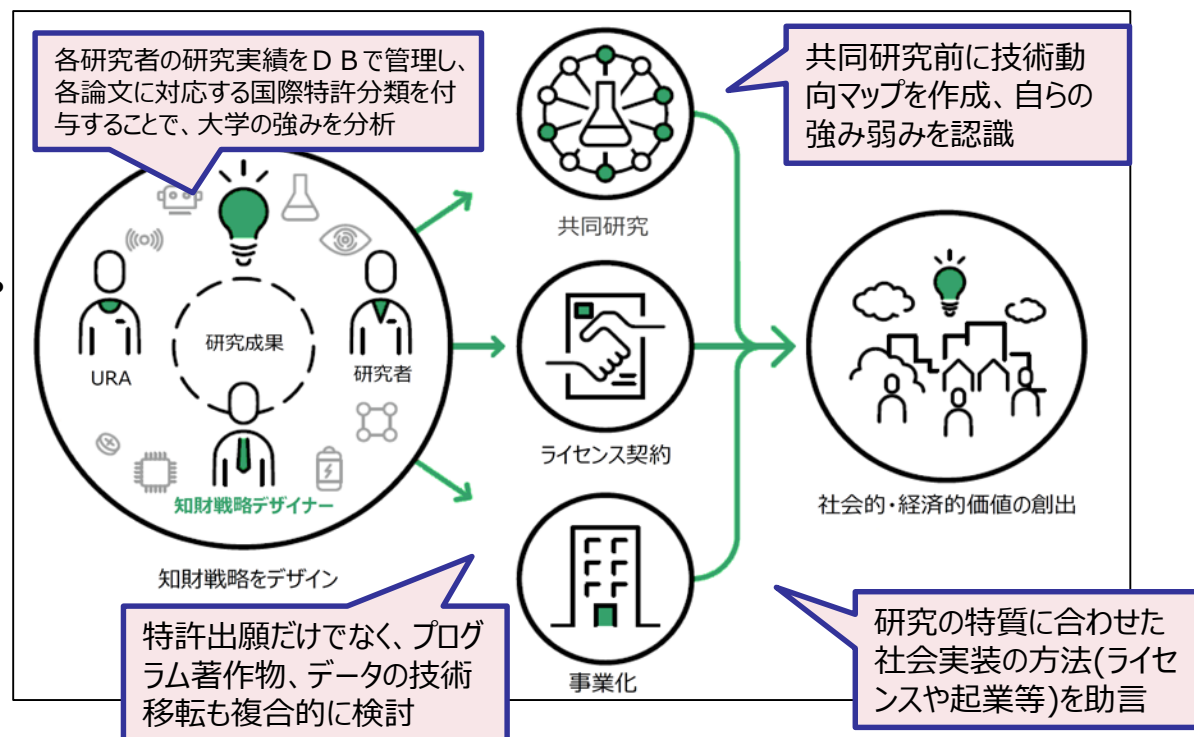
【事業概要】

- 産学連携及び特定技術分野の専門的な知見を有する知財戦略デザイナーを大学に派遣。
- 研究者を直接訪問して、権利化されていない優れた研究成果を発掘し、研究段階から未来の権利の活用を見据えた知財戦略をデザイン。

本事業で得られた知見を取りまとめて、
「ナレッジ集」として公表

支援を通じて得た知見を、
支援先以外の大学へも広く普及

知財戦略デザイナー派遣事業2019ナレッジ集
https://www.jpo.go.jp/support/daigaku/document/designer_haken/2019-knowledge.pdf



● 支援先大学数 29大学
● 発明届出件数 52件
● 特許出願件数 18件

● 新規に開拓した研究者の人数※ 221人
● 共同研究・ライセンス契約等 3件

(令和元年10月～2年10月)

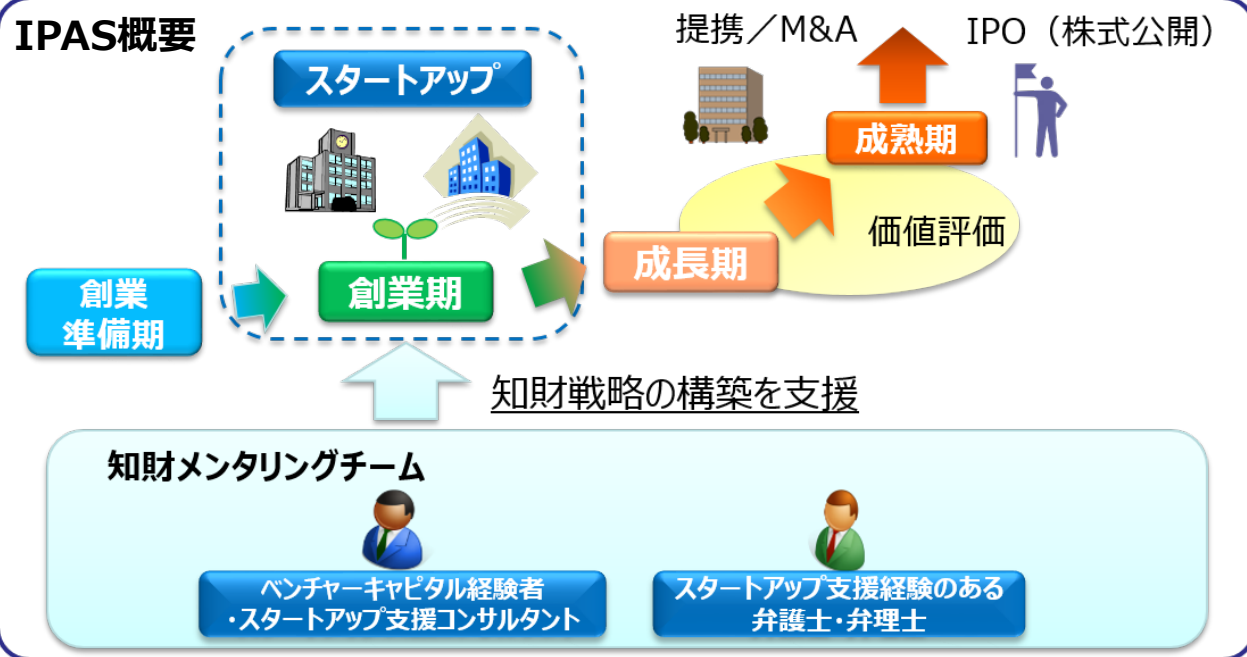
※訪問した研究者426人のうち、本事業開始前に産学連携本部等と接点がなかった研究者の人数

ベンチャー知財支援基盤整備事業

我が国のスタートアップコミュニティにおいて、創業期に知財戦略を練らないままビジネスに注力した結果、成長期に知財課題が顕在化し、さらなる成長の妨げとなる傾向が見られた。

- 創業期スタートアップに対し、ベンチャーキャピタル経験者と、知財専門家等、複数の専門家からなる知財メンタリングチームが、適切なビジネスモデルの構築と、ビジネス戦略に連動した知財戦略の構築を支援(IP Acceleration program for Startups : **IPAS**)。
- 知財ポータルサイト及びスタートアップ向け知財イベント等を通じて、オンラインとオフライン双方でスタートアップコミュニティと知財専門家の関係を強化(**IP BASE**)。

IPAS概要



知財ポータルサイト「IP BASE」

- ・スタートアップの成長を促す知財情報収集・調査
- ・ウェブサイトやイベントを通じた情報発信
- ・ネットワーク形成の場の提供
- ・IPAS成果事例の紹介

● 支援先企業 25企業
● 特許出願件数 81件

● 知財メンタリングチームの支援内容評価
● コミュニティ構築の達成度評価

89% (平成30年度・令和元年度)
71%

知財人材育成に関する取組

- 特許庁は、（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）と連携し、知財人材を育成するための取組を実施。
- 対象者の習熟度等に応じた教材提供や、対面・オンライン形式での各種イベント等を展開。
 - ✓ 知財初心者向けテキスト・eラーニング用動画教材
 - ✓ 実務者（企業内の知財担当者等）向けテキスト・eラーニング用動画教材
 - ✓ 企業・研究機関等の知財人材向けの各種セミナー・イベント等の人材育成研修

知財人材育成関連セミナーの様子



特許庁

https://www.inpit.go.jp/jinzai/global/global_material.html

オンライン動画教材ポータル「IP-ePlat」



https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Login/P_login.aspx

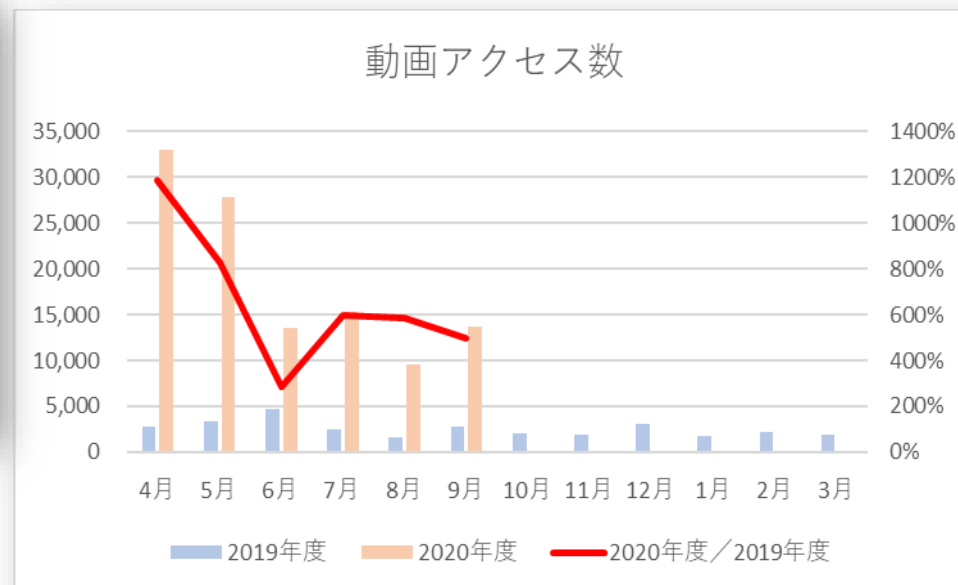
知財人材育成に関する取組

- 社会人向けの知財人材育成施策に加え、将来の知財人材を育成するため、パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト等を通じ、高校生をはじめとした学生にも知財の権利取得や活用等について普及啓発を実施。
- 新型コロナウイルス感染拡大により、INPIT提供のオンライン動画教材ポータルIP-ePlatのアクセス数が急増（前年比660%）。オンライン知財教材に対するニーズが顕在化。
- 2022年度から運用が開始される「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説」において、知財に関する記述が大幅に増加。
- 今後、これらの環境変化に対応するための取組みを実施。

パテントコンテスト表彰式の様子（平成30年度）



IP-ePlat動画アクセス数の推移



中小企業等に対する料金減免制度

- 減免制度は、（ i ） 資力の制約により料金が納付できない者や、（ ii ） 産業発展への寄与が高いものの資金的制約等によって十分な知財活動を実施できていない者に対し、負担軽減措置を講じるもの。これは、発明の奨励及び産業の発達という特許法の目的にも合致する。
- 減免対象となる料金は、**審査請求料、特許料（1～10年分）、PCT出願にかかる手数料**。
- 2019年4月より、対象者を**全ての中小企業に拡充**するとともに、証明書類等の提出を不要とし、**手続きを大幅に簡素化**。

<2019年度の減免制度改正の概要>

改正前

【対象】

赤字企業、研究開発型企业など、対象が限定的
(減免制度を利用できるのは中小企業全体の1/3程度)



改正後

全ての中小企業

【手続】

証明書類等の作成・提出など、手続きが煩雑



証明書類等不要

減免制度の対象者及び軽減率

- 資金力や潜在能力等に応じて軽減率が設定されている。特に、多様な事業を創出する能力に秀でている小規模企業や、成長性・雇用創出能力に秀でているベンチャー企業などは、産業の発達に対する寄与の程度が著しく高い者と認められるため、高い軽減率が設定されている。

対象者	審査請求料 ・ 特許料	PCT出願にかかる 手数料
中小企業※1	1/2に軽減	
小規模企業・中小ベンチャー企業※2	1/3に軽減	
福島特措法の認定中小企業	1/4に軽減	
大学、承認TLO、独立行政法人、公設試験研究機関を設置する者等	1/2に軽減	
生活保護受給者、市町村民税非課税者※3	免除または1/2に軽減 ※4	対象外
所得税非課税者	1/2に軽減	対象外

「企業」には個人事業主も含まれる。

※1 研究開発型中小企業、非課税中小企業を含む。非課税中小企業はPCT出願にかかる手数料の軽減対象外。

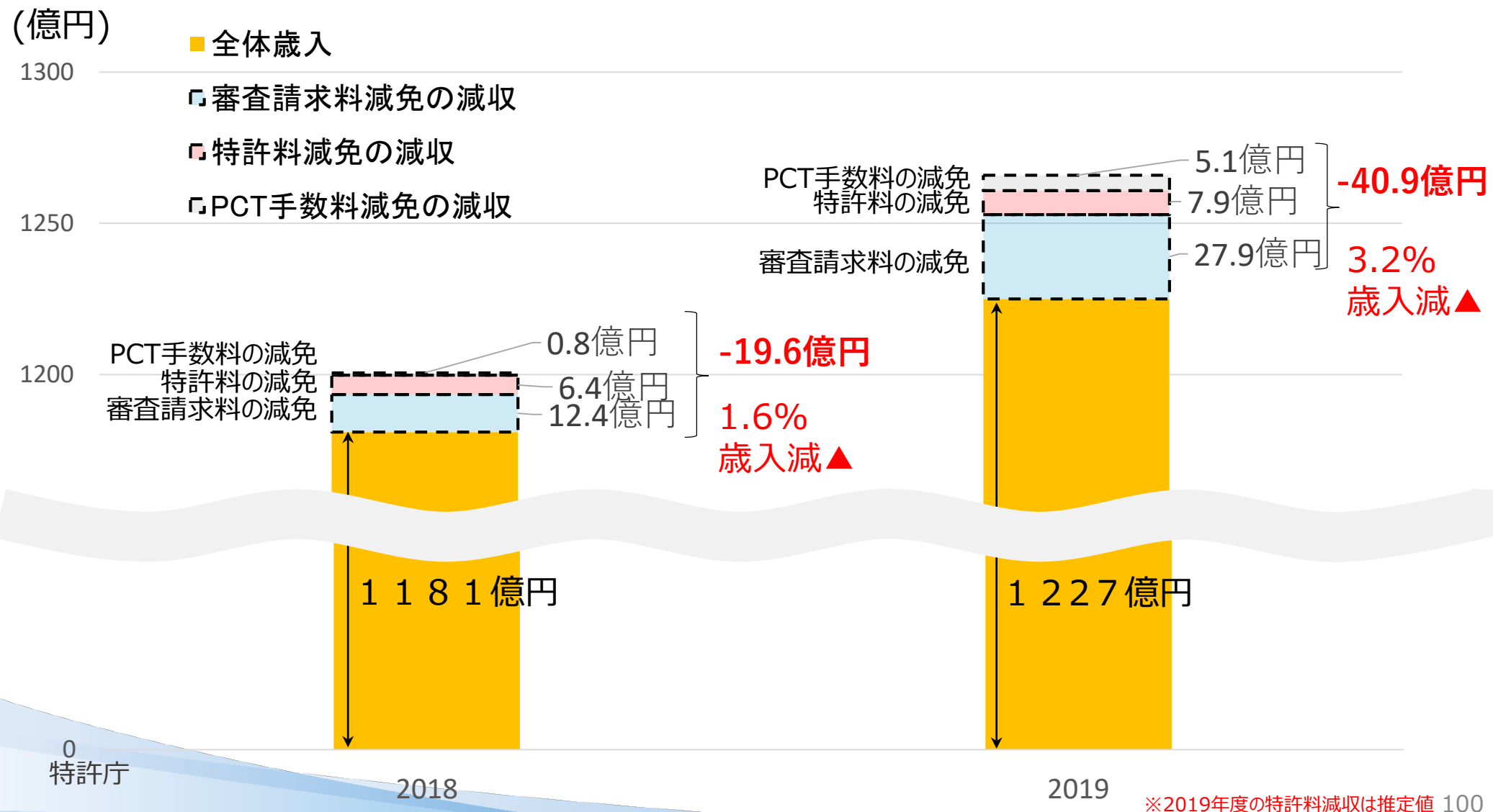
※2 設立後10年未満で資本金3億円以下の法人、事業開始後10年未満の個人事業主。

※3 非居住者の場合、当該国の所得税非課税者等、市町村民税非課税者に相当する者。

※4 審査請求料・特許料（1～3年）は免除、特許料（4～10年）は1/2に軽減。

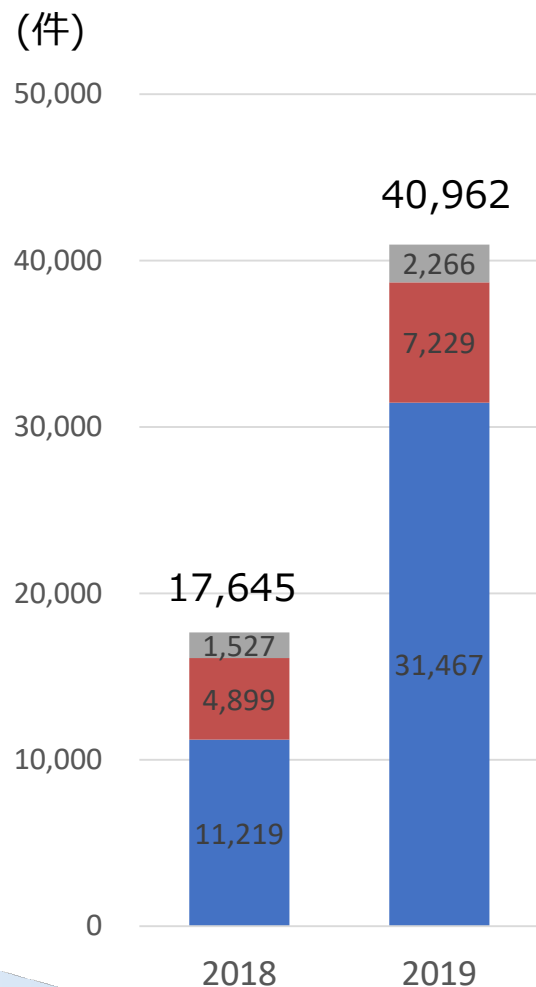
減免制度のフォローアップ（歳入への影響）

- 減免による減収は、2018年度で歳入全体の1.6%、2019年度で3.2%程度。



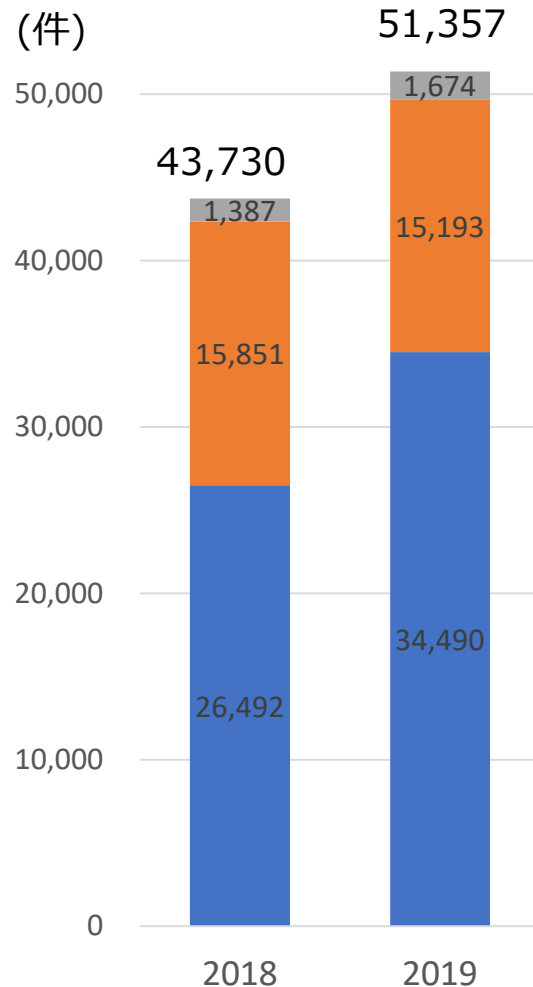
減免制度のフォローアップ（申請件数）

審査請求料



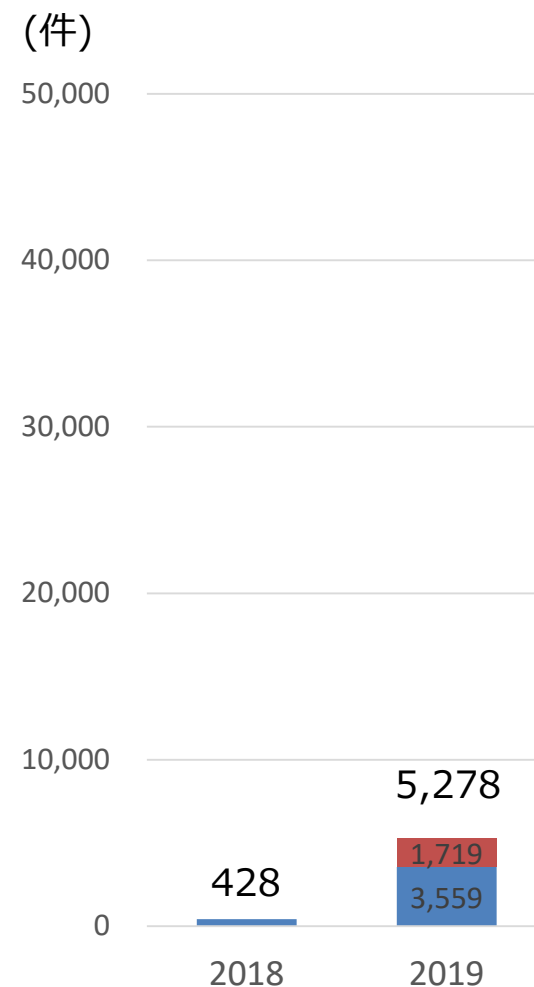
特許料

※2019年度は推定値



PCT出願にかかる手数料

※軽減申請のみの件数



■ 中小企業 ■ 大学等 ■ 個人

■ 中小企業 ■ 大学等 ■ 個人

■ 中小企業 ■ 大学等

審査請求料減免の申請件数（2019年度）

- 2019年度に審査請求の減免申請を行った者のトップ20は以下の通り。
- 上位の企業は、大企業並みの審査請求となっている。

【審査請求料減免申請数（2019年度）】

<トップ20>

	対象者※	申請件数(2019年度)
1	サービス用機械器具製造業	2437件
2	サービス用機械器具製造業	1117件
3	サービス用機械器具製造業	1029件
4	サービス用機械器具製造業	830件
5	サービス用機械器具製造業	746件
6	サービス用機械器具製造業	518件
7	独立行政法人	466件
8	サービス用機械器具製造業	405件
9	サービス用機械器具製造業	396件
10	サービス用機械器具製造業	376件
11	国立大学法人	241件
12	サービス用機械器具製造業	236件
13	国立大学法人	233件
14	国立大学法人	230件
15	パッケージソフトウェア業	201件
16	国立大学法人	197件
17	サービス用機械器具製造業	182件
18	個人	151件
19	国立大学法人	148件
20	個人	139件

<度数分布>

年間件数	該当者数
1~9件	12652
10~19件	218
20~29件	67
30~39件	38
40~49件	18
50~99件	36
100~999件	29
1000~件	3

【大企業の審査請求料件数（同）】

平均値：59件

中央値：7件

度数分布：

1~9件	1310社
10~99件	763社
100~999件	240社
1000~件	23社

※大企業：中小企業基本法第2条第1項に規定される従業員数、資本金額（注）を満たさない企業。民間の信用調査会社が保有する企業データより判別。

（注）中小企業基本法では、業種毎に中小企業の範囲が規定されており、例えば、製造業については、資本金3億円以下又は従業員300人以下のいずれかを満たすこととされている。

※企業のみ業種で記載。

業種は日本標準産業分類（細分類名）に基づく。

(参考) 審査請求件数上位50社

- 2018年に審査請求を行った企業のうち、審査請求件数の多い上位50社は以下の通り。

	出願人名	業種	件数
1	キヤノン株式会社	電気機器	4550
2	三菱電機株式会社	電気機器	4079
3	トヨタ自動車株式会社	輸送用機器	3578
4	パナソニックIPマネジメント株式会社	電気機器	3506
5	株式会社デンソー	輸送用機器	2993
6	株式会社東芝	電気機器	2190
7	本田技研工業株式会社	輸送用機器	2156
8	富士通株式会社	電気機器	2136
9	株式会社三共	機械	2043
10	セイコーエプソン株式会社	電気機器	2017
11	株式会社三洋物産	機械	1995
12	株式会社リコー	電気機器	1970
13	シャープ株式会社	電気機器	1658
14	コニカミノルタ株式会社	電気機器	1558
15	日本電気株式会社	電気機器	1540
16	日本電信電話株式会社	情報・通信業	1525
17	大日本印刷株式会社	その他製造業	1441
18	富士フイルム株式会社	化学	1405
19	京セラドキュメントソリューションズ株式会社	電気機器	1403
20	クゥアルコム・インコーポレイテッド	電気機器	1400
21	株式会社日立製作所	電気機器	1398
22	富士ゼロックス株式会社	電気機器	1344
23	株式会社半導体エネルギー研究所	電気機器	1327
24	京セラ株式会社	電気機器	1236
25	日本製鉄株式会社	鉄鋼	1216

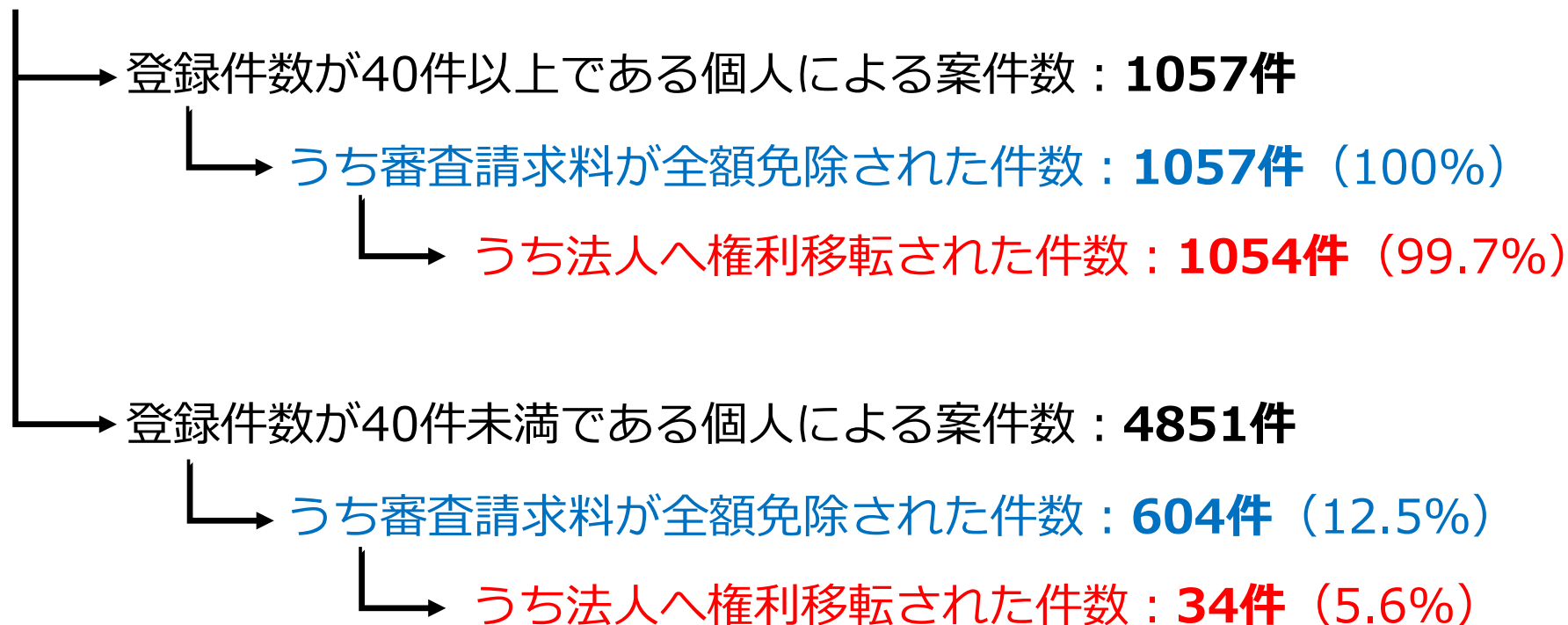
	出願人名	業種	件数
26	株式会社大一商会	機械	1164
27	住友電気工業株式会社	非鉄金属	1044
28	ソニー株式会社	電気機器	1023
29	オリンパス株式会社	精密機器	982
30	マツダ株式会社	輸送用機器	949
31	株式会社村田製作所	電気機器	941
32	日立オートモティブシステムズ株式会社	輸送用機器	884
33	日産自動車株式会社	輸送用機器	800
34	コーニンクレッカ フィリップス エヌ ヴェ	電気機器	799
35	カシオ計算機株式会社	精密機器	797
36	株式会社ニコン	精密機器	793
37	JFEスチール株式会社	鉄鋼	769
38	株式会社SUBARU	輸送用機器	765
39	花王株式会社	化学	763
40	矢崎総業株式会社	輸送用機器	763
41	積水化学工業株式会社	化学	757
42	凸版印刷株式会社	その他製造業	749
43	華為技術有限公司	電気機器	742
44	三菱ケミカル株式会社	繊維製品	741
45	富士電機株式会社	電気機器	740
46	株式会社ユニバーサルエンターテインメント	機械	738
47	エルジー・ケム・リミテッド	化学	708
48	プラザー工業株式会社	電気機器	704
49	株式会社ニューギン	機械	670
50	住友化学株式会社	化学	647

個人の特許登録案件における全額免除適用と権利移転の状況

- 直近1年半で設定登録となった個人出願案件において、件数が多い者（登録件数40件以上）はすべて全額免除対象者。また、そのほぼ全件が法人に権利移転されている。

2019.4~2020.10に設定登録になった特許出願のうち、

個人名義の出願の総数：**5908件**



減免制度の評価と論点

- ・ 減免適用者の中には、企業・個人いずれにおいても年100件超の審査請求をした者が存在（大企業の年間審査請求件数：中央値7件、平均59件）。
- ・ また、個人では、出願件数上位者は全額免除対象者であり、かつ、全額免除を受けて設定登録された特許のほぼ全件が法人（＝免除適用対象外）に権利移転されている。
- ・ こうした現状は、制度趣旨に沿ったものになっているといえるか。資力を考慮すべき者の知財活動を促進するという目的を超えた、過度な恩恵になっていないか。

- ・ 年間の適用件数に上限を設けるべきではないか。



- ・ 全額免除は廃止し、軽減措置のみとしてはどうか。

→40件超の申請を行う個人は市町村民税非課税（相当）を理由とする免除。

（参考）市町村民税非課税により免除されうる公共料金はNHK受信料*と一部の税のみ。

生活保護受給者については、上記に加え、水道代金、年金保険料等も免除となる。

*世帯構成員に身体/知的/精神いずれかの障害を有する者がおり、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合に限る

- ・ 減免ではなく支払いの繰り延べ（猶予）としてはどうか。

※ 申請書類の原則不要化により、申請者・特許庁双方の手続・事務の簡素化を図ってきた経緯にも留意

3. 3 オープンイノベーションの促進

オープンイノベーション促進のためのモデル契約書ver1.0 (2020年6月公表済み)

- オープンイノベーションの阻害要因の一つとして、大企業等の事業会社と共同研究開発等を行う、スタートアップの技術取引契約における法務面の理解不足が挙げられる。
- 本契約書は、契約交渉で論点となるポイントを明確にしつつ、公取のスタートアップ実態調査の中間報告で明らかになった問題事例に対する具体的な対応策を示したもの。

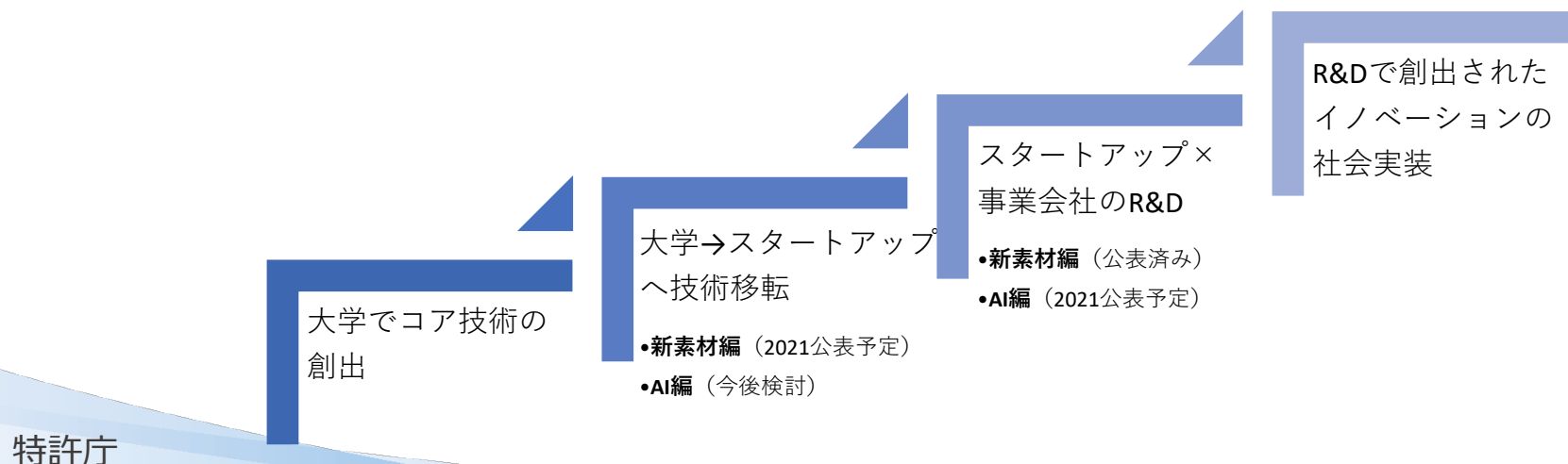
契約種別	問題事例	モデル契約書の解決提案
秘密保持契約	・自社の重要資料を取引先が他社に開示 ・秘密保持期間が短いなど、大企業だけに一方的に有利な条項	・開示範囲を契約の目的に照らして限定する ・契約終了後も一定期間の秘密保持義務を課す
PoC契約 (技術検証)	・追加作業を求められるも、契約書が提示されず、対価もなし ・PoC後の契約をほのめかされて、無償のPoCを続けるも、その後の契約なし	・PoCとして実施する作業とその対価を明確化 ・共同R&Dに進むことの努力義務を慫慂
共同研究契約	・自社ノウハウによって生まれた発明であっても、その権利が相手側（大企業）に帰属する ・製品試作に関連する特許を無断で特許出願された	・研究成果の知財はスタートアップ帰属、事業会社の関心事業領域は期間を限定して独占的ライセンス ・研究の過程で発明を取得した場合の相手方への通知義務
ライセンス契約	・製造や販売に関して、不利益を被るような独占契約を結ぶように何度も迫られた ・ライセンスの無償提供を求められた	・期間や地域を限定してライセンスを許諾 ・イニシャルフィー、ランニングロイヤリティ等の複数の対価設定によりリスクを極小化

オープンイノベーションを促進するモデル契約書の マルチバリエーション化

- **新素材**について、技術的な貢献はスタートアップ側にあると想定して、**スタートアップ側に知的財産権が帰属する「研究開発型スタートアップ×事業会社」のモデル契約書を公表済**（2020年6月）。
- **AI**については、プログラムのベースモデルやその知的財産権はスタートアップ側に帰属するものの、**カスタマイズモデルや収集したデータに関する知的財産権は事業会社の帰属とすることも想定**される等、新素材とは、権利帰属の考え方や交渉のポイントも異なることから、**別途モデル契約書の策定作業を進めているところ**（2021年春頃公表予定）。
- また、**新素材**編では、プレイヤーを変えた**大学×スタートアップ**のモデル契約書について、公表済みのモデル契約書の前段階に位置する契約書として、**策定作業を進めているところ**（2021年春頃公表予定）。
- 今後、契約主体の拡大（大学×事業会社等）や、技術分野の拡大を検討。

※研究開発型スタートアップ：革新的なテクノロジーを複数の産業分野に展開して事業を興そうとするスタートアップ。

モデル契約書で想定する革新技术の社会実装までのステップ



オープンイノベーション促進に向けた制度の検討①

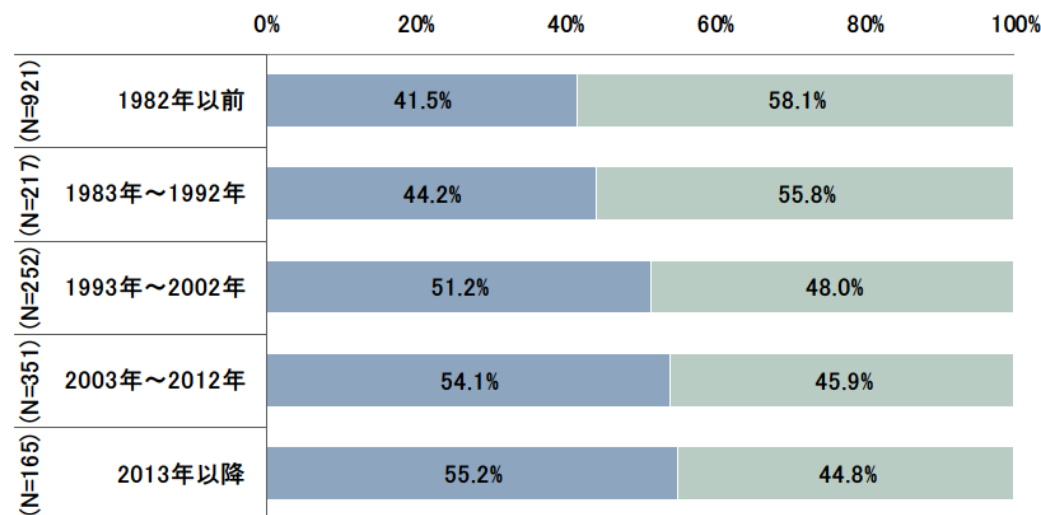
- 第4次産業革命時代においては、多様な業界や主体が分野を横断して事業を実施しており、特許は他者を排除するのではなく、相互の発明を活用しあう手段としても使われてきている。
- 特に、設立年の若いスタートアップ企業を中心に、ライセンス供与への関心が高く、連携を促す機能を重視する傾向も強くなっている。
- 更に、新型コロナウイルス感染拡大を契機とし、感染対策を目的とした行為への国内外の企業による特許無償開放や、医薬品等の特許権をライセンスするためのパテントプールが注目されるなど、他者と連携するための特許権の在り方が模索されている。

新型コロナウイルス感染拡大を契機とした

ライセンスを目的とした特許無償開放等の取り組み

OPEN COVID PLEDGE	Facebook, Amazon, Intel, IBM, Microsoft等の企業が中心となり、COVID-19終結を目的とする治療薬やワクチン、医療機器、感染防止製品の開発および製造について、各社の保有する特許の権利を主張せず無償利用を認めるもの。
COVID-19と戦う 知財宣言	キヤノン、トヨタ自動車、島津製作所、味の素等の企業が中心となり、OPEN COVID PLEDGEと同様にCOVID-19終結を目的とした事業について知的財産を無償提供すると宣言するもの。現在、100社の約90万特許が対象となっている。
メディシNZ・ パテント・プール (MPP)	大手製薬会社が保有するエイズ、マラリア等に関する特許権をジェネリック医薬品会社にライセンスすることで、途上国等に医薬品を普及することを目的とした枠組み

ライセンス供与への関心（法人設立年別）



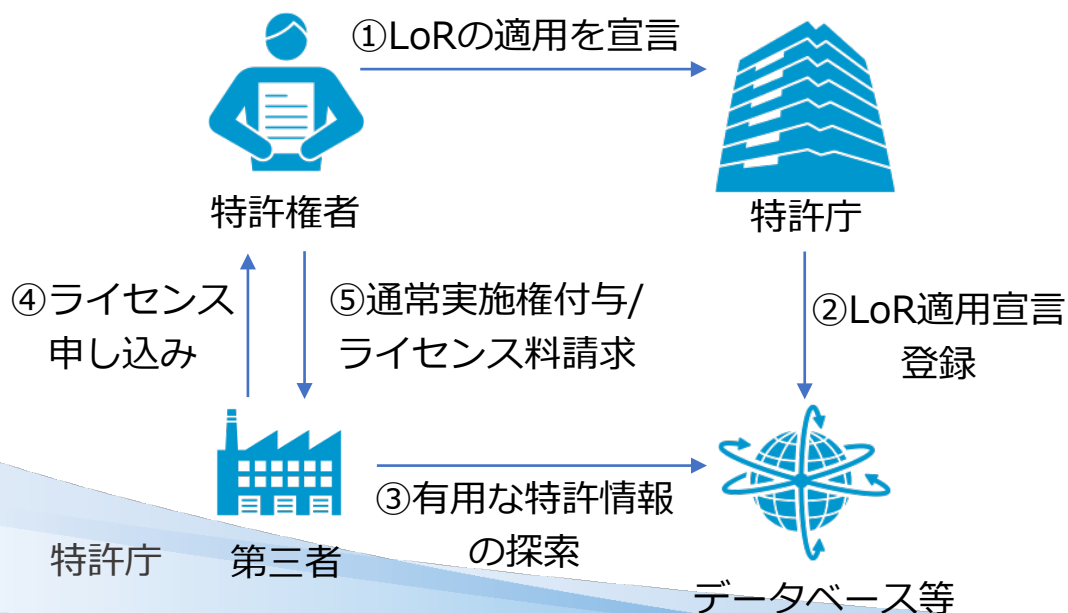
■ 関心がある ■ 関心がない

「中小企業の知的財産活動に関する基本調査」報告書（特許庁、平成31年）

オープンイノベーション促進に向けた制度の検討②

- 企業間連携・オープンイノベーションを促すための知財制度やマッチングの仕組みを検討する。
- 例えば、英・独・シンガポール等で採用されているライセンスオブライト制度（LoR）を参考とし、特許権者等が、当該特許について第三者への実施許諾を拒否しないことを宣言すれば、ライセンスの申し込みのみで通常実施権が付与されることを保障する制度の導入を検討する。
- 特に、十分な設備等のリソースを有しないスタートアップ企業等にとって、他企業と連携した市場拡大が重要であり、小規模な主体が活用しやすい仕組みを整備することが重要。
- このため、小規模な主体による活用を念頭においた実用新案法に、上記仕組みを導入し対応する等の方策を検討する。

ライセンスオブライト制度の仕組み例



LoR導入に関する企業・弁護士等アンケート

LoR制度が導入された場合、どのような場合に、活用されると思いますか？
(企業等1098者、弁護士・弁理士45者回答 複数回答可)

	企業/ 大学	弁護士/ 弁理士
特許料等のコストが低減される場合	28.7%	23.7%
自社では事業化目途がないが、ライセンスの可能性のある技術を出願する場合	53.4%	71.1%
実施許諾の用意がわかりやすく公示される場合	40.9%	78.9%
他者との連携など事業の幅を広げたい場合	42.3%	65.8%
活用したくない	5.9%	0.0%

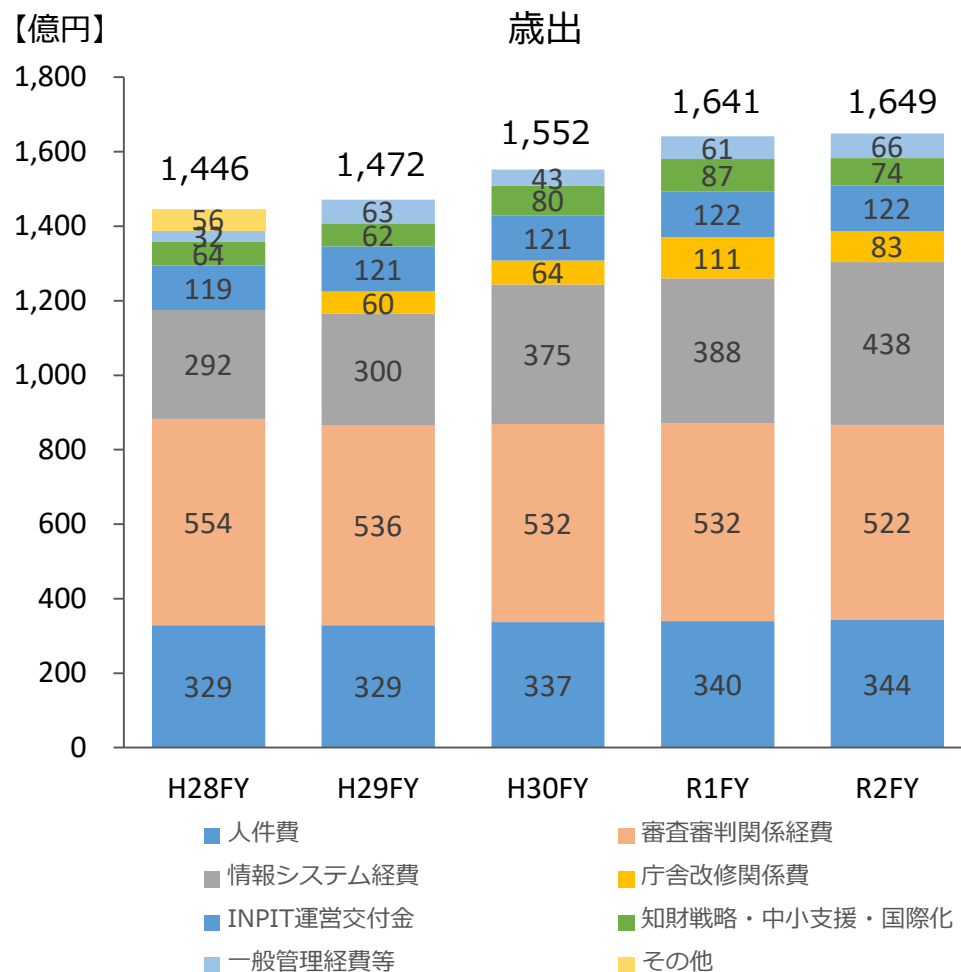
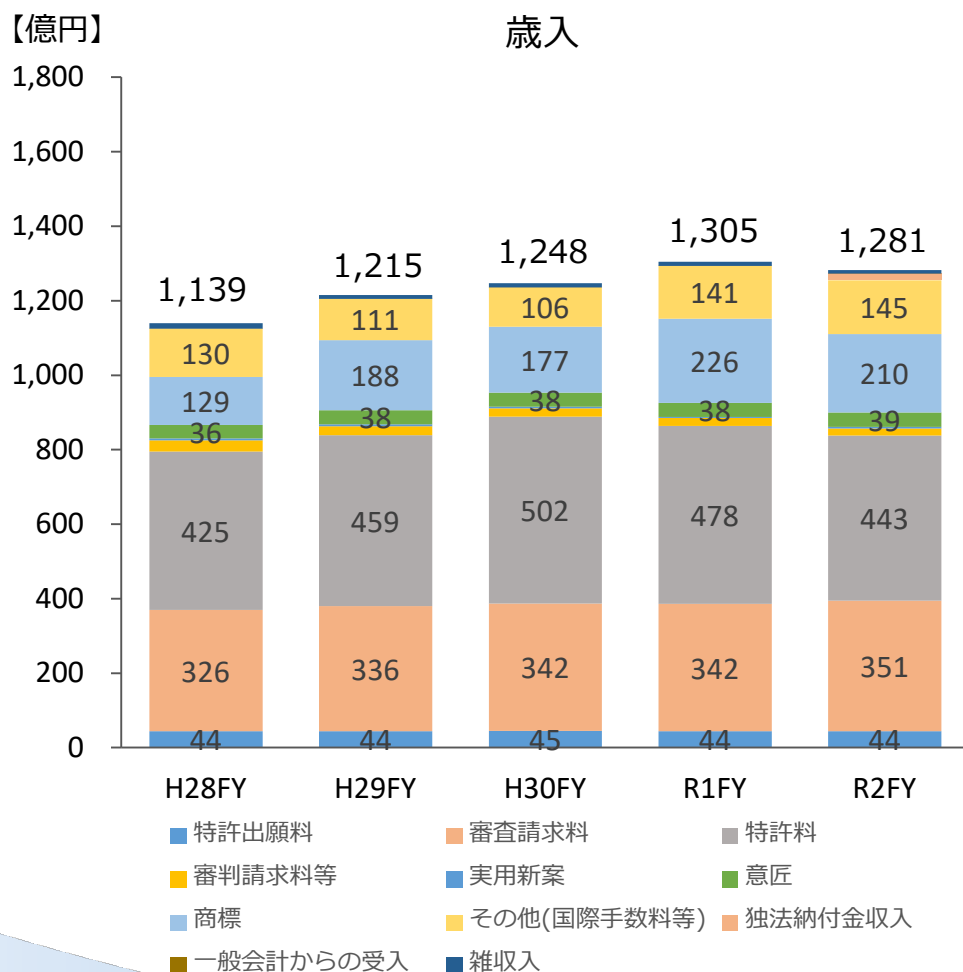
4. 歳出削減等に向けた取組

1. 歳出の全体像及び令和3年度概算要求
2. 予納制度の現状と課題
3. 情報システム経費

4. 1 歳出の全体像及び令和3年度概算要求

歳入・歳出推移（平成28～令和2年度予算）

- ・ 庁舎改修やシステム刷新等の一時的経費の増加により、歳出超過の傾向が続いている。

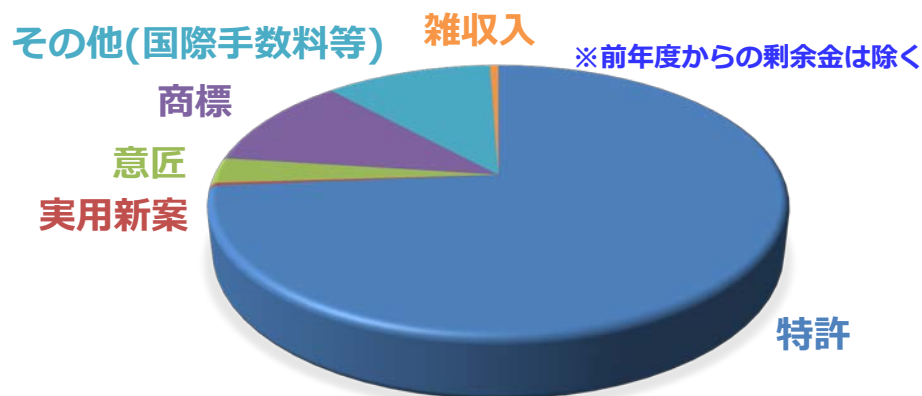


令和3年度概算要求について

歳入：過去登録分の特許料等や、国際出願の増加等から歳入増加を見込む。

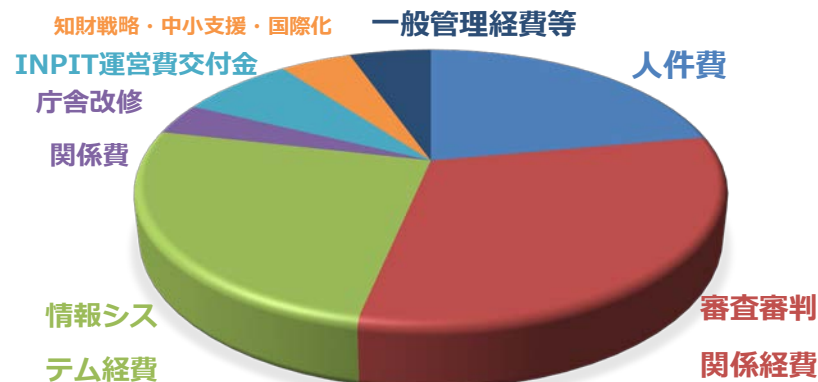
歳出：対前年度▲78億円（約▲4.7%）。審査審判経費▲31億円等合理化を徹底。

歳入 1,306億円



		金額(億円)	割合
特許	出願料	43	3.3%
	審査請求料	335	25.7%
	特許料	565	43.2%
	審判請求料等	20	1.5%
実用新案		4.0	0.3%
意匠		40	3.1%
商標		145	11.1%
その他(国際手数料等)		147	11.2%
一般会計からの受入		0.2	0.0%
雑収入		7.3	0.6%

歳出 1,571億円



	金額(億円)	割合
人件費	347	22.1%
審査審判関係経費	491	31.2%
情報システム経費	398	25.3%
庁舎改修関係費	58	3.7%
INPIT [※] 運営費交付金	119	7.6%
一般管理経費等	85	5.4%
知財戦略推進	20	1.3%
国際化関係	31	2.0%
中小企業等支援	23	1.5%

※INPIT: 独立行政法人工業所有権情報・研修館

令和3年度概算要求：対前年度比較

- 政策経費等の裁量経費の他、審査審判業務に係る経費についても合理化を徹底。

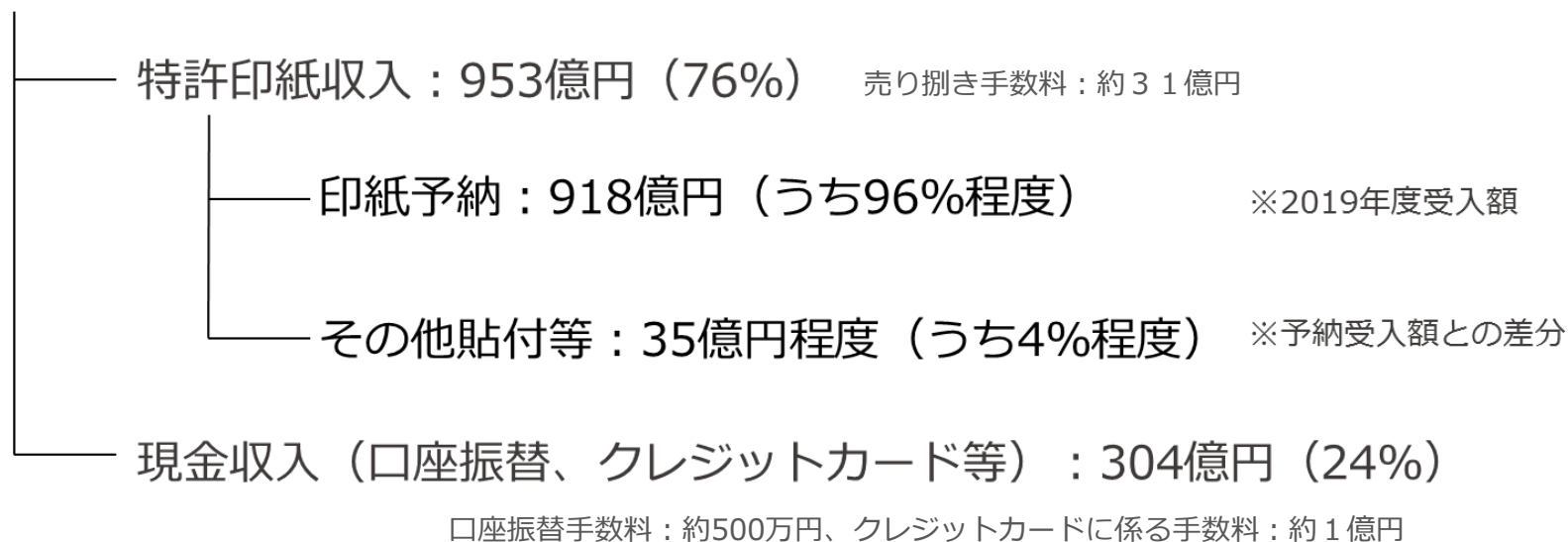
	令和3年度要求	対前年度増減
審査審判関連経費	491億円	▲31億円
(主な減額要求事業)		
先行技術調査外注費	226億円	▲25億円
外国文献検索システム 整備費（英語・仏語）	4億円	▲6億円
文献解析費	8億円	▲5億円
技術動向調査分析費	3億円	▲3億円
情報システム	398億円	▲11億円
庁舎改修関連費	58億円	▲25億円
INPIT運営費交付金	119億円	▲3億円
知財戦略推進	20億円	▲0.2億円
国際化関係	31億円	▲1億円
中小企業等支援	23億円	▲5億円

4. 2 予納制度の現状と課題

特許印紙による予納制度の現状と課題

- 特許印紙収入（日本郵政から納付される特許印紙の売上金）は、特許庁の料金収入の75%程度を占める。また、販売された特許印紙の95%程度は予納に充てられている。
- 特許印紙による予納制度は、大量の特許印紙を郵便局等で購入した上で特許庁窓口を持ち込む必要があり、利用者にとっても特許庁においても事務負担が大きい。
- また、特許印紙収入は、特許印紙の売上げ（＝印紙の額面の金額）から、売り捌き手数料3.3%が控除された額となっている。特許庁が用意する支払手段の中で、最もコストがかかる手段であり、会計検査院からも口座振替等の活用を更に推進するよう指摘あり（2011年）。
 - 口座振替手数料は11円/件、クレジットカードは決済金額の2.13%+カード会社・特許庁間の口座振替手数料11円/件

特許料等収入：1257億円（100%） ※2019年度実績額



歳入確保に向けて必要な対応

- 料金の支払い手段は順次拡張してきており、特許印紙の他、現金（口座振替、電子現金（振込）、クレジットカード等）による支払も可能。
これらの手数料は、特許印紙の売り捌き手数料より大幅に低い。
- 特に、**特許印紙による予納**と**口座振替**は、口座残高（予納においては特許庁が管理する予納残高）から、申請に基づき自動で引き落とされる点は**機能としては同等**。
 - 他方、前項の通り、特許庁が負担する手数料は特許印紙が額面の3.3%、口座振替は1件11円。
- 制度利用者、特に大手の企業・代理人の皆様のご理解・ご協力を前提に、口座振替等の他の支払手段の活用や、特許印紙による予納制度の廃止も含めた対応を検討できないか。

（参考）ユーザーへのヒアリング結果

- ・ 印紙予納、口座振替を利用している主要企業、事務所にヒアリングを実施。
- ・ 印紙予納を選択しているのは、社内事情（支払ルール、独自システム）が主な理由との結果。

【印紙予納 利用者からの主な回答】

<印紙予納のメリット>

- 月一回の経理処理で済むので、業務負担が軽い。
- 毎月の支払額が件数に左右されず平準化できる。
- 代表弁理士の予納番号を使うことによりグループ会社の案件を一括管理できる。
- （上記に加えて）予納の代行サービスを使うことにより、オンライン化できている。

<口座振替のデメリット>

- 社内ルールにより知財部専用口座を作ることができない。
- 会社全体の口座は経理部所管なので、特許庁に登録することはできない。

<クレジットカードのデメリット>

- 社内ルールでは、クレジットカードは個人への清算払いになってしまう。
- クレジットカードの限度額が足りない。

【口座振替 利用者からの主な回答】

<口座振替のメリット>

- 印紙の購入、提出の事務負担がない。
- 支払について、会社で通常使っている経理システムが使えるので、管理しやすい。
- 何百万円分もの印紙を管理するリスクがない。

4. 3 情報システム経費

システム経費の現状と削減案

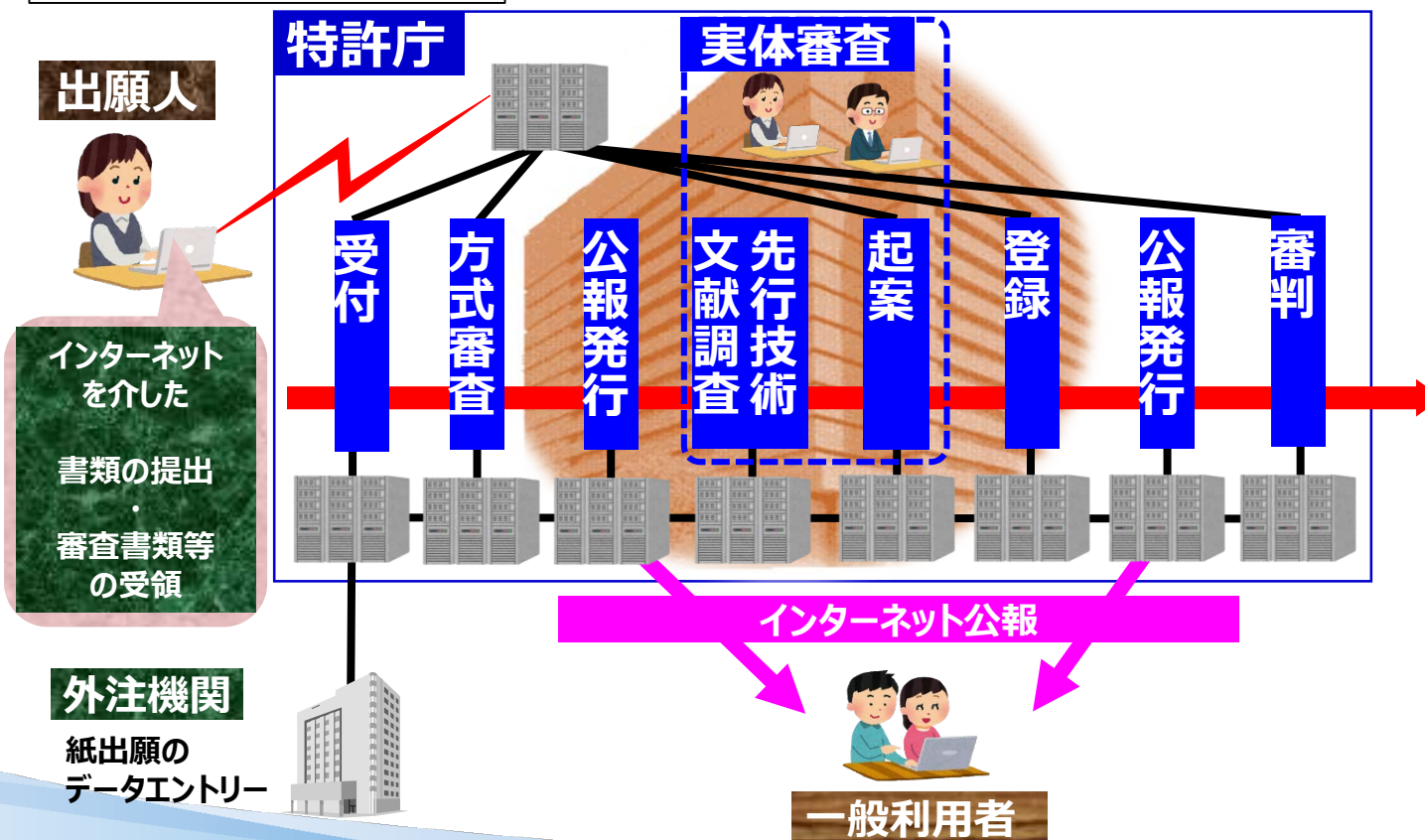
1. 特許庁業務・システム最適化計画について
2. システム関係費用の現状と経費削減の取組

1. 特許庁における業務・システム最適化について

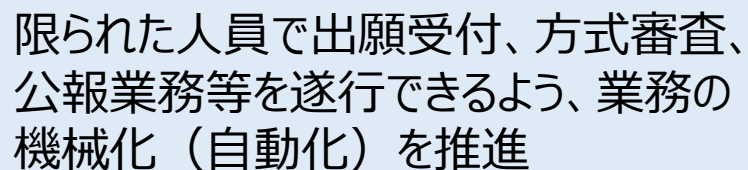
特許庁のシステム概要

- 特許庁は1990年（平成2年）に**世界初の電子出願システム（ペーパーレスシステム）**を実現
- 産業財産権四法に基づき、大量の出願（年間約50万件）の受付から、審査、登録、審判等に至るまでの多岐に渡る業務（書類の受付のみならず、庁内業務や発送まで含めた電子化）を処理する**複雑・大規模な情報システム**が稼動中
- 特に、公開前の出願情報を保有するシステムについて、**厳格なセキュリティを確保**

例：特許審査の業務の流れ



人員が限られる中、増加する審査負担に対応できるよう、検索システム等を強化



特許庁における業務・システム最適化の経緯

平成24年度 「特許庁業務・システム最適化計画」改定版公表(H25.3.15)

平成29年度 「デジタル・ガバメント実行計画」策定(H30.1.16)



平成30年度 「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」策定(H30.6.25)

最適化計画を統合

令和元年度 「デジタル・ガバメント実行計画」改定(R1.12.20)



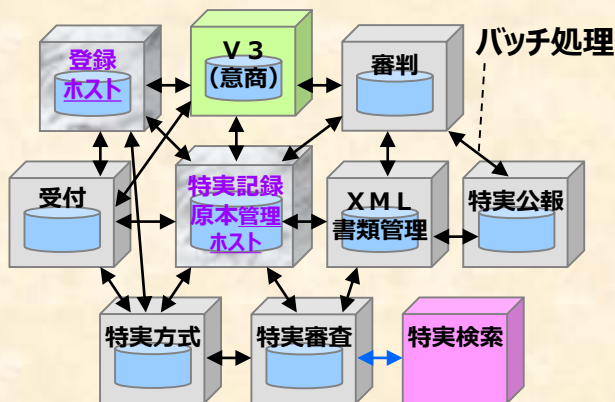
「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」改定(R2.3.31)



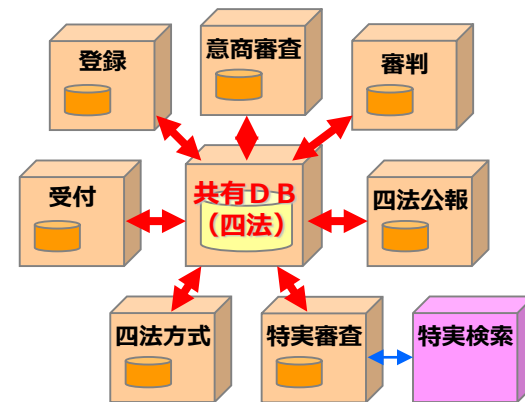
システム構造の見直し

- 特許事務システムは、平成2年から個々の業務の電子化を累次に進めた結果、以下の課題が存在。
 - ①システム構造が不統一で全体として複雑な構造
 - ②改修にかかるコストが高く、改修期間が長期化
 - ③システムの老朽化に伴う、OSや各種ソフトウェア製品のサポート停止、ハードウェアの供給停止
→業務の継続性を確保するためには、システムの刷新が不可避
- 上記の課題に対応すべく、老朽化した個別システムを刷新し、個別システムの構造の定型化や全システム共有のデータベース構築によるシステム構造の簡素化を進める「**特許庁業務・システム最適化計画**」を策定。

刷新前のシステム



目標とするシステム



システム構造が不統一で、かつ、各システムが独自のDBを保持している課題を有する

喫緊の優先政策事項に逐次システム対応しつつ、個別システムに分散したデータベースを段階的に集約

全システムのデータベースを集約、システム構造の簡素化を実現

業務・システム最適化計画について

業務・システム最適化の経緯（平成24年度以降）

- 民間有識者からなる「技術検証委員会」※による専門技術的観点からの審議等を踏まえて新たなシステム開発計画を策定し、パブリックコメントを経た上で、平成25年3月に「特許庁業務・システム最適化計画」（以下、「最適化計画」）として決定・公表。
※「技術検証委員会」メンバー（平成23年9月～平成25年1月） ※肩書きは平成25年1月当時のもの
委員長：大山永昭 東京工業大学教授
委員：遠藤紘一 リコー・ジャパン（株）顧問、三木茂 スクワイヤ・サンダース・三木・吉田外国法共同事業法律特許事務所弁護士
- 「業務・システム最適化計画」は「デジタル・ガバメント中長期計画」に統合されることとなり、特許庁における業務・システム最適化の取組は、「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」に記載され2018年6月に決定・公表された。

業務・システム最適化の4つの目標

- ①世界最高レベルの迅速かつ的確な権利の設定に不可欠なシステム基盤の整備
- ②情報発信力の強化及びユーザの利便性向上
- ③安全性・信頼性の高いシステム及び運用体制の構築
- ④行政運営の簡素化・効率化・合理化・質の向上、及びシステム経費の節減

業務・システム最適化実施における重点事項

「技術検証委員会」等の指摘も踏まえ、特許庁業務・システム最適化の実施に当たっては、次の5つの視点から徹底した改善、改革に努めることとした。

- ①システム開発方式の見直しによる難易度の大幅な低減とリスクの最小化
- ②プロジェクト推進・監理体制の強化
- ③業務等についての徹底的な分析
- ④調達手続の改善
- ⑤外部監査体制の確立による客観性の確保

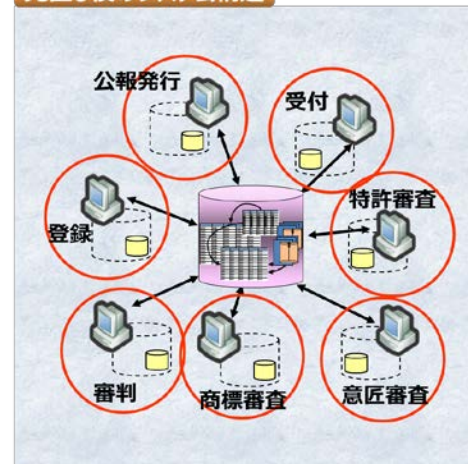
業務・システム最適化計画改定における改善点

① システム開発方式の見直しによる難易度の大幅な低減とリスクの最小化

＜段階的刷新方式を選択＞

- ・業務単位毎の段階的刷新方式へと変更し、個々の開発規模を縮小することで、開発の技術的困難性を大幅に低減した。
- ・個別システムには各業務特有の必要最小限のデータを保持させ、共有データベースには各業務で共通利用するデータのみを集約した。

見直し後のシステム構造



② 業務等についての徹底的な分析＜発注者能力の強化＞

- ・現行業務やシステムを十分に分析し、システム開発を着実にを行うために、現行業務全体を網羅的に文書化する作業（業務可視化）を実施した。

③ プロジェクト推進・監理体制の強化＜発注者能力の強化＞

- ・特許庁のプロジェクト推進体制を強化するため、「特許庁情報化推進本部」を設置し、強力なトップマネジメントによる意思決定やプロジェクト推進を可能にした。

④調達手続の改善＜技術力の高いシステム開発業者の調達＞

- ・最も技術力の高い事業者に対して最も高い点数を付与する相対評価を採用することで、事業者間の技術力の優劣が点数差として大きくなるようにした。
- ・価格点：技術点の割合を1：3とし、技術点の占める割合を大きくすることで、技術力の高い事業者を選定できるようにした。

⑤外部監査体制の確立による客観性の確保

- ・政府CIO、技術検証委員会等による監査・助言を受けることにより、システム開発に関する妥当性等を確保した。

特許庁におけるシステム開発に関する意思決定体制

(③プロジェクト推進・監理体制の強化)

- 特許庁長官を本部長、特許庁CIO(特許技監)を本部長代理とする「**特許庁情報化推進本部**」を設置し、強力なトップマネジメントによる意思決定やプロジェクト推進を可能に(平成25年1月)。
- 複数のシステム開発が同時並行で実施されるため、全体を見渡したプロジェクト進捗管理を着実に実施すべく、特許庁PMOを設置(平成25年1月)。

経済産業省

経済産業大臣

経済産業省PMO

特許庁

特許庁長官
特許庁CIO(特許技監)

特許庁情報化推進本部

本部長：特許庁長官／本部長代理：特許庁CIO(特許技監)

特許庁情報化推進本部会合

構成員：本部長、本部長代理、
本部員(総務部長、審査業務部長、審査第一部長、審査第二部長、関係課室長等)
オブザーバ：本部WG構成員(関係各課補佐等)

特許庁情報化推進本部WG

構成員：関係各課補佐等

特許庁PMO(特許庁情報化推進本部事務局)

事務局長：総務課長
事務局長代理：情報システム室長
統括：総務課情報技術企画室長、総務課情報技術調査官
事務局員：事務局長、事務局長代理、統括、総務課・情報システム室内PMO担当職員等

個別プロジェクトチーム

個別プロジェクトチーム

個別プロジェクトチーム

個別プロジェクトチーム

電子行政推進体制

内閣官房
情報通信技術(IT)
総合戦略室
室長：内閣情報通信政策監
(政府CIO)

総務省行政管理局

民間有識者等による監査体制

特許庁情報システムに関する
技術検証委員会

情報提供・利便性向上

情報システムの構築に
関するニーズ把握

民間におけるシステム
開発等の技術的知見

ユーザ



知的財産権の積極的活用

外部ITベンダや学識経験者等



外部有識者によるシステム開発妥当性担保の取組

(⑤外部監査体制の確立による客観性の確保)

○技術検証委員会による監査、指摘

委員構成（平成27年10月～）

委員長	大山 永昭	東京工業大学	科学技術創成研究院	特命教授
委員	石野 普之	株式会社リコー	グループ執行役員	
	小尾 高史	東京工業大学	科学技術創成研究院	准教授
	菊川 裕幸	一般社団法人	日本情報システム・ユーザー協会	専務理事
	矢澤 篤志	カシオ計算機株式会社	生産本部 シニアオフィサー	生産・サプライチェーン改革担当

最適化計画改定（2013年3月）

最適化計画改定段階 （2012年度）

①最適化計画の改定

- ・ システム刷新の基本方針
- ・ 業務可視化資料の運用

②プロジェクトの推進・管理

- ・ プロジェクトの管理体制・管理手法

システム刷新準備段階 （2013～2015年度）

③プロジェクト全体の概況報告

- ・ 発生した課題と対応内容 等

④システム刷新の準備工程

- ・ システムアーキテクチャの策定

⑤レガシーシステム脱却

- ・ ホストコンピュータのサーバ化

システム刷新段階 （2016年度～）

⑥システム刷新の状況

- ・ 各プロジェクトの状況報告
- ・ 開発規模削減に向けた取組
削減方針、具体的な削減策 等

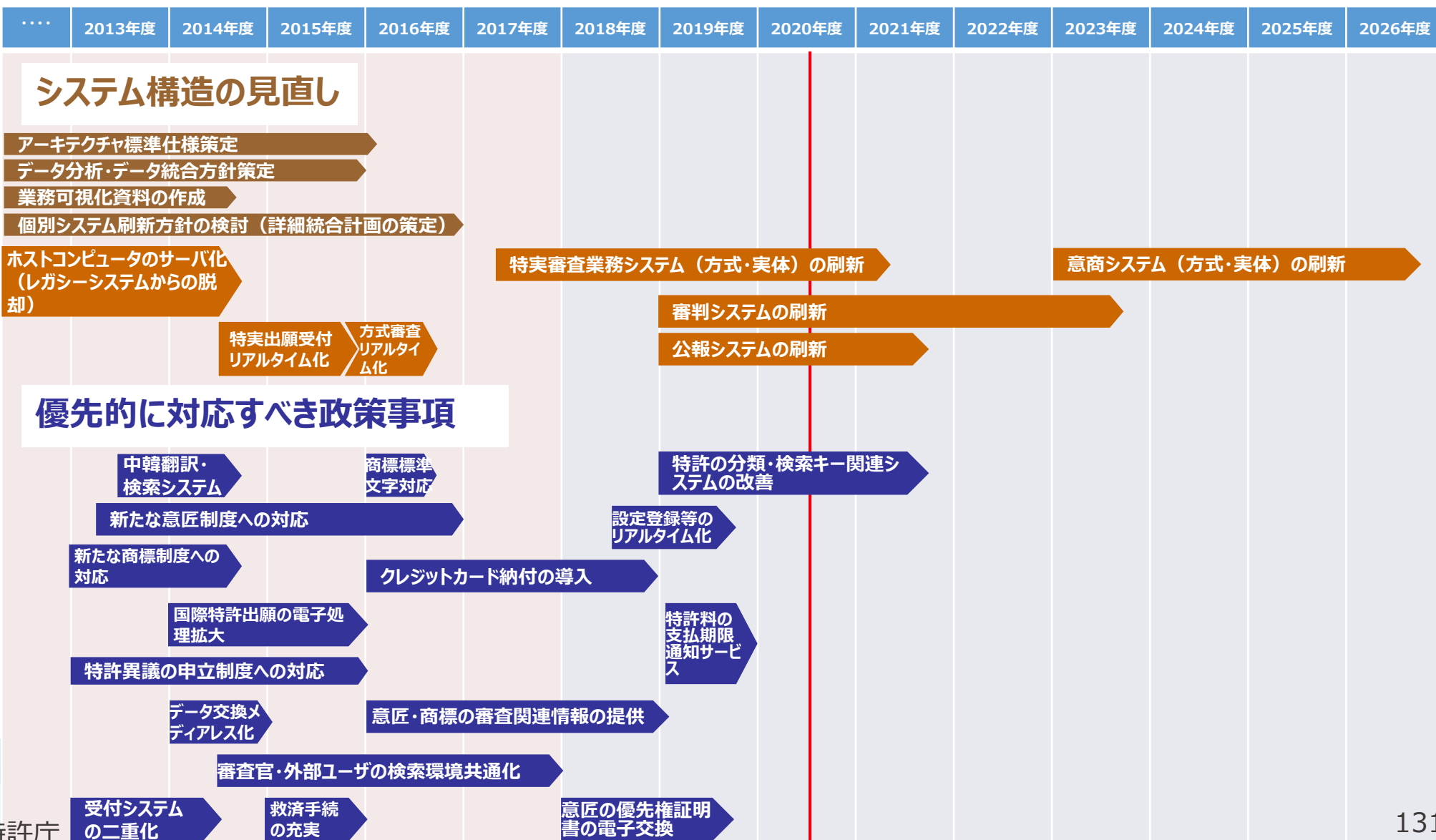
<直近の委員会での議論内容・具体的な指摘>

- ・ 最終段階にあるプロジェクトのテストでのエラーの発生状況の評価や、今後開発に着手するプロジェクトの具体的な費用削減策等についても詳細に議論。
- ・ 委員からは、失敗から立ち直りようやく大規模システムを安定的に構築できるようになったことや、今後着手するプロジェクトでの開発規模3割削減の見通しを立てたことなどを評価する意見があった。

業務・システム最適化の工程表

最適化計画（改定版）

デジタル・ガバメント中長期計画（「特許庁における業務・システム最適化」）



（参考）これまでの主な開発事項

- ①世界全体の特許文献に占める割合が急増する**外国語（中国語等）特許文献の相当数をカバーした機械翻訳・検索システム**を構築することで日本語による検索環境を実現。審査の質を向上させるとともに、外部にも提供（我が国発の安定した権利を実現）。（平成27年1月サービス開始）

※約1,940万件（中国約1,575万件、韓国約365万件（平成29年12月25日時点））の翻訳・検索を可能とし順次範囲を拡大中。

- ②**意匠権に関するハーグ協定加盟に伴う簡便な国際出願手続、音をはじめとする新しいタイプの商標保護、特許付与後の簡素な手続による権利見直し制度（特許異議の申立制度）**の導入等、新たな制度に対応したシステムの実現。

（ハーグ協定加盟対応：（国内段階部分）平成27年5月サービス開始、（国際段階部分）平成29年3月サービス開始
新商標対応・特許異議の申立制度対応：平成27年4月サービス開始）

- ③出願受付システムの遠隔地設置（二重化）による、**災害発生時においても24時間365日の出願日を確保**。
（平成26年10月サービス開始）

- ④保守部品調達の困難な**ホストコンピュータを廃止し、レガシーシステムから完全に脱却**。（平成27年1月サービス開始）

- ⑤特許・実用新案に係る主要システムの**構造簡素化**に伴う**業務処理のリアルタイム化**。
（（受付部分）平成28年3月サービス開始、（方式部分）平成29年1月サービス開始）

- ⑥未公開案件情報の漏洩を防止することを目的とする**セキュリティ対策の強化**。（平成28年5月サービス開始）

- ⑦**審査官が照会可能な文献を蓄積するデータベースと、一般利用者が照会可能な文献を蓄積するデータベースを一元化した「共通特実検索システム」**をクラウド上に構築。一般利用者にも審査官と同等の文献検索環境を提供。

（（文献照会部分）平成28年2月サービス開始、（検索部分）平成30年2月サービス開始予定）

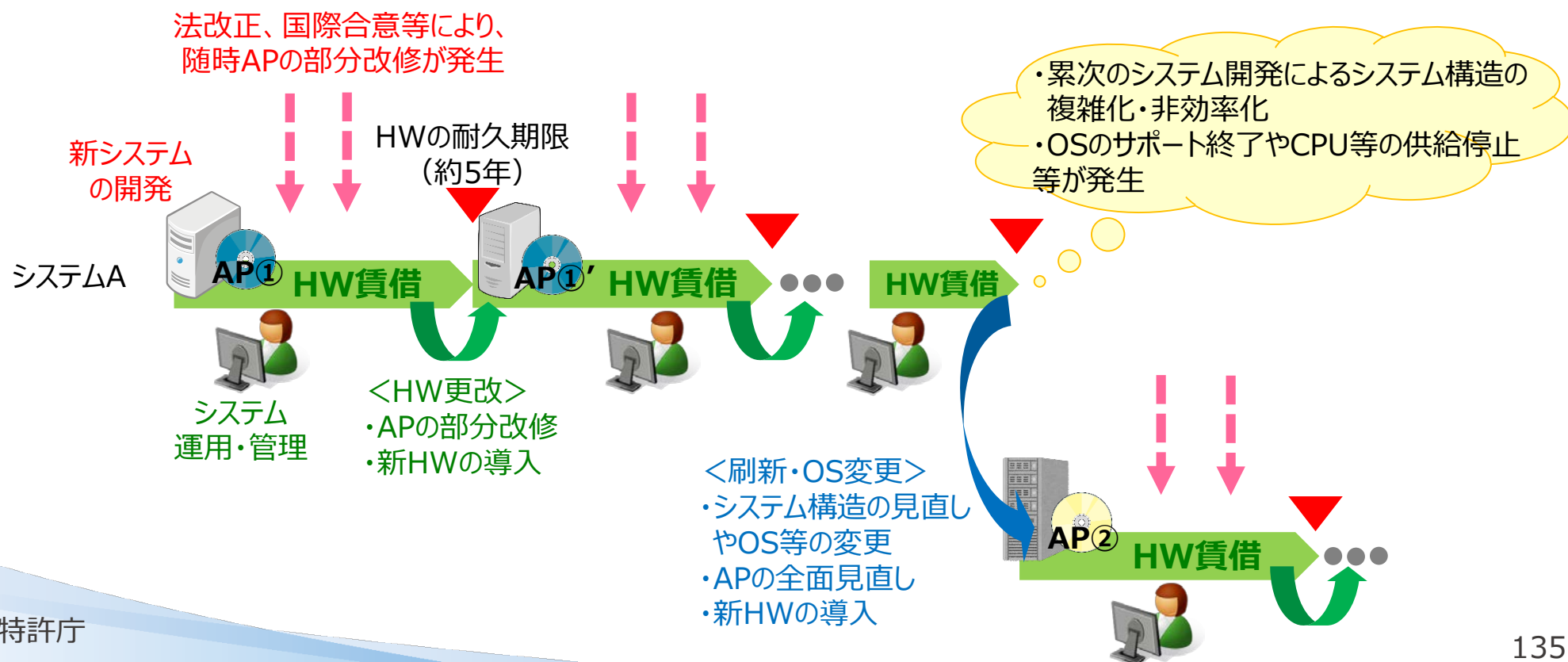
（参考）これまでの主な開発事項

- ⑧特許協力条約(PCT)に基づく国際特許出願の国際段階における書類のうち、国際出願書類のみを電子手続(インターネット出願ソフトを利用したオンライン申請)可能としていたところ、**電子手続可能な書類を拡大**。(平成28年4月サービス開始)
- ⑨**クレジットカード決済**による料金納付に対応。(平成31年4月サービス開始)
- ⑩書誌情報等に関するデータの迅速な提供と、意匠・商標に関する審査・審理関連情報の外部への提供。
(令和元年5月サービス開始)
- ⑪特許権等の**設定登録**に係る処理の**日次化**。(令和2年1月サービス開始)
- ⑫特実において実現している**優先権証明書の電子的交換**に係る枠組みの**意匠**への対象拡大。(令和2年1月サービス開始)
- ⑬手続に不慣れな中小企業・個人の権利消滅を防ぐため、権利維持に必要な特許料・登録料の納付期限を通知。
(令和2年4月サービス開始)

2. システム関係費用の現状と経費削減の取組

特許庁におけるシステム事業

- システム経費は、特許庁システムの開発（新システムの開発、既存システムの改修）及び維持に使用。
- 特許庁システムを維持するためには、ハードウェアの借り入れやシステムの運用・管理に加え、ハードウェアを耐久期限に応じて定期的に入れ替えていくことも必要。入替えの際には、新しいハードウェアに合わせて、アプリケーションプログラムの部分的な改修も必要となる。
- 長期的には、システム構造の見直しやOS等のサポート終了、部品の供給停止等への対応も必要。その場合には、アプリケーションプログラムの全面的な見直しが必要となる。



特許庁システムにおける運用等経費と整備経費

- 特許庁システムにかかる費用は、①情報システムの運用、保守等に要する経常的な経費（運用等経費）と、②法改正等の政策事項に対応するための開発費、ハードウェアの供給停止やOSのサポート切れへの対応費など、情報システムの整備に要する一時的な経費（整備経費）とからなる。
- 現在は、整備経費として、さらにシステム刷新対応費が発生している。

運用にかかる費用（運用等経費）

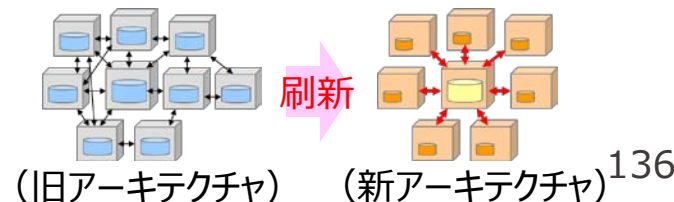
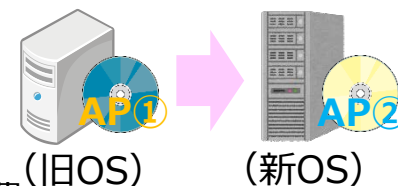
- インフラの利用に要する費用
 - ・ ハードウェアの賃借料
 - ・ クラウドサービスの利用料
 - ・ 通信回線の利用料
- システムの運用に要する費用
 - ・ システム運用・管理者（SIベンダ、オペレーションベンダ）の作業費



- アプリケーションを正常に保つために必要な費用
 - ・ アプリケーション保守費（バグ対応等）
- その他定常的に必要な費用
 - ・ 消耗品等の費用

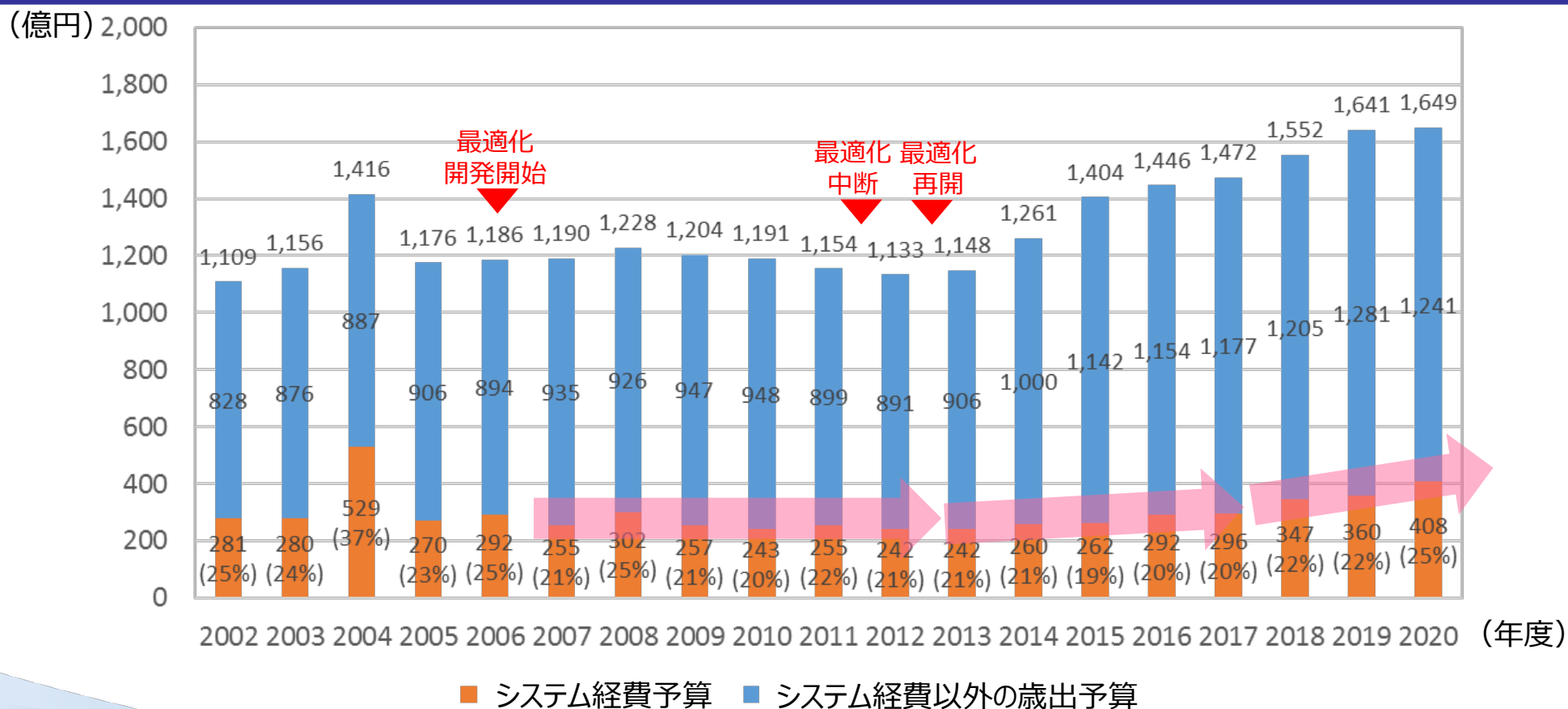
整備にかかる費用（整備経費）

- 政策事項の実施に要する費用
 - ・ 法改正、国際合意等に対応するためのアプリケーション開発費
 - ・ 新たな行政サービスを行うためのアプリケーション開発費
- インフラの入替えに要する費用（耐久期限の到来に伴うもの）
 - ・ ハードウェア調達支援業者の費用（要件定義書・調達仕様書作成、意見招請対応等）
 - ・ ハードウェアの入替えに起因するアプリケーション改修の費用
- 旧型システムから新型システムへの変更に要する費用
 - ・ OS等のサポート切れやハードウェアの供給終了への対応に必要なアプリケーション開発費
 - ・ システム刷新のアプリケーション開発費
 - ・ 派遣職員（システム刷新等）の費用

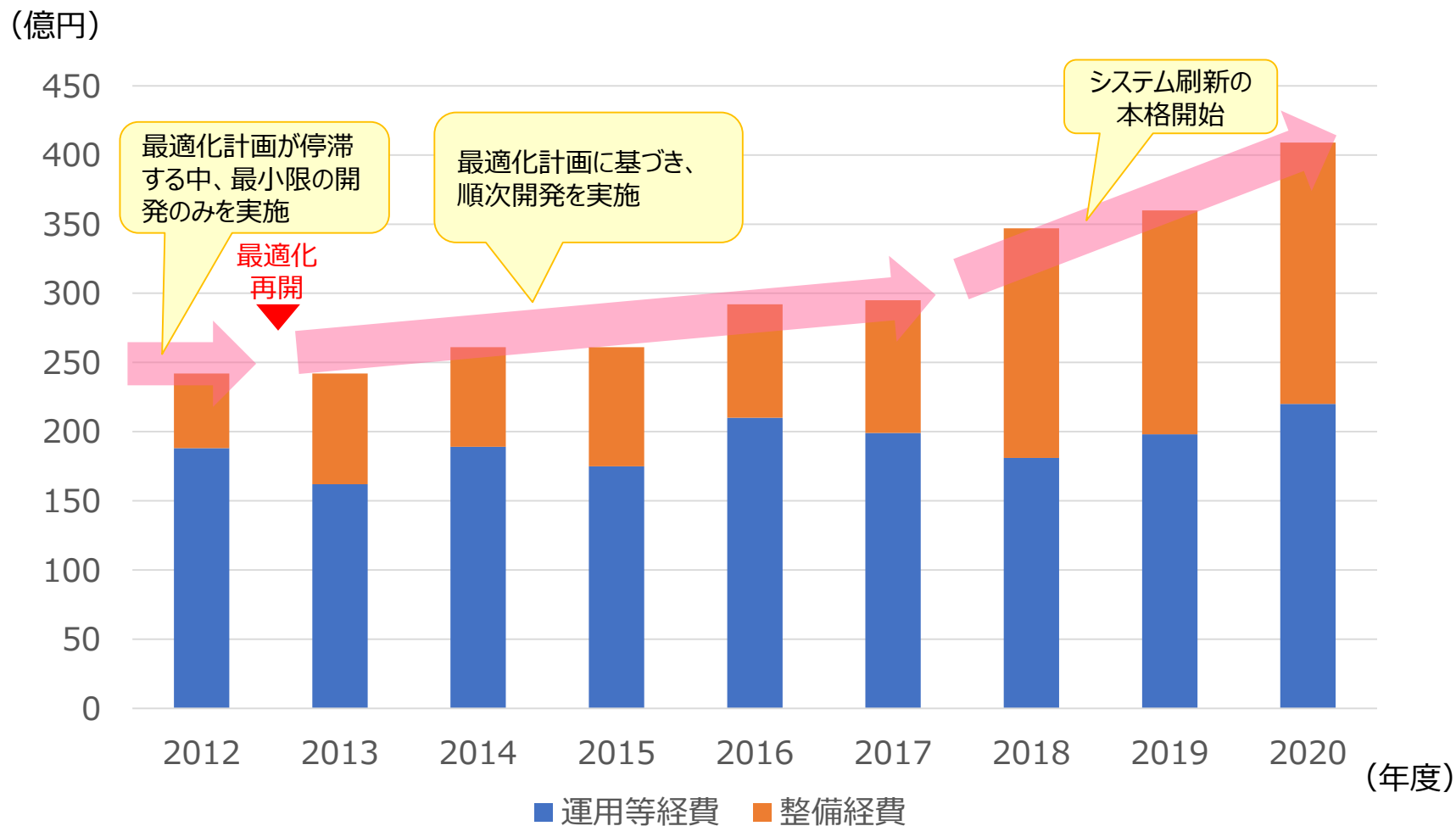


歳出全体とそれに占めるシステム経費

- システム経費は約240～300億で推移していたが、近年急速に増加。
- 2006年12月に、最適化計画に基づく設計開発を開始。その後、計画が停滞する中、最低限の開発のみを実施。
- 2013年3月に最適化計画を再開。新規システムの開発、既存システムへの機能追加等により、経費が増加。
- 2017年度中旬からは、システム刷新が本格開始。これに伴い経費が更に増加。
- 総予算に占めるシステム経費の割合は、概ね20～25%で推移。



運用等経費及び整備経費の推移



※金額は、いずれも予算額

システム経費削減に向けた取組＜運用等経費＞

- 将来にわたってシステム経費を削減するためには、固定費である運用等経費の削減が重要。
- 運用等経費の大部分は、①ハードウェアを使用するための費用、②システムの運用管理のための費用。①、②それぞれについて、削減策を決定。業務に致命的な影響が生じるもの以外は削減する計画。
- 削減策は順次実施中。これにより、**2020～2026年度の運用等経費を合計約100億円削減し、2027年度以降の運用等経費を毎年約20億円削減**できる見込み。

①ハードウェア費削減の主な取組

（１）機器を減らす、機器構成を簡素化する

- 障害発生時に瞬時にバックアップサーバに切り替わる仕組みの廃止によるサーバ等の削減、サーバ構成の簡素化
 - ✓ 件数の少ない案件を扱う一部のシステムについては、バックアップサーバ自体を廃止（国際意匠登録のシステムで実施。障害時に庁内業務が数日間停止することを許容。）
 - ✓ その他のシステムについても、バックアップサーバへの切り替え方式をコストの安い方式に変更（障害時に1日程度停止することを許容）
 - ✓ 遠隔地に配置していた電子出願受付バックアップセンターを廃止※（システム障害発生時や定期メンテナンス時間帯に電子出願が不可能となることを許容）

※非常時等に出願人からオンライン出願を受け付けるシステムを廃止するものであり、受け付けた出願のデータについてのバックアップは、引き続き行う。

システム経費削減に向けた取組＜運用等経費＞

（１）機器を減らす、機器構成を簡素化する（つづき）

- システムの機能削減、性能低下によるサーバ等の削減
 - ✓ 業務支援機能（業務効率を高めるための機能、ミスを防止する機能等）の削減、システムの応答性能の低下等（業務効率の低下等を許容）
- 職員が使用する機器の削減
 - ✓ 審査官用PCの２画面構成の廃止やプリンタの半減等、職員が使用する機器を業務に致命的な影響を及ぼさない範囲で最大限削減（業務効率の低下等を許容）
- サーバ集約技術（仮想化等）の活用によるサーバの削減（従前から実施）

（２）機器を長く使う

- すべてのサーバの使用期間を延長することにより、単年度あたりの費用を低減
 - ✓ サーバを従来（５年程度）よりも１～２年長く使用（経年劣化による故障リスクを許容）

（３）安価な機器、ソフトウェアを使う

- 調達仕様の見直し（機能や性能の要件の緩和）による、安価な機器、ソフトウェア等の導入
 - ✓ 機能の少ない安価な機種、オープンソースソフトウェア等を活用（利便性の低下、保守性の低下を許容）

システム経費削減に向けた取組＜運用等経費＞

（４）クラウドの活用を拡大する

- 現在、未公開情報を保有しないシステムにクラウドを活用しているところ、更なる活用を検討（ただし、コストメリットを享受できる形でクラウドに移行するには、大幅なシステム改修（刷新）が必要であり、中長期的な検討課題）

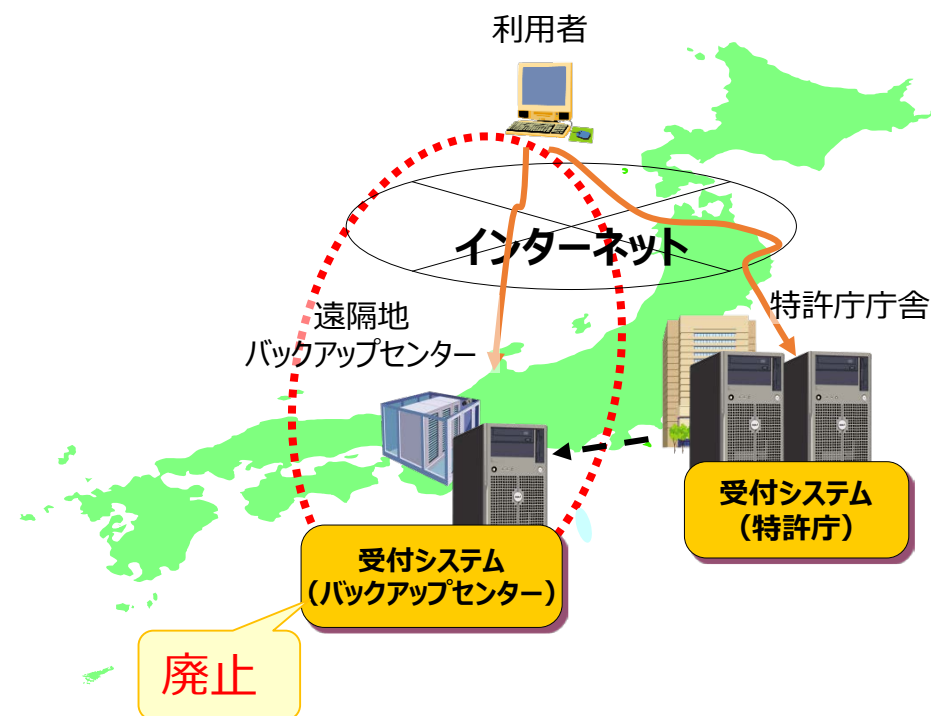
②運用管理費削減の主な取組

（１）運用管理のレベルを下げる

- 運用管理業者に課す要件を緩和
 - ✓ 運用管理業者が遵守するサービスレベルを緩和し、遠隔地や少人数での対応を可能化（障害対応等が現行よりも遅延することを許容）
- 職員向けサポートの縮小
 - ✓ ヘルプデスクの対応時間の短縮、保守スタッフの常駐の縮小など（利便性の低下を許容）

(参考) 電子出願受付バックアップセンターの廃止について

- 大規模災害やシステム障害の発生により特許庁庁舎の受付システムが利用不可になった場合の代替手段として、平成26年10月より電子出願受付バックアップセンターを稼働、平成27年3月に機能を拡充し、従来オンライン出願不可だった本庁舎システムメンテナンス期間（毎週日曜0～9時）にもオンライン出願を可能に。
- 一方で、上記メンテナンス期間における利用数は少なく、電子出願受付バックアップセンターの維持管理にかかる費用に対して、費用対効果が乏しい状況。また、郵送や本庁舎窓口への持込による出願も可能であり、電子出願が不能な状況であっても代替手段は存在。
- 電子出願受付バックアップセンターの廃止により、維持管理にかかる年間5億円程度を削減。



システム経費削減に向けた取組＜整備経費＞

- 運用等経費の削減に加え、整備経費の削減も必要。
- 開発案件の選定は、従来以上に厳格に行う。
- 開発するものについても、開発に要する経費を最小限とすべく、要件の精査を徹底する。

（１）開発案件を大幅に絞り込む

- 必要性や費用対効果等に基づく開発案件の絞り込みを、従来以上に厳格に実施
 - ✓ 当面の間、職員の利便性の向上等を目的とする開発は、原則実施しない

（２）開発規模を縮小する

- 開発する案件については、要件を厳格に精査し（業務上致命的な問題が生じない範囲）、開発規模を最小限に抑制
 - ✓ 特許庁情報化推進本部会合（※）において、要件をコントロール（従前より実施）
※特許庁長官を本部長、特許技監を本部長代理とする、システム開発に関する庁内意思決定機関
 - ✓ 外部コンサルタントによる、開発規模の妥当性検証（従前より実施）
 - ✓ 審判システムの刷新では、現行業務の見直し、現行機能の棚卸し、業務支援機能の内製化の検討等を行うことにより、開発規模の３割削減を実現 ⇒ 技術検証委員会に諮り、妥当であるとの評価
 - ✓ 後続のシステム刷新プロジェクトである「意商システム刷新」についても、同様の考え方で開発規模の削減を実施中

（３）利用頻度の低いシステムを廃止する

- ✓ MAC版電子出願ソフトの廃止

システム経費について、更なる経費削減を行う方策

- 前述の運用等経費及び整備経費を削減する取組を継続することにより、特許庁のシステムは、業務が実施可能な範囲で必要最小限のシステムとなる。
- 更なる削減を行うには、①前述のシステム経費削減の各取組を更に強化、②一部のシステムを廃止、が考えられるが、特許庁の業務やユーザの利便性に著しい悪影響が生じると見込まれる。

①システム経費削減の各取組の強化

各取組を強化することにより、システム経費の更なる削減が見込める一方で、業務の効率や精度、安定的な行政サービスの提供に著しい支障が生じる危険性が高まる。

（取組強化の例）

- ✓ すべてのシステムについて、バックアップサーバ自体を廃止
⇒障害時に電子出願の受付や庁内業務全体が数日間停止するおそれ
- ✓ システムの応答性能を更に低下
⇒庁内業務の効率や精度に著しい問題が生じるおそれ

②一部のシステムの廃止

システムは、概ね優先度の高いものから整備してきているため、削減する場合は、近年整備したものが候補となり得る。将来的には、WIPOの提供するシステムを活用することで、庁内システムを廃止するのも一案。

（削減候補となり得るシステムの例）

- ✓ 登録年金期限通知サービス
- ✓ J-Platpat上で提供されている手続書類の照会機能
- ✓ J-Platpat上で提供されている審査官向けと同等の特実文献検索機能
- ✓ ワンポータルドシエ（OPD）の公衆提供
- ✓ 外国特許情報サービス（FOPISER）
- ✓ 中韓文献翻訳・検索機能

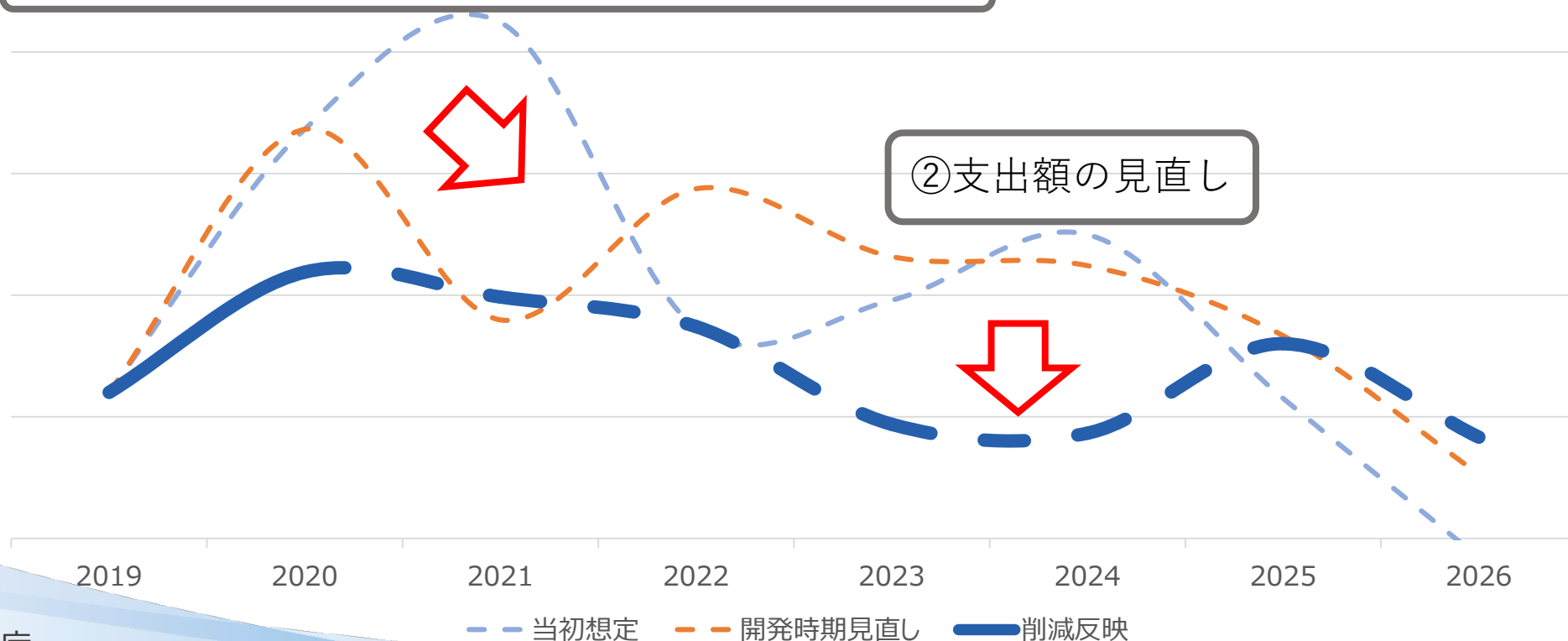
削減計画を踏まえた、2020年度以降のシステム経費見通し

- 審判システム刷新、意商システム刷新の要件を見直し、業務の見直し等を含めて検討を行うことで、審判システム刷新については開発規模を3割削減。また、前述の経費削減の取組により、2020～2026年度のシステム経費を相当程度削減。
- 開発期間等を調整することにより、システム経費のコブがなくなるように調整。

2020年度以降のシステム経費のイメージ

①審判・V3刷新後ろ倒しによる支出時期の平準化

②支出額の見直し



(後半) まとめ及び御議論いただきたいこと

【イノベーション促進】

- ・ イノベーション促進に向け、国内外での早期安定的な権利の取得支援（海外知財庁との協力など）、大学・中小・ベンチャー企業支援、適時の制度改革などに取り組んできた。
- ・ 環境変化およびユーザーニーズに応じて、出願人等の支払う料金収入が特許庁施策の財源であることにも留意しつつ、既存の施策を適宜見直していくとともに、必要な新規施策を講じていく。

【システム】

- ・ 特許出願30万件、商標出願20万件、意匠出願3万件といった単位の業務を限られた人員でこなす上でシステム化は不可欠。
- ・ 他方、早期にシステム化を進めたこと、また、高いセキュリティ水準が求められ、かつ、汎用性のない特許庁固有の業務に対するシステム構築の特殊性などにより、構築・刷新、運用のいずれにおいても相応のコストを要してきたことも事実。
- ・ 収支の改善に向け、すでに情報システム経費の改革に着手しており、2020年度～2026年度で相当額のシステム経費削減策を決定。引き続き、改革を進めていく。

【歳出・歳入】

- ・ 歳出に関して徹底した効率化、合理化を進めていくことに合わせ、変化する環境に応じたサービスの維持・向上に向けて、歳入構造についても見直しを進めてまいりたい。（第三回基本問題小委員会で議論予定）

【イノベーション促進】

- ・ 国際協力、大学・中小・ベンチャー企業支援、知財人材育成などに対するこれまでの取組、今後の取組についての率直な評価・御意見

【システム】

- ・ これまでの経費削減のための取組に対する評価・御意見
- ・ 更なる合理化・経費削減の必要性に対する御意見
(必要な場合、ユーザサービス低下との関係をどう考えるか)

【歳出・歳入】

- ・ 特許庁の歳出の現状及び歳出削減に向けた取組に対する評価・御意見
- ・ 収支相償の観点から歳入構造を見直すことについての御意見

- **第1回 現状認識と今後の論点（案）提起**
- 第2回 審査制度の在り方、今後の知財政策・制度改正の方向性
- **第3回 特許庁サービスの維持・向上に必要な料金体系のあり方について**
- **第4回 とりまとめ**

特許庁

